

令和4年度第1回弘前市地域包括支援  
センター運営協議会 会議資料

# 令和3年度実績報告

## 1. ケアマネジメントの実績 ア 介護予防支援計画の実績

※介護予防支援計画とは…要支援者に対する支援計画のうち、介護予防サービス(通所リハ、訪問看護、福祉用具の貸与等)の利用も計画されているもの。

(単位:件)

地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	115	(22)	13	117	(22)	13	112	(22)	14	115	(22)	13	116	(23)	13	113	(23)	12	688	(134)
第二	113	(17)	11	116	(17)	11	109	(17)	12	111	(18)	13	115	(20)	12	116	(19)	14	680	(108)
第三	166	(35)	20	165	(34)	21	165	(35)	20	166	(35)	19	175	(37)	21	168	(34)	21	1,005	(210)
東部	83	(52)	23	82	(54)	23	88	(56)	24	95	(62)	28	99	(67)	27	98	(64)	27	545	(355)
西部	62	(6)	3	69	(7)	3	74	(9)	3	76	(9)	3	74	(9)	3	75	(10)	3	430	(50)
南部	147	(42)	16	149	(41)	18	144	(39)	18	131	(34)	17	133	(35)	18	133	(29)	15	837	(220)
北部	89	(16)	8	92	(16)	8	89	(15)	8	88	(15)	8	85	(15)	8	87	(15)	8	530	(92)
合計	775	(190)		790	(191)		781	(193)		782	(195)		797	(206)		790	(194)		4,715	(1,169)

地域包括支援センター名	10月分			11月分			12月分			1月分			2月分			3月分			令和3年度計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	117	(26)	13	121	(26)	13	116	(25)	12	116	(24)	12	114	(22)	11	117	(21)	11	1,389	(278)
第二	119	(19)	13	123	(20)	14	116	(19)	14	122	(18)	14	111	(17)	14	118	(18)	14	1,389	(219)
第三	170	(33)	20	165	(33)	20	165	(33)	21	156	(30)	19	152	(30)	18	161	(30)	17	1,974	(399)
東部	96	(64)	28	97	(64)	28	87	(60)	27	82	(54)	26	83	(56)	27	82	(55)	27	1,072	(708)
西部	76	(9)	3	78	(8)	3	64	(6)	2	57	(5)	2	54	(3)	2	56	(4)	2	815	(85)
南部	131	(31)	17	132	(30)	16	122	(24)	13	120	(24)	13	114	(20)	12	116	(18)	12	1,572	(367)
北部	83	(16)	8	85	(18)	8	87	(17)	8	86	(18)	8	85	(15)	8	86	(17)	8	1,042	(193)
合計	792	(198)		801	(199)		757	(184)		739	(173)		713	(163)		736	(163)		9,253	(2,249)

イ 介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントとは…事業対象者に対する支援計画及び、要支援者に対する支援計画のうち総合事業サービスのみ計画されているもの。

(単位:件)

地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	375	(48)	12	356	(48)	13	345	(47)	13	369	(49)	14	364	(49)	14	371	(51)	15	2,180	(292)
第二	228	(19)	13	219	(18)	14	221	(19)	12	220	(17)	11	215	(16)	7	216	(16)	11	1,319	(105)
第三	456	(51)	21	449	(50)	20	439	(44)	20	451	(50)	22	438	(49)	21	435	(47)	19	2,668	(291)
東部	223	(82)	24	226	(81)	22	230	(85)	25	237	(94)	26	243	(95)	26	259	(108)	25	1,418	(545)
西部	155	(7)	4	149	(7)	5	161	(8)	3	159	(10)	4	162	(9)	3	160	(11)	3	946	(52)
南部	393	(52)	18	371	(51)	17	356	(47)	16	358	(42)	17	342	(40)	17	333	(37)	16	2,153	(269)
北部	202	(19)	10	180	(18)	10	184	(19)	10	185	(18)	10	187	(20)	10	181	(17)	10	1,119	(111)
合計	2032	(278)		1950	(273)		1936	(269)		1979	(280)		1951	(278)		1955	(287)		11,803	(1,665)

(単位:件)

地域包括支援センター名	10月分			11月分			12月分			1月分			2月分			3月分			令和3年度計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	372	(50)	14	363	(48)	14	365	(48)	15	346	(48)	14	332	(48)	15	352	(48)	15	4,310	(582)
第二	211	(13)	9	210	(13)	10	206	(12)	10	201	(12)	9	194	(11)	9	200	(12)	9	2,541	(178)
第三	444	(42)	19	446	(41)	20	446	(41)	20	434	(46)	21	390	(41)	20	405	(42)	20	5,233	(544)
東部	259	(100)	26	277	(121)	27	249	(94)	26	241	(95)	27	224	(88)	27	224	(86)	26	2,892	(1,129)
西部	158	(11)	3	157	(12)	3	168	(14)	4	168	(14)	4	156	(13)	3	165	(14)	3	1,918	(130)
南部	339	(35)	16	333	(33)	15	343	(37)	16	346	(34)	17	319	(31)	16	321	(31)	15	4,154	(470)
北部	178	(17)	10	187	(17)	10	195	(18)	10	202	(17)	9	196	(15)	9	196	(16)	8	2,273	(211)
合計	1961	(268)		1973	(285)		1972	(264)		1938	(266)		1811	(247)		1863	(249)		23,321	(3,244)

ウ 包括的支援業務における介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントのうち、事業対象者に対する支援計画(三職種による支援計画)

(単位:件)

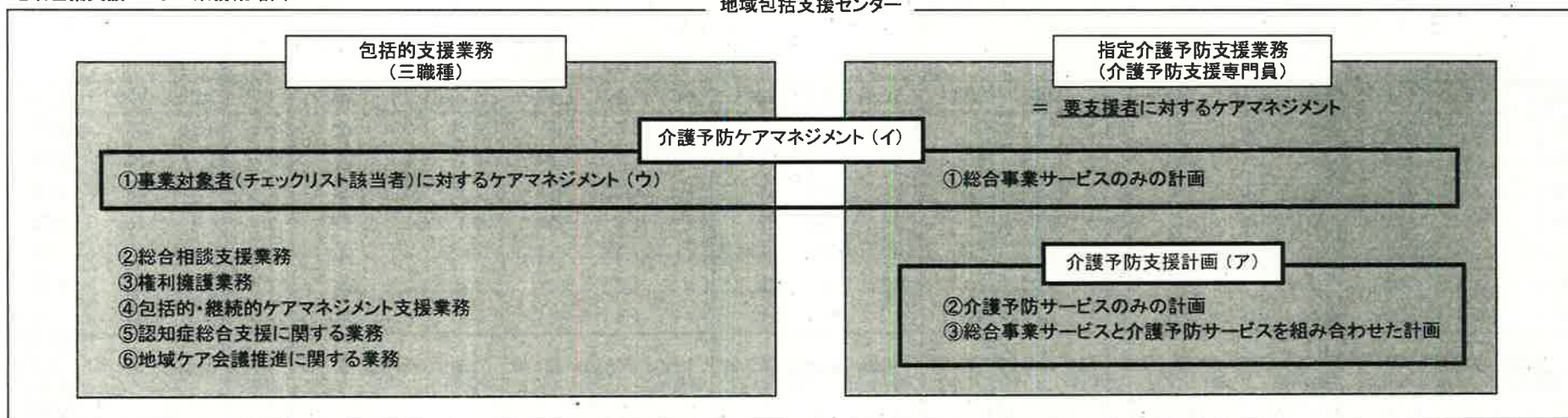
地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)		
	プラン 件数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)
第一	187	(0)	(19)	176	(0)	(5)	163	(0)	(2)	174	(0)	(7)	174	(0)	(3)	181	(0)	(6)	1,055	(0)	(42)
第二	92	(0)	(2)	93	(0)	(3)	93	(0)	(3)	92	(0)	(0)	93	(0)	(2)	92	(0)	(1)	555	(0)	(11)
第三	203	(4)	(18)	205	(4)	(11)	200	(3)	(7)	204	(5)	(7)	195	(4)	(3)	202	(4)	(10)	1,209	(24)	(56)
東部	109	(1)	(16)	113	(1)	(6)	114	(2)	(7)	110	(2)	(2)	111	(1)	(5)	112	(2)	(2)	669	(9)	(38)
西部	55	(0)	(5)	51	(0)	(1)	54	(0)	(3)	53	(0)	(2)	55	(0)	(3)	49	(0)	(2)	317	(0)	(16)
南部	178	(3)	(10)	171	(3)	(5)	162	(3)	(7)	167	(3)	(5)	160	(4)	(4)	160	(2)	(8)	998	(18)	(39)
北部	99	(0)	(0)	83	(0)	(0)	83	(0)	(3)	85	(0)	(0)	84	(0)	(1)	78	(0)	(0)	512	(0)	(4)
合計	923	(8)	(70)	892	(8)	(31)	869	(8)	(32)	885	(10)	(23)	872	(9)	(21)	874	(8)	(29)	5,315	(51)	(206)

(単位:件)

地域包括支援センター名	10月分			11月分			12月分			1月分			2月分			3月分			令和3年度計(のべ件数)			三職種1人当たりの担当件数(件/月)
	プラン 件数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	
第一	182	(0)	(7)	180	(2)	(2)	176	(1)	(7)	164	(1)	(3)	155	(1)	(5)	168	(1)	(2)	2,080	(6)	(68)	34.7
第二	92	(0)	(2)	93	(0)	(2)	91	(0)	(4)	87	(0)	(2)	82	(0)	(1)	83	(0)	(2)	1,083	(0)	(24)	22.6
第三	207	(3)	(16)	211	(2)	(11)	211	(2)	(11)	203	(2)	(6)	173	(1)	(3)	183	(1)	(7)	2,397	(35)	(110)	25.0
東部	112	(3)	(4)	108	(2)	(2)	105	(2)	(1)	99	(2)	(2)	91	(2)	(0)	94	(4)	(1)	1,278	(24)	(48)	17.8
西部	51	(0)	(1)	52	(0)	(1)	55	(0)	(4)	52	(0)	(4)	48	(0)	(2)	51	(0)	(2)	626	(0)	(30)	13.0
南部	164	(1)	(9)	162	(2)	(6)	167	(3)	(7)	165	(1)	(8)	156	(1)	(7)	162	(1)	(6)	1,974	(27)	(82)	23.5
北部	76	(0)	(0)	85	(0)	(3)	92	(0)	(5)	99	(0)	(10)	95	(0)	(1)	97	(0)	(3)	1,056	(0)	(26)	22.0
合計	884	(7)	(39)	891	(8)	(27)	897	(8)	(39)	869	(6)	(35)	800	(5)	(19)	838	(7)	(23)	10,494	(92)	(388)	23.0

(参考)

地域包括支援センター業務概略図



(単位:人)

地域包括支援センター名	人口			高齢者数			高齢化率		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
第一	26,631	26,631	26,342	8,044	8,044	8,151	30.2%	30.2%	30.9%
第二	19,314	19,314	19,174	6,575	6,575	6,576	34.0%	34.0%	34.3%
第三	31,103	31,103	30,813	10,323	10,323	10,341	33.2%	33.2%	33.6%
東部	29,100	29,100	33,149	7,013	7,013	8,696	24.1%	24.1%	26.2%
西部	11,968	11,968	14,978	4,203	4,203	5,341	35.1%	35.1%	35.7%
南部	36,863	36,863	29,210	13,047	13,047	10,295	35.4%	35.4%	35.2%
北部	13,704	13,704	13,395	5,138	5,138	5,146	37.5%	37.5%	38.4%
合計	168,683	168,683	167,061	54,343	54,343	54,546	32.2%	32.2%	32.7%

※ 人口及び高齢者数は、3月末現在。

2. 訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)の紹介率最高法人に関する実績

上段：紹介率最高法人の件数 / 全件数

中段：紹介率最高法人のケアプラン割合

下段：紹介率最高法人名

地域包括支援センター名 (法人名)	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分	
	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス
第一 (津軽保健生活協同組合)	25/137 18.2%	71/348 20.4%	24/130 18.5%	63/328 19.2%	23/135 17.0%	53/313 16.9%	24/143 16.8%	60/332 18.1%	23/139 16.5%	63/327 19.3%	22/136 16.2%	67/336 19.9%
第二 (弘前豊徳会)	19/86 22.1%	38/192 19.8%	18/85 21.2%	36/186 19.4%	18/82 22.0%	32/181 17.7%	18/81 22.2%	31/180 17.2%	18/83 21.7%	33/176 18.8%	18/81 22.2%	34/181 18.8%
第三 (愛成会)	33/242 13.6%	51/352 14.5%	33/244 13.5%	47/382 12.3%	34/243 14.0%	45/354 12.7%	33/240 13.8%	46/385 11.9%	35/245 14.3%	44/376 11.7%	33/231 14.3%	52/382 13.6%
東部 (一業会)	17/65 26.2%	29/211 13.7%	15/63 23.8%	27/213 12.7%	16/65 24.6%	28/222 12.6%	16/69 23.2%	27/226 11.9%	16/67 23.9%	26/226 11.5%	18/73 24.7%	27/242 11.2%
西部 (嶽陽会)	12/21 57.1%	68/167 40.7%	13/22 59.1%	65/164 39.6%	15/25 60.0%	70/170 41.2%	15/24 62.5%	72/176 40.9%	16/27 59.3%	74/175 42.3%	16/28 57.1%	73/172 42.4%
南部 (博陽会)	28/128 21.9%	45/362 12.4%	26/125 20.8%	44/350 12.6%	27/123 22.0%	42/328 12.8%	24/121 19.8%	41/326 12.6%	24/118 20.3%	42/310 13.5%	25/108 23.1%	42/308 13.6%
北部 (七峰会)	5/24 20.8%	58/214 27.1%	5/24 20.8%	55/191 28.8%	4/24 16.7%	55/195 28.2%	5/24 20.8%	54/200 27.0%	5/25 20.0%	54/202 26.7%	6/26 23.1%	51/198 25.8%

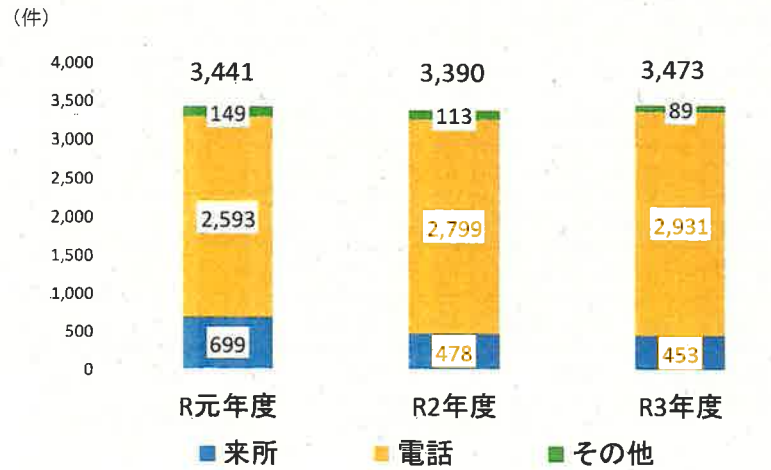
※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

地域包括支援センター名 (法人名)	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分	
	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス
第一 <small>(津軽保健生活協同組合)</small>	23/134 17.2%	67/339 19.8%	22/134 16.4%	64/330 19.4%	20/134 14.9%	68/326 20.9%	21/135 15.6%	63/302 20.9%	22/135 16.3%	62/287 21.6%	22/138 15.9%	64/307 20.8%
	(株)ケアライフ青森	(株)日本健康開発	(有)ケアサービス弘前	(株)日本健康開発	(株)ケアライフ青森	(株)日本健康開発	(有)ケアサービス弘前	(株)日本健康開発	(株)ケアライフ青森	(株)日本健康開発	(有)ケアサービス弘前	(株)日本健康開発
第二 <small>(弘前豊徳会)</small>	18/79 22.8%	35/178 19.7%	17/81 21.0%	35/175 20.0%	16/76 21.1%	37/173 21.4%	17/77 22.1%	36/168 21.4%	17/78 21.8%	26/162 16.0%	17/77 22.1%	32/170 18.8%
	(株)ケアライフ青森	(株)日本健康開発	(株)ケアライフ青森	(株)日本健康開発	(株)ケアライフ青森	(株)日本健康開発	(株)ケアライフ青森	(株)日本健康開発	(株)ケアライフ青森	(株)善世会	(株)ケアライフ青森	(株)日本健康開発
第三 <small>(愛成会)</small>	32/223 14.3%	52/396 13.1%	33/222 14.9%	51/396 12.9%	31/220 14.1%	56/398 14.1%	30/218 13.8%	51/370 13.8%	31/212 14.6%	40/321 12.5%	32/210 15.2%	42/343 12.2%
	(社)愛成会	(株)アキタフィカルグループ	(社)愛成会	(株)アキタフィカルグループ	(社)愛成会	(株)アキタフィカルグループ	(社)愛成会	(株)アキタフィカルグループ	(社)愛成会	(株)アキタフィカルグループ	(社)愛成会	(株)アキタフィカルグループ
東部 <small>(一葉会)</small>	16/68 23.5%	25/252 9.9%	28/91 30.8%	24/244 9.8%	13/65 20.0%	24/235 10.2%	12/66 18.2%	26/226 11.5%	13/67 19.4%	25/223 11.2%	13/68 19.1%	26/221 11.8%
	(社)桃仁会	(社)緑風会	(株)日本健康開発	(社)緑風会	(社)桃仁会	(株)日本健康開発	(社)桃仁会	(社)緑風会	(社)桃仁会	(社)緑風会	(有)ケアサービス弘前	(社)緑風会
西部 <small>(嶽陽会)</small>	16/25 64.0%	72/174 41.4%	16/24 66.7%	72/176 40.9%	16/25 64.0%	75/178 42.1%	14/22 63.6%	70/173 40.5%	15/23 65.2%	62/155 40.0%	15/24 62.5%	66/165 40.0%
	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会
南部 <small>(博陽会)</small>	24/116 20.7%	43/307 14.0%	22/115 19.1%	44/306 14.4%	22/115 19.1%	44/314 14.0%	24/123 19.5%	44/299 14.7%	23/119 19.3%	42/271 15.5%	23/120 19.2%	43/283 15.2%
	(社)博陽会	(医)弘愛会	(社)博陽会	(医)弘愛会	(社)博陽会	(医)弘愛会	(社)博陽会	(医)弘愛会	(社)博陽会	(医)弘愛会	(社)博陽会	(医)弘愛会
北部 <small>(七峰会)</small>	6/24 25.0%	50/194 25.8%	5/22 22.7%	52/202 25.7%	7/23 30.4%	49/210 23.3%	7/24 29.2%	46/210 21.9%	7/24 29.2%	45/201 22.4%	6/19 31.6%	49/207 23.7%
	(有)メーブルの里	(社)つがる三和会	(有)メーブルの里	(社)つがる三和会	(有)メーブルの里	(社)つがる三和会	(有)メーブルの里	(社)つがる三和会	(有)メーブルの里	(社)つがる三和会	(有)メーブルの里	(社)つがる三和会

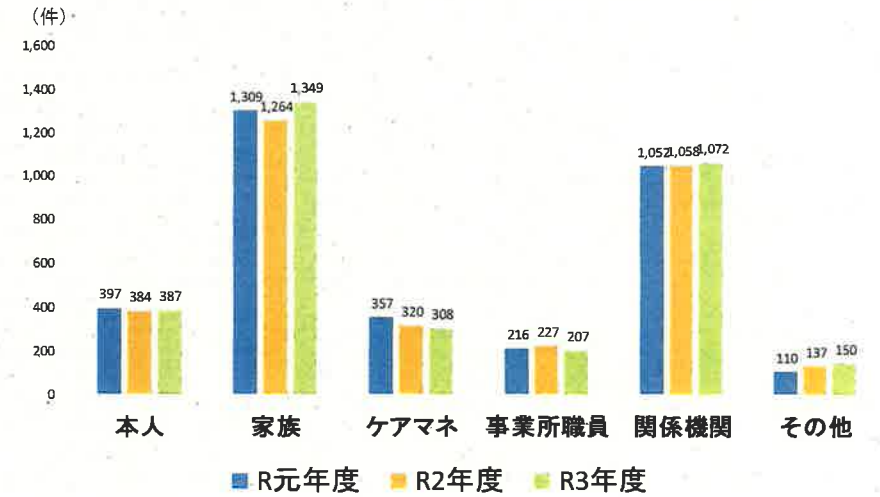
※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

# 令和3年度包括的支援事業実績

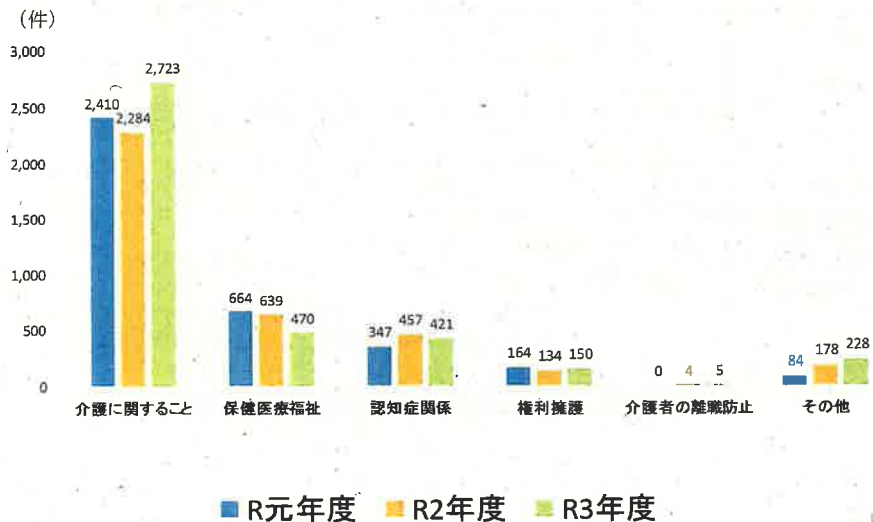
## グラフ1 相談件数の推移【包括全体】 件数は延べ件数



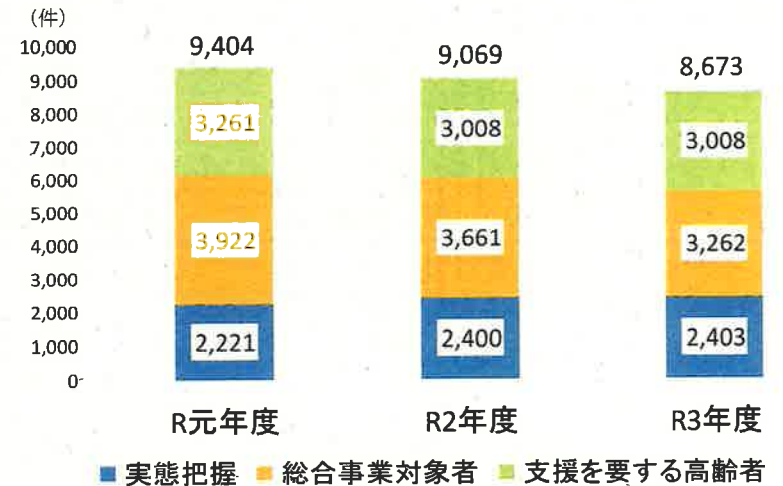
## グラフ2 相談者別件数の推移【包括全体】



## グラフ3 相談内容別件数の推移



## グラフ4 訪問件数の推移【包括全体】





## 令和3年度包括的支援事業実績(詳細版)

### 【相談件数】

( )内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 R4.3.31現在	高齢者数 R4.3.31現在	65歳以上 単身世帯数 R4.3.31現在	来所		電話		その他		R3年度計		R2年度計	
				実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	26,005	8,173	2,803	109 (41)	144 (59)	364 (105)	393 (118)	10 (4)	12 (5)	483 (150)	549 (182)	477 (131)	589 (177)
第二	18,851	6,555	2,126	39 (10)	42 (11)	256 (87)	280 (99)	1 (1)	1 (1)	296 (98)	323 (111)	295 (88)	314 (98)
第三	30,520	10,285	4,078	29 (13)	31 (14)	673 (278)	734 (305)	16 (7)	16 (7)	718 (298)	781 (326)	605 (257)	630 (268)
東部	32,927	8,757	2,802	64 (16)	73 (17)	382 (120)	492 (162)	10 (4)	10 (4)	456 (140)	575 (183)	426 (142)	557 (192)
西部	14,707	5,273	1,461	64 (12)	80 (18)	251 (69)	304 (88)	14 (4)	14 (4)	329 (85)	398 (110)	241 (55)	311 (80)
南部	28,780	10,248	3,306	28 (6)	32 (6)	395 (137)	442 (169)	20 (7)	21 (8)	443 (150)	495 (183)	552 (185)	588 (201)
北部	13,041	5,086	1,410	43 (11)	51 (17)	232 (60)	286 (93)	13 (3)	15 (5)	288 (74)	352 (115)	338 (75)	401 (100)
合計	164,831	54,377	17,986	376 (109)	453 (142)	2,553 (856)	2,931 (1,034)	84 (30)	89 (34)	3,013 (995)	3,473 (1,210)	2,934 (933)	3,390 (1,116)
延べ数の構成比(%)					13.0%		84.4%		2.6%		100%		

### 【相談者の区分】

( )内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	本人		家族		介護支援専門員		介護サービス事業所職員		関係機関		その他		R3年度計		R2年度計	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	62 (33)	82 (42)	172 (39)	195 (47)	43 (6)	49 (11)	32 (6)	34 (6)	157 (58)	171 (67)	17 (8)	18 (9)	483 (150)	549 (182)	477 (131)	589 (177)
第二	32 (12)	35 (15)	105 (25)	116 (30)	29 (8)	33 (9)	18 (6)	19 (6)	106 (43)	113 (46)	6 (4)	7 (5)	296 (98)	323 (111)	295 (88)	314 (98)
第三	96 (48)	99 (51)	228 (67)	252 (76)	66 (29)	69 (29)	56 (25)	58 (25)	240 (114)	266 (126)	32 (15)	37 (19)	718 (298)	781 (326)	605 (257)	630 (268)
東部	41 (20)	56 (26)	212 (43)	265 (61)	26 (7)	35 (10)	36 (14)	40 (16)	121 (48)	157 (62)	20 (8)	22 (8)	456 (140)	575 (183)	426 (142)	557 (192)
西部	23 (7)	32 (11)	152 (26)	176 (34)	43 (15)	58 (21)	12 (2)	14 (2)	83 (28)	97 (33)	16 (7)	21 (9)	329 (85)	398 (110)	241 (55)	311 (80)
南部	47 (22)	53 (27)	190 (33)	211 (37)	34 (16)	36 (18)	20 (7)	20 (7)	136 (61)	152 (76)	16 (11)	23 (18)	443 (150)	495 (183)	552 (185)	588 (201)
北部	24 (8)	30 (13)	115 (14)	134 (27)	21 (4)	28 (7)	18 (4)	22 (8)	93 (34)	116 (46)	17 (10)	22 (14)	288 (74)	352 (115)	338 (75)	401 (100)
合計	325 (150)	387 (185)	1,174 (247)	1,349 (312)	262 (85)	308 (105)	192 (64)	207 (70)	936 (386)	1,072 (456)	124 (63)	150 (82)	3,013 (995)	3,473 (1,210)	2,934 (933)	3,390 (1,116)
延べ数の構成比(%)		11.1%		38.8%		8.9%		6.0%		30.9%		4.3%		100%		

【相談内容】(延べ数) ( )内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	介護に関すること(介護保険に関することを含む)	介護予防・生活支援サービスに関すること	医療	保健福祉	認知症関係	権利擁護					介護者の離職防止	その他	R3年度計	R2年度計
						高齢者虐待	成年後見制度	措置支援	困難事例対応	消費者被害				
第一	375 (111)	58 (21)	27 (10)	23 (14)	55 (18)	3 (0)	17 (7)	0 (0)	5 (2)	0 (0)	0 (0)	19 (8)	582 (191)	715 (205)
第二	201 (54)	72 (24)	9 (5)	34 (15)	49 (19)	3 (0)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (10)	393 (132)	342 (105)
第三	455 (163)	197 (77)	41 (24)	130 (70)	109 (37)	19 (1)	12 (11)	0 (0)	20 (13)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	986 (398)	700 (291)
東部	353 (100)	107 (28)	60 (24)	32 (17)	91 (26)	6 (1)	8 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	3 (0)	34 (15)	696 (213)	566 (195)
西部	196 (44)	91 (15)	48 (14)	22 (10)	54 (14)	5 (0)	8 (7)	0 (0)	8 (2)	0 (0)	0 (0)	34 (16)	466 (122)	360 (81)
南部	317 (91)	64 (26)	7 (7)	9 (4)	27 (11)	10 (1)	7 (6)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	53 (36)	495 (183)	588 (201)
北部	202 (46)	35 (6)	19 (5)	9 (6)	36 (16)	2 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (0)	69 (36)	379 (120)	425 (111)
合計	2099 (609)	624 (197)	211 (89)	259 (136)	421 (141)	48 (3)	62 (40)	0 (0)	36 (20)	4 (3)	5 (0)	228 (121)	3,997 (1,359)	3,696 (1,189)
構成比(%)	52.5%	15.6%	5.3%	6.5%	10.5%	1.2%	1.6%	0.0%	0.9%	0.1%	0.1%	5.7%	100%	

6

【訪問件数】 ( )内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 R4.3.31現在	高齢者数 R4.3.31現在	実態把握		総合事業の対象者		支援を要する高齢者		R3年度計		R2年度計	
			実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	26,005	8,173	341 (106)	341 (106)	107 (40)	422 (165)	45 (15)	288 (163)	493 (161)	1,051 (434)	480 (144)	1,037 (370)
第二	18,851	6,555	273 (61)	273 (61)	112 (45)	251 (108)	127 (47)	249 (98)	512 (153)	773 (267)	575 (170)	884 (280)
第三	30,520	10,285	193 (86)	193 (86)	251 (126)	1,000 (544)	234 (103)	968 (557)	678 (315)	2,161 (1,187)	650 (285)	2,396 (1,283)
東部	32,927	8,757	238 (66)	242 (69)	132 (37)	345 (112)	185 (47)	426 (130)	555 (150)	1,013 (311)	453 (132)	927 (308)
西部	14,707	5,273	641 (103)	641 (103)	92 (27)	267 (71)	142 (47)	259 (105)	875 (177)	1,167 (279)	501 (102)	740 (172)
南部	28,780	10,248	342 (132)	342 (132)	241 (120)	691 (386)	329 (127)	644 (294)	912 (379)	1,677 (812)	1,288 (434)	2,169 (929)
北部	13,041	5,086	371 (78)	371 (78)	125 (34)	286 (84)	61 (18)	174 (97)	557 (130)	831 (259)	626 (132)	916 (232)
合計	164,831	54,377	2,399 (632)	2,403 (635)	1,060 (429)	3,262 (1,470)	1,123 (404)	3,008 (1,444)	4,582 (1,465)	8,673 (3,549)	4,573 (1,399)	9,069 (3,574)
延べ数の構成比(%)				27.7%		37.6%		34.7%		100%		

令和元～3年度包括的支援事業実績比較

【相談件数】

(単位:件)

	来所						電話						その他						合計					
	R元年度		R2年度		R3年度		R元年度		R2年度		R3年度		R元年度		R2年度		R3年度		R元年度		R2年度		R3年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	123	165	109	136	109	144	328	397	349	427	364	393	9	10	19	26	10	12	460	572	477	589	483	549
第二	58	63	47	52	39	42	264	282	248	262	256	280	14	17	0	0	1	1	336	362	295	314	296	323
第三	123	133	47	49	29	31	498	521	549	572	673	734	45	47	9	9	16	16	666	701	605	630	718	781
東部	76	85	40	51	64	73	346	438	383	503	382	492	8	9	3	3	10	10	430	532	426	557	456	575
西部	67	80	55	67	64	80	128	165	177	235	251	304	16	17	9	9	14	14	211	262	241	311	329	398
南部	82	96	26	35	28	32	488	519	483	507	395	442	30	31	43	46	20	21	600	646	552	588	443	495
北部	65	77	78	88	43	51	255	271	246	293	232	286	18	18	14	20	13	15	338	366	338	401	288	352
合計	594	699	402	478	376	453	2,307	2,593	2,435	2,799	2,553	2,931	140	149	97	113	84	89	3,041	3,441	2,934	3,390	3,013	3,473

【相談者区分】

	本人						家族						介護支援専門員						介護サービス事業所職員					
	R元年度		R2年度		R3年度		R元年度		R2年度		R3年度		R元年度		R2年度		R3年度		R元年度		R2年度		R3年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	53	69	68	92	62	82	174	213	166	197	172	195	65	77	57	70	43	49	31	32	31	35	32	34
第二	29	31	31	34	32	35	114	122	97	107	105	116	55	59	41	43	29	33	27	27	22	22	18	19
第三	89	91	70	71	96	99	227	246	204	216	228	252	66	69	60	61	66	69	51	52	52	55	56	58
東部	56	78	44	64	41	56	154	197	157	210	212	265	28	40	25	31	26	35	33	36	33	40	36	40
西部	22	30	16	22	23	32	83	99	100	126	152	176	16	28	17	24	43	58	18	18	23	30	12	14
南部	56	58	62	64	47	53	257	289	242	265	190	211	40	42	31	34	34	36	33	33	20	20	20	20
北部	34	40	33	37	24	30	131	143	120	143	115	134	41	42	52	57	21	28	18	18	22	25	18	22
合計	339	397	324	384	325	387	1,140	1,309	1,086	1,264	1,174	1,349	311	357	283	320	262	308	211	216	203	227	192	207

	関係機関						その他						合計					
	R元年度		R2年度		R3年度		R元年度		R2年度		R3年度		R元年度		R2年度		R3年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	122	154	132	166	157	171	15	27	23	29	17	18	460	572	477	589	483	549
第二	103	113	97	101	106	113	8	10	7	7	6	7	336	362	295	314	296	323
第三	225	235	205	213	240	266	8	8	14	14	32	37	666	701	605	630	718	781
東部	141	162	141	184	121	157	18	19	26	28	20	22	430	532	426	557	456	575
西部	65	80	76	97	83	97	7	7	9	12	16	21	211	262	241	311	329	398
南部	201	211	173	180	136	152	13	13	24	25	16	23	600	646	552	588	443	495
北部	90	97	93	117	93	116	24	26	18	22	17	22	338	366	338	401	288	352
合計	947	1,052	917	1,058	936	1,072	93	110	121	137	124	150	3,041	3,441	2,934	3,390	3,013	3,473

【相談内容】(延べ数)

(単位:件)

	介護に関すること(介護保険に関することを含む)			介護予防・生活支援サービスに関すること			介護の方法、介護用品、介護機器			介護保険制度			保健医療福祉			認知症関係		
	R元年度	R2年度	R3年度	R元年度	R2年度	R3年度	R元年度	R2年度	R3年度	R元年度	R2年度	R3年度	R元年度	R2年度	R3年度	R元年度	R2年度	R3年度
第一			375			58	10	9		411	398		165	186	50	52	84	55
第二			201			72	6	6		258	234		59	42	43	34	42	49
第三			455			197	3	5		472	472		137	110	171	93	96	109
東部			353			107	10	19		284	252		150	166	92	68	96	91
西部			196			91	14	30		193	180		42	43	70	37	62	54
南部			317			64	11	6		487	436		36	21	16	40	32	27
北部			202			35	6	12		245	225		75	71	28	23	45	36
合計	0	0	2,099	0	0	624	60	87	0	2,350	2,197	0	664	639	470	347	457	421

	権利擁護						介護者の離職防止			その他			合計		
	(再掲)高齢者虐待						R元年度	R2年度	R3年度	R元年度	R2年度	R3年度	R元年度	R2年度	R3年度
R元年度	R2年度	R3年度	R元年度	R2年度	R3年度										
第一	31	30	25	11	12	3		0	0	8	8	19		715	582
第二	23	14	9	6	4	3		0	0	7	4	19	387	342	393
第三	32	17	54	14	10	19		0	0	0	0	0	737	700	986
東部	22	20	16	5	7	6		2	3	4	11	34	538	566	696
西部	7	11	21	4	2	5		0	0	10	34	34	303	360	466
南部	32	23	18	17	12	10		0	0	45	70	53	651	588	495
北部	17	19	7	6	4	2		2	2	10	51	69	376	425	379
合計	164	134	150	63	51	48	0	4	5	84	178	228	2,992	3,696	3,997

【訪問件数】

(単位:件)

	実態把握						総合事業の対象者						支援を要する高齢者						合計					
	R元年度		R2年度		R3年度		R元年度		R2年度		R3年度		R元年度		R2年度		R3年度		R元年度		R2年度		R3年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	428	429	353	353	341	341	122	482	94	451	107	422	36	133	33	233	45	288	586	1,044	480	1,037	493	1,051
第二	303	303	302	302	273	273	123	370	134	329	112	251	132	224	139	253	127	249	558	897	575	884	512	773
第三	233	233	200	200	193	193	226	1,487	212	1,198	251	1,000	221	1,408	238	998	234	968	680	3,128	650	2,396	678	2,161
東部	135	135	163	163	238	242	106	256	126	374	132	345	157	341	164	390	185	426	398	732	453	927	555	1,013
西部	231	231	377	377	641	641	86	317	71	230	92	267	47	112	53	133	142	259	364	660	501	740	875	1,167
南部	495	495	657	657	342	342	258	736	258	713	241	691	389	845	373	799	329	644	1,142	2,076	1,288	2,169	912	1,677
北部	395	395	348	348	371	371	175	274	192	366	125	286	125	198	86	202	61	174	695	867	626	916	557	831
合計	2,220	2,221	2,400	2,400	2,399	2,403	1,096	3,922	1,087	3,661	1,060	3,262	1,107	3,261	1,086	3,008	1,123	3,008	4,423	9,404	4,573	9,069	4,582	8,673

# 令和3年度地域包括支援センター収支決算

## (1) 包括的支援事業

(単位:円)

		弘前市第一 地域包括支援 センター		弘前市第二 地域包括支援 センター		弘前市第三 地域包括支援 センター		弘前市東部 地域包括支援 センター		弘前市西部 地域包括支援 センター		弘前市南部 地域包括支援 センター		弘前市北部 地域包括支援 センター		合計	
収入	市委託料	29,771,000	79.8%	24,841,000	87.4%	39,002,000	81.4%	36,992,000	88.6%	26,401,000	95.9%	40,262,000	84.6%	29,961,000	90.0%	227,230,000	86.1%
	ケアマネジメント収入	7,532,840	20.2%	3,573,900	12.6%	8,913,127	18.6%	4,768,470	11.4%	1,135,125	4.1%	7,304,290	15.3%	3,346,400	10.0%	36,574,152	13.9%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	45,000	0.1%	0	0.0%	45,000	0.0%
	収入合計	37,303,840		28,414,900		47,915,127		41,760,470		27,536,125		47,611,290		33,307,400		263,849,152	
支出	人件費	31,777,851	85.2%	23,785,781	83.7%	44,320,509	92.1%	28,306,674	67.8%	20,798,729	75.5%	33,888,414	70.9%	19,740,309	65.3%	202,618,267	77.6%
	事務費	2,905,989	7.8%	1,852,280	6.5%	2,073,341	4.3%	3,357,199	8.0%	655,959	2.4%	7,668,122	16.0%	1,751,674	5.8%	20,264,564	7.8%
	管理費	620,000	1.7%	336,839	1.2%	841,471	1.7%	3,266,327	7.8%	2,081,437	7.6%	2,807,928	5.9%	1,181,143	3.9%	11,135,145	4.3%
	委託料	2,000,000	5.4%	2,440,000	8.6%	865,667	1.8%	4,084,870	9.8%	4,000,000	14.5%	3,438,823	7.2%	7,560,000	25.0%	24,389,360	9.3%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2,745,400	6.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2,745,400	1.1%
	支出合計	37,303,840		28,414,900		48,100,988		41,760,470		27,536,125		47,803,287		30,233,126		261,152,736	

## (2) 介護予防支援事業

(単位:円)

		弘前市第一 地域包括支援 センター		弘前市第二 地域包括支援 センター		弘前市第三 地域包括支援 センター		弘前市東部 地域包括支援 センター		弘前市西部 地域包括支援 センター		弘前市南部 地域包括支援 センター		弘前市北部 地域包括支援 センター		合計	
収入	ケアマネジメント収入	15,791,580	100.0%	12,578,320	99.7%	20,939,993	99.9%	11,314,390	99.9%	10,580,105	99.8%	16,508,460	99.9%	9,218,690	100.0%	96,931,538	99.9%
	その他	0	0.0%	39,633	0.3%	24,198	0.1%	10,000	0.1%	17,200	0.2%	11,000	0.1%	2,072	0.0%	104,103	0.1%
	収入合計	15,791,580		12,617,953		20,964,191		11,324,390		10,597,305		16,519,460		9,220,762		97,035,641	
支出	人件費	11,429,580	72.4%	8,561,148	67.8%	11,651,455	69.0%	4,146,233	30.3%	6,669,643	84.5%	12,514,291	77.1%	6,379,834	79.6%	61,352,184	67.3%
	事務費	762,000	4.8%	1,758,613	13.9%	931,501	5.5%	273,333	2.0%	163,796	2.1%	1,344,374	8.3%	92,193	1.2%	5,325,810	5.8%
	管理費	600,000	3.8%	223,104	1.8%	378,052	2.2%	74,665	0.5%	245,756	3.1%	495,517	3.1%	62,167	0.8%	2,079,261	2.3%
	委託料	3,000,000	19.0%	1,750,970	13.9%	3,613,203	21.4%	7,193,160	52.6%	809,352	10.3%	1,874,014	11.5%	1,477,809	18.4%	19,718,508	21.6%
	その他	0	0.0%	324,118	2.6%	310,000	1.8%	2,000,000	14.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2,634,118	2.9%
	支出合計	15,791,580		12,617,953		16,884,211		13,687,391		7,888,547		16,228,196		8,012,003		91,109,881	

令和3年度 地域包括支援センター事業実績

	地域課題	目 標	目標に対する取組の評価
第一包括	<p>①認知症症状に気づくことが遅れ状況が深刻化し、早期相談に結び付かない。</p> <p>②マンション入居者が孤立化し、問題が顕在化しにくい状況がある。</p> <p>③老々介護での看取りは、支援者の強力なサポートが必要となっている。</p>	<p>①若い世代も含めた、認知症に関する啓発活動を行う。</p> <p>②相談会の開催を積極的に行い、居場所や認知症カフェなどにつなげる取り組みを行う。</p> <p>③地域住民や医療・介護・福祉・保健分野の専門職との連携強化の取り組みを行う。</p>	<p>①R2年度に実施した養成講座のフォローアップとして認知症声かけ訓練を金融機関で実施し、13名受講した。また、認知症サポーター養成講座を全6回開催し、イトーヨーカドー従業員や看護学生112名を対象に実施できた。また、参加者は10～30代が62%を占め目標とした若い世代への啓発活動につながったと考える。来年度は地域住民主体の見守り活動の事前学習として位置づけ認知症サポーターの活動を支援する取り組みを実施したい。</p> <p>②圏域内マンション3か所で相談会開催の検討を依頼することができ、1か所で「介護相談会」をマンション集会所で開催することができた。民生委員・在介職員・包括職員で対応し参加者は4名であった。その中で「入居者同士が交流できる場があれば」との意見があり、マンション住民も高齢化し気軽に話し合える環境の必要性があることを実感することができた。今後は生活支援コーディネーターと連携しながら居場所作りを模索していきたいと考えている。また、認知症カフェ見学会を2回開催し21名の民生委員が参加し、対象者の紹介につなげていただけるようイメージ化を図ることができた。</p> <p>③専門職との連携強化のため、津軽地域の27病院の地域連携室が加盟する「津軽地域ケアネットワーク交流会2021」に共催として参加させていただき、参加者180名に対し当センターの活動について周知することができた。下期は民生委員や地域住民を対象とした「これからノート」の書き方に関する学習会の開催を検討し認知症カフェで実施したが、参加目的と合致しなかったため紹介に留まった。来年度は、終活セミナーなど専門職と住民がつながる企画を実施したい。</p>
第二包括	<p>・認知症高齢者を地域で支えるための地域づくりや体制構築が必要。</p> <p>・健康増進の重要性について地域住民・関係機関へ啓発していく必要がある。</p>	<p>①認知症に対する知識の普及や健康増進のための啓発を図る事を目的とし、地域住民や関係機関との研修会・事例検討会を実施する。</p> <p>②早期に専門的支援が受けられる機会を作り、社会的孤立感の解消・生活の活性化に努める。</p> <p>③関係機関との情報共有、連携を保ち、多様な相談に対応可能な窓口の周知を図る。</p>	<p>①コロナ禍ではあったが、弘前学院大の学生を対象とした認知症サポーター養成講座を開催することができた。また、地域住民を対象とした健康教室を新たに実施することが出来、フレイル予防や健康増進の重要性について働きかけることができた。</p> <p>②民生委員や地域住民、その他公的機関から相談依頼があった際には、各関係機関と情報を共有し、地域の実態を早期に把握するため、感染対策を講じながら、速やかに対応できるよう取り組んだ。</p> <p>③在宅介護支援センター連絡会や、圏域介護支援専門員連絡会、民生委員定例会等に参加することで、ケースについての情報をその都度共有し、連絡をとりながら対応することが出来た。生活支援コーディネーターに同行して民生委員の定例会等に参加し連携を図ることができた。今後も継続して地域包括支援センターの役割について、周知を図っていくとともに、理解を得られるよう働きかけていく必要がある。</p>
第三包括	<p>①在宅生活を支援するためのボランティア等の社会資源の情報が支援者にとって十分ではない。</p> <p>②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申請支援)の相談において増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチが適切な支援に結び付いていない。</p> <p>③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(特に若い世代・ボランティア)が不足しており、継続的働きかけが必要である</p> <p>④センターの活動が地域住民に見えにくいいため、広報が必要である</p>	<p>①弘前市ボランティア支援センターを活用し、ボランティア等の社会資源について、支援者が効果的に活用できるようにする</p> <p>②8050問題等、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する</p> <p>③認知症について普及啓発、地域状況の理解促進を兼ねて、若い世代のボランティアが活躍できる地域づくりを継続することで、地域を牽引するマンパワーの充足化を図る</p> <p>④刷新したパンフレットを活用し、広報することで、住民の理解が向上する</p>	<p>①圏域内介護支援専門員に対し、社会資源について、弘前市にあるボランティアの情報提供や弘前市ボランティア支援センターの役割等の理解促進を図った。ボランティアの活用について具体的に学ぶことができ、介護支援専門員がマネジメントの中で活用できる内容となり、支援者の対応力向上につなげる機会となった。</p> <p>②虐待通報件数が急増。また虐待対応の中で、8050問題を抱える世帯の対応では、弘前市生活福祉課自立支援室との連携機会はなかったが、その分養護者を支援する相談支援事業所と連携を図ることが多かった。認知症や精神疾患等で家族間、近隣住民とのトラブルを抱えるケースも多く、保健所や医療機関、警察等の多職種との連携やネットワーク構築を図っていく機会が多かった。積極的に弘前市生活福祉課自立支援室等との連携機会を探り、センターの対応力向上を図っていきたい。</p> <p>③高校生に対して認知症サポーターステップアップ講座を開催することで、学生の段階から認知症への理解を促すことができ、認知症に対しての正しい知識普及啓発、偏見をなくすることが期待できた。新型コロナウイルス感染状況から認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)は2回しか実施できなかったが、実施準備段階から大学生と協働で行うことで、若い世代へ包括支援センターをより身近な機関として感じてもらい、また地域全体で高齢者を支えることの必要性についての理解促進、活躍できる機会を提供することができた。</p> <p>④出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)の広報を通じて、二大、三大、文京地区の他、初めて一大地区各町会長へ包括の事業の広報を実施、圏域内の全町会と顔の見えるネットワークを作ることができている。また、刷新したパンフレットは地域住民と協働で作成したことから、地域住民から分かりやすいと評価があり、事業への理解促進を図ることができた。39か所の金融機関、医療機関へパンフレットの設置等を依頼等、広報活動に力を入れることができた。</p>
東部包括	<p>①②住民の認知症についての理解が不足しているため、認知症の啓発が必要である。</p> <p>③④住民や介護支援専門員等が医療職の助言提案を受けていない場合が多いことや、意見交換する機会が少ないことから、医療と福祉の連携強化が必要である。</p>	<p>①地域包括支援センターを、高齢者に関する相談窓口として住民が理解、活用できるように広報活動を強化する。</p> <p>②関係機関とのネットワークを活用して座談会や研修会を開催し、医療と福祉の連携強化を図る。</p> <p>③住民が認知症サポーター養成講座や認知症カフェを活用できる様に広報活動を強化する。</p>	<p>①地域住民、圏域の居宅介護支援事業所、薬局、郵便局、金融機関、農協、公民館、スーパー、温泉施設、民間企業計71か所へ地域包括支援センターのパンフレットを配布し広報を行った。関係機関には関わり得る対象者像を確認し、地域包括支援センターへ連絡をいただいた場合の対応について説明、具体的な協働の形を共有した。</p> <p>②町会長、民生委員、医療・福祉・リハビリ専門職と協力し、地域の公民館、集会所等で座談会と認知症介護者教室を開催した。専門職に参加いただき関係性の強化を図ることができた。地域住民、地域の代表者にそれぞれの専門性を周知する機会ともなった。</p> <p>③認知症カフェを開催し地域住民、関係者が参加。新型コロナウイルス感染拡大防止の為会場施設が閉館となった為2回中止している。開催にあたり内容を一部オンライン配信も検討、周知したが参加希望者はなかった。会場参加型はコロナ禍で参加に躊躇する方も想定される為、オンライン参加の体制を継続する。</p> <p>④認知症サポーター養成講座を開催、合計187名のサポーターを養成することができた。サポーター養成講座について開催を検討している団体や関係機関から声はあるが、コロナ禍で開催を躊躇している。予防策を講じ開催継続する。</p>

	地域課題	目標	目標に対する取組の評価
西部包括	<p>1) 身寄り、保証人、引き受け人がいない、緊急連絡先が不明で施設入所がスムーズにいかない。</p> <p>2) 認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。センター事業周知不足。</p> <p>3) 圏域居宅介護支援事業所(包括支援センター含)と医療や訪問看護との連携が弱い。</p> <p>4) 民生委員の交代があったが、コロナ禍で信頼関係が築けていない。</p> <p>5) 会議や事業の開催可否が、コロナ禍に左右されてしまう。</p> <p>6) 介護負担が大きくなることで、虐待等に繋がる危険性がある。</p>	<p>1) 各関係機関と連携強化を図る。</p> <p>2) 認知症サポーター養成講座・たぐいまサポートを積極的に周知する。(学校、企業、町内会等)</p> <p>3) 専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。</p> <p>4) 民生委員と圏域事業所等との交流の場を設定する(勉強会実施)。</p> <p>5) パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等)</p> <p>6) オンラインでの研修や会議開催に向けて、関係機関と連携を図る。</p> <p>7) 介護者やその家族へ勉強会や相談会を開催する。</p>	<p>1) 身寄りのないケース1件と家族が支援拒否しているケース2件を支援する。市長申立て1件と本人申立て1件は、いずれも後見人が決定し、安心して生活できるようになっている。もう1件の市長申立ては支援継続中である。今年度は、施設入所が困難なケースはなかったが、申立人がいないというケースが年々増加している。</p> <p>2)、5) 圏域施設や企業、公共機関へ出向き、包括の周知や認知症サポーター養成講座、たぐいまサポート事業、出前講座等の周知を行った。認知症サポーター養成講座は4回、出前講座は2回、どちらもオンラインを活用しながら実施できたが、コロナ禍のため、感染状況が落ち着いている時期でも地域では集会等を自粛しており、講座等の依頼は少なかった。パンフレットは、銀行や農協等にも設置する事ができた。関係機関、圏域企業等への周知を継続していく。</p> <p>3) 専門職同士の交流の場を設定する企画はできなかった。来年度の課題として取り上げていく。</p> <p>4) 民生委員と圏域事業所との交流や、東目屋民生委員からの要望である認知症ケアパス勉強会も、コロナの影響で今年度は実施できず。(民生委員定例会も、コロナの感染拡大で中止されている)</p> <p>6) 地域の事業所に働きかけ、指導を行ってオンライン主体での会議、研修が形となってきている。有料老人ホームで「看取り・虐待」の研修、認知症サポーター養成講座、在介連絡会、打ち合わせ等をオンラインで実施することができた。</p> <p>7) コロナ禍で地域に向けた勉強会や相談会は開催できず。</p>
南部包括	<p>① 地域住民が認知症の人の対応に苦慮しているため、認知症を理解した地域の支援者を増やす必要がある。</p> <p>② キーパーソン不在の高齢者が、適切な制度に繋がるまでの間、金銭管理やライフラインを維持するための支援体制を整える必要がある。</p>	<p>① 地域住民が認知症を理解し正しい対応ができるように、認知症カフェを企画する。</p> <p>② キーパーソン不在の高齢者の見守りや支援することができるネットワークを作る。</p>	<p>① 認知症カフェを企画、開催し認知症の知識や対応を理解してもらうことができた。2回開催予定だったが、コロナウイルスが蔓延したことで1回の開催に終わった。民生委員の定例会や出前講座で認知症の予防と対応について講話を行い認知症の理解に繋がった。認知症サポーター養成講座は民生委員定例会や各事業所、会議等でパンフレットを配布し周知にむけた取り組みを行っているが、コロナ禍でもあり実施に繋がっていないため、啓発活動を見直しする必要があると感じている。</p> <p>② 地区の民生委員定例会に出席したことで連携が図りやすくなった。地域ケア個別会議では民生委員や警察、生活支援コーディネーターなど関係機関に出席を依頼することで顔の見える関係作りができた。圏域介護支援専門員連絡会では「高齢者の見守り体制のしくみ」と「福祉避難所について」勉強会を開催し支援体制を確認できた。</p>
北部包括	<p>1. 特に独居高齢者世帯については、地域のなかで孤立、引きこもり状態になっても相談や支援に繋がりにくい状態であるため、未把握の高齢者世帯の実態把握推進が必要。</p> <p>2. 介護や認知症などの相談先が良く分からないとの声が地域住民から出ており、地域に向けて地域包括支援センターの事業周知を進めていく必要がある。</p> <p>3. 高齢者世帯については、子の障がいなどの複合的な課題を抱えているケースの表出も増えてきているため、相談や訪問の際には家族や家庭の状況を的確に把握したうえで対応する必要がある。</p>	<p>1. 地域の高齢者世帯の実態把握を推進するため、令和2年度末時点で訪問実績のない高齢者世帯の実態把握を年間192件実施する。</p> <p>2. 民生委員との積極的な支援連携や民生委員児童委員協議会定例会への定期的な出席機会を設けるなどしながら、民生委員に対する地域包括支援センター事業の理解促進とネットワーク基盤の構築を図る。</p> <p>3. 複合的課題を抱えている世帯を早期発見し、適切な専門機関への繋ぎや連携を図れるよう、世帯を家庭全体として捉える視点でのアセスメントも進めていく。</p>	<p>1. 圏域4ヶ所のランチと連携しながら、令和2年度末までに実態把握等の訪問実績のない高齢者世帯の訪問によるアウトリーチを進め、年間117件の未把握の高齢者世帯宅を訪問した。訪問した世帯は現役で農業に従事している方などが多数であったが、なかには独居高齢者で定期訪問が必要と判断される方もおり、必要な受診や介護保険サービスの利用に繋げるなどの対応を行った。</p> <p>2. 北部圏域4地区の民児協定例会や町会長定例会への出席の他、必要時には地域ケア会議へも出席の声掛けを行っている。そのネットワークづくりのなかで、民生委員からの依頼で介護保険制度や高齢者支援に関する講座を行い、地域包括支援センター事業や制度等に関する理解促進も図ることができた。</p> <p>3. 実態把握や相談を受けたケースについて、世帯状況や生活状況に関するアセスメントを行うことで、障がいや合わせ持つ高齢者や家族の疾病や障がいにより親世代の高齢者の負担となっているケースがあり、相談を通じて必要な助言や専門機関との連携を図った支援を行った。</p> <p>4. 地域連携や地域の介護予防推進の一環として、今年度は高杉公民館と共催で『イキイキ体操教室』を定例で開催し、地域住民や地域関係者への介護予防啓発に向けた取り組みを行った。また、サロン形式での『エンディングノート講座』にて、参加した地域住民に自身の介護に関する意識や介護予防や介護について学びたいことについてのアンケートを実施した。アンケートにおいて地域住民が介護予防や認知症介護について知りたいという意見も多く聞かれており、令和4年度は広く地域住民へのアンケート調査を実施し、地域のニーズに合わせた講習会の実施も検討する。また、高齢世代だけではなく、高齢者と同居する子ども世代も対象とした介護や認知症に関する講習会や相談会などの企画も必要であると感じ、若い世代も参加できる講習会の開催に向けた活動も進めていきたいと考える。</p>

(様式第1号)

# 令和3年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	3人	ランチ数
	社会福祉士	2人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1人	2箇所
	主任ケアマネ	1人			

令和3年度の活動方針(地域課題・目標)	令和3年度目標に対する取り組みの評価
<b>地域の実態</b> ①認知症を背景とした支援拒否事例が増加、地域住民や支援者が困難性を感じている。 ②マンションで高齢者が閉じこもりがちになり、住民同士のかかわりも希薄化している。 ③入院患者の面会制限の影響で、高齢者世帯での看取りが増えている。	①R2年度に実施した養成講座のフォローアップとして認知症声かけ訓練を金融機関で実施し、13名受講した。また、認知症サポーター養成講座を全6回開催し、イトーヨーカドー従業員や看護学生112名を対象に実施できた。また、参加者は10～30代が62%を占め目標とした若い世代への啓発活動につながったと考える。来年度は地域住民主体の見守り活動の事前学習として位置づけ認知症サポーターの活動を支援する取り組みを実施したい。  ②圏域内マンション3か所で相談会開催の検討を依頼することができ、1か所で「介護相談会」をマンション集会場で開催することができた。民生委員・在職職員・包括職員で対応し参加者は4名であった。その中で「入居者同士が交流できる場があれば」との意見があり、マンション住民も高齢化し気軽に話し合える環境の必要性があることを実感することができた。今後は生活支援コーディネーターと連携しながら居場所作りを模索していきたいと考えている。また、認知症カフェ見学会を2回開催し21名の民生委員が参加し、対象者の紹介につなげていただけたようイメージ化を図ることができた。  ③専門職との連携強化のため、津軽地域の27病院の地域連携室が加盟する「津軽地域ケアネットワーク交流会2021」に共催として参加させていただき、参加者180名に対し当センターの活動について周知することができた。下期は民生委員や地域住民を対象とした「これからノート」の書き方に関する学習会の開催を検討し認知症カフェで実施したが、参加目的と合致しなかったため紹介に留まった。来年度は、終活セミナーなど専門職と住民がつながる企画を実施したい。
<b>地域課題</b> ①認知症症状に気づくことが遅れ状況が深刻化し、早期相談に結び付かない。 ②マンション入居者が孤立化し、問題が顕在化しにくい状況がある。 ③老々介護での看取りは、支援者の強力なサポートが必要となっている。	
<b>目標</b> ①若い世代も含めた、認知症に関する啓発活動を行う。 ②相談会の開催を積極的に行い、居場所や認知症カフェなどにつなげる取り組みを行う。 ③地域住民や医療・介護・福祉・保健分野の専門職との連携強化の取り組みを行う。	

15

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号ニ)							
項目	令和3年度計画	R3年度計画内容		R3年度実績		課題・評価	R4年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係る ケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	①制度説明や基本チェックリストを実施し、地域の社会資源の活用も含めたマネージメントを実施する。	①2週間以内に対応	①新規:40件実施。全例2週間以内に対応することができた。	①40件	相談者に総合事業の説明を行い希望者にチェックリストを実施。必要なサービスにつなぐことができた。「高齢者健康トレーニング教室」「パワリハ運動教室」「筋力向上トレーニング教室」の利用につながっている。通所Cの新規事業所に対しスムーズに利用できるように連絡を密にとるなどの対応をした。通所Cの事業所については運営状況に応じた行政による指導が必要。	アセスメント・スクリーニングを丁寧に行いながら、自立支援を視野に多様なサービスの情報提供を行っている。



令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワーク構築に努める。	①民生委員定例会への参加や、地区会長と情報交換を行う。 ②商業施設や金融機関との情報交換 ③津軽地域ケアネットワーク定例会等への参加と情報提供 ④圏域グループホーム等運営推進会議への参加。 ⑤マンション対象の相談会の開催	①年1回以上 ②年1回以上 ③年2回以上 ④開催時 ⑤年2回以上	①和徳南地区定例会に参加。4地区会長訪問と認知症カフェ見学会で情報交換を行う。 ②ろうきんや東信、青銀みち銀その他商業施設を訪問し情報交換をした。 ③津軽地域ケアネットワーク会長との情報交換を行い、定例会の準備に参加できた。 ④グループホームや看護小規模多機能事業所・小規模多機能事業所の会議へ参加。 ⑤3か所開催依頼し、1か所実施できた。	①定例会:1回 情報交換:4回 ②6回 ③情報交換:3回 ④6回 ⑤1回実施	①～⑤感染対策を視野に入れ状況に合わせた形で、関係づくりを行うことができた。特に民生委員や金融機関からの個別相談が増えており、良好な関係性を構築できている。⑤については、マンション住民が気軽に話し合える機会が必要である事を把握することができたため、生活支援コーディネーターと連携しながら居場所作りを模索していきたいと考えている。	①～④引き続き実施する。⑤については、生活支援コーディネーターとの情報交換として計画する。
イ	実態把握	地域住民や民生委員、その他関係機関からの情報提供により実態把握に努める。	①在宅介護支援センターと定期的に連携しながら行う。	①連携会議月1回開催 ②在介:実態把握年間50件以上	①オンラインで確実に開催できている。 ②新型コロナウイルスの感染拡大状況に合わせて実施している。	①12回 ②たまち:118件 幸陽荘:52件	①計画通り実施できている。そのため、直接包括に相談に至る事例についてもスムーズに対応できている。事例によっては、随時情報交換しながら支援できた。 ②計画通り実施できている。民生委員からの相談が増えており在介と同行訪問し実態把握する機会が増えている。	①②次年度も継続して計画する。
ウ	総合相談	①三職種が切れ目なく対応できるように情報共有を強化し、他機関への情報提供や関係機関への紹介をスムーズに行う。 ②窓口の周知	①毎朝のミーティングとデータシステムの活用で情報や支援の方向性を包括内で共有し対応する。 ②圏域内事業所・関係機関等の窓口へパンフレット設置の依頼をする。	①毎日 ②随時	①朝のミーティングや個別の事例発生時に意見交換しながら支援にあたることができています。 ②圏域事業所や近郊の病院・民生委員にパンフレットを渡した。また、金融機関や商業施設にも設置できた。	①平日毎日実施 ②事業所:99件 病院:21件 民生委員:51名 施設等:13件	①計画通り実施できている。そのため、担当不在時でもスムーズに対応でき継続性が担保されている。 ②計画通り実施できている。民生委員からの相談や設置したチラシを手元に相談に来る方も増え窓口の周知につながっている。	①②継続して計画する。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

3 権利擁護業務（介護保険法第115条の4 5 第2項第2号）							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	<p>①成年後見制度広報活動を行い制度の普及啓発を図る。</p> <p>②成年後見制度が必要な場合は、スムーズに相談・申立て支援を行う。</p>	<p>①民生委員定例会、グループホーム運営推進会等で広報し、出前講座を実施する。</p> <p>②相談、申し立て支援を行う。</p>	<p>①年4回以上</p> <p>②随時</p>	<p>①定例会や運営推進会議で後見人について広報したが出前講座の希望はなかった。</p> <p>②申し立て支援を7件実施。</p>	<p>①4回</p> <p>②7件</p>	<p>①後見制度について定例会や運営推進会議以外にも地域住民に意識的に啓発することができた。コロナ禍では集合型の出前講座は現実的ではないため、オンラインなどの活用も検討したい。</p> <p>②迅速に相談対応し権利擁護センターの助言を受けながら進めることができています。</p>	<p>①感染拡大状況からも出前講座は現実的ではないため、次年度はオンラインや資料での情報提供を計画する。</p> <p>②継続し計画する。</p>
イ	<p>措置を要するケースが発生した場合は、市の関係部署と連携し対応する。</p>	<p>①市の関係部署、受け入れ措置施設と連携し対応する。</p>	<p>①随時</p>	<p>①該当ケースなし</p>	<p>①該当なし</p>	<p>①措置に至るケースはなかった。</p>	<p>①発生時には市と連携し対応する。継続して計画する。</p>
ウ	<p>養護者による高齢者虐待に関わる通報を受けた場合は、速やかに対応する。</p>	<p>①虐待対応マニュアルに基づき関係部署と連携し対応する。</p> <p>②必要時、個別ケース会議を開催し支援方法を検討する。</p>	<p>①随時</p> <p>②随時</p>	<p>①当事者を含む関係者で再発防止について率直に話し合い対応策を検討することができた。</p> <p>②個別ケース会議の実施までは至っていないが圏域居宅会議にて検討し共有することができた。</p>	<p>①3件</p> <p>②なし</p>	<p>①警察からの通報で介入したケースがあったが、当事者を含む関係者で対応策を検討し、結果的に再発を防ぐことができた。また、「高齢者虐待防止マニュアル」を圏域事業所、近郊の病院に配布し、周知することができた。</p> <p>②必要に応じて実施していきたい。</p>	<p>①②継続して計画する。</p>
エ	<p>事実確認後、課題を整理し支援の方向性を関係者で協議する。</p>	<p>①包括内三職種カンファレンスや地域ケア個別会議を開催し課題を整理し、支援方法を検討する。</p>	<p>①随時</p>	<p>①②日常的な意見交換に加え、三職種カンファレンスを月1回開催し支援方法を検討できた。地域ケア個別会議を随時で1回開催し、担当者会議でも検討することができた。</p>	<p>①12回</p> <p>②臨時地域ケア個別会議：1回 担当者会議：3回</p>	<p>①随時意見交換できる体制を整え、カンファレンスでは集中的に検討することができた。関係者で検討する場を設定し実施できている。</p> <p>②担当者会議で対応策が明確化する機会が多いが、1件地域ケア個別会議として検討することができた。</p>	<p>①継続して計画する。</p> <p>②担当者会議で課題が明確化することが多いため、次年度は担当者会議についても計画に追加する。</p>
オ	<p>消費者被害に関する最新情報を把握し住民に伝達する体制を構築する。</p>	<p>①市民生活センターからの最新情報を民生委員を通じて住民に提供する。</p> <p>②消費者被害に関する相談は市民生活センターと連携して行う。</p>	<p>①年1回以上</p> <p>②随時</p>	<p>①圏域内民生委員にパンフレットを配布し情報提供した。また、在介の相談協力員に対し出前講座を実施し、情報提供した。</p> <p>②2事例連携</p>	<p>①資料配布：1回 出前講座：1回</p> <p>②2件</p>	<p>①民生委員や地域住民に対し資料提供や出前講座を実施することができた。新しい情報がたくさんあり、非常に好評であった。</p> <p>②配置業者から効果がない高額なサプリメントを購入する事例があり連携しながら支援し配置業を返却できた。</p>	<p>①②継続して計画する。</p>

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	①他職種・他機関と連携し、地域ケア個別会議や推進会議を開催する。	①個別：年4回以上 推進：年2回	①個別会議：6回実施し、うち1回は訪問介護の生活援助中心型の利用回数が、基準を超える居宅サービス計画の検証を行うことができた。オンライン+集合型で会議開催することができた。	①個別：6回 推進：2回	①予定外で個別会議を2回開催することができた。オンラインでの開催は初め苦労したが、感染拡大状況に影響されることなく実施できている。介護支援専門員からの意見を反映し「地域防災」をテーマに、学習会と推進会議を連動して実施することができ防災意識を高める機会になった。また、「高齢者とペットの問題」の検討から、県動物愛護センターと協働し「多頭飼育予防のためのチェックリスト」を作成することができた。他包括にも活用を呼びかけていきたい。	①オンライン会議を積極的に取り入れながら計画したい。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	①リーダー・サブリーダー会議を実施し、介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	①会議：年2回以上	①3回開催し、意見交換会や学習会のテーマなど内容の検討を行うことができた	①会議：3回	①リーダー・サブリーダー会議を中心に介護支援専門員の意見を集約し、意見交換会や学習会が開催できる仕組みづくりができたと考えられる。この仕組みがうまく機能している。今後はさらに充実した内容にしていきたいと考えている。	①内容については継続して計画する。リーダー・サブリーダー会議を1年半実施し、参加者よりリーダーのみで次年度運営の希望ありリーダー会議として取り組む。
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	①個別相談 ②介護支援専門員対象の学習会や意見交換会を開催する。	①随時 ②年2回	①新規相談：43件あり。随時対応している。 ②介護支援専門員の意見を反映し、学習会や意見交換会を開催することができた。	①相談：43件 ②学習会2回 意見交換会1回	①②介護支援専門員から意見をいただく機会が増え、気軽に相談できる雰囲気づくりができてきた。今後は、さらに相談しやすい関係性の構築と主任介護支援専門員の活躍の場を提供できるように支援していきたいと考えている。	①②継続して計画する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを生かした具体的支援方針の検討や後方支援を行う。 ②困難事例については地域ケア個別会議の活用を提案し実施する。	①随時 ②随時	①同行訪問を6件実施し、後方支援を行うことができた。 ②個別会議を実施する前に担当者会議で検討し課題整理することができた。	①同行訪問：6件 ②担当者会議：3回 臨時個別会議：1回	①同行訪問し、後方支援をすることができた。 ②個別会議を提案するが担当者会議で課題整理できている。地域ケア個別会議を気軽に実施できるように提案していきたい。	①②継続して計画する。困難事例については積極的に個別会議を提案する。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関との連携強化やネットワークづくりを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①認知症初期集中支援チームや認知症高齢者たぐいまサポート事業について広報する。 ②初期集中支援チームへの相談と連携を図る。	①適宜 ②適宜	①たぐいまサポート事業について12件紹介できた。 ②地域ケア個別会議に参加し事例について助言をいただくことができた。	①12件 ②1件	①認知症関連の相談者を中心に積極的にたぐいまサポート事業を紹介することができた。 ②相談事例はなかったが、地域ケア個別会議で助言をいただき連携することができた。 ①②日常的業務の中で、認知症初期集中支援チームやたぐいまサポート事業について理解でき選択肢の一つとして提案することが定着したため、新たな課題に取り組むこととする。	市内の認知症地域支援推進員との連携や認知症サポーターの活躍の場を提案する必要性を感じている。また、住民主体の地域見守り活動が不十分との地域課題もあり認知症高齢者の見守り活動(第一包括わんわんパトロール隊)に取り組む。 市内認知症地域支援推進員と連携し認知症高齢者の見守り活動を実施することを計画する。
イ	認知症の人や家族への支援	認知症に関する住民教育や早期相談の場所として感染対策を徹底した認知症カフェを開催する。	①認知症カフェを周知する。 ②認知症カフェを開催する。(協力機関との共同運営)	①年30か所以上 ②年10回	①圏域事業所99件、近郊の病院21件、商業施設13件、金融機関5件開業医2件、調剤薬局1件、民生委員53名にチラシを配布した。民生委員対象認知症カフェ見学会実施。 ②5月から感染対策について特に振り返りをし内容を改め感染拡大状況に合わせた対策を行い10回開催できた。	①事業所141か所 民生委員53名 見学会13人参加 ②10回	①積極的に広報に努めることができた。また、民生委員については認知症カフェの見学会を実施し、具体的に紹介できるように工夫できた。 ②感染対策を十分とりながら開催できており、参加者も固定化してきた。新規参加者の拡大が課題。 認知症カフェの運営が包括主体であるため、地域住民グループや関係団体等への移行が課題。	①②継続して計画する。 ③として、運営主体の移行先について検討することを計画する。
ウ	知識の普及	認知症サポーター養成講座の開催団体の拡大を図る。	①認知症サポーター養成講座を周知する(中学・高校を含む)。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①年10か所以上 ②年2回以上	①圏域事業所99件、近郊の病院21件、その他看護学生や中学校、高校、たすけあいの会などに広報した。 次年度開催の認知症高齢者見守り活動の事前学習として位置づけ、広報誌掲載や野田町会に回覧依頼、SNSを活用し広報した。 ②イトーヨーカドーや看護学生対象に6回開催し、112名受講した。	①124件 ②6回実施	①②124件に対し広報し、養成講座開催につなげることができた。若い世代をターゲットに養成講座を実施したいと考えていたが、参加者の6割が10～30歳代であり活動方針にある目標を達成することができた。	①②継続して計画する。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	<p>①地域ケア個別会議は定期開催を基本とするが、要望があった際は随時開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。</p> <p>②自立支援型のケア会議を開催し本人の自立支援や重度化防止を図る。</p>	<p>①地域ケア個別会議開催</p> <p>④地域ケア推進会議開催</p> <p>②圏域の介護支援専門員に呼び掛ける。</p>	<p>⑦年4回</p> <p>④年2回</p> <p>②随時</p>	<p>⑦6回実施でき、うち2回は随時開催することができた。</p> <p>④2回実施でき「地域防災」「高齢者とペットの問題」について検討できた。</p> <p>②圏域居宅支援事業所連絡会で呼びかけることができ、自立支援型のケア会議を3回開催することができた。</p>	<p>①⑦個別:6回</p> <p>④④推進:2回</p> <p>②自立支援型:3回</p>	<p>①②定期開催に加え随時開催で個別会議を実施することができた。個別会議6回中3回は自立支援型で開催することができた。</p>	<p>①②継続して計画する。</p>

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

①近年災害が多く発生しているが、地域状況や具体的な避難行動の仕方など防災についての知識が不足しており、支援者として利用者を守れるか不安が大きいとの声がある。

②認知症高齢者の対応について理解が不足しているため、外出リスク(感染症や交通事故、帰宅できないなど)を恐れ、外出の機会が減少し「閉じこもり」の高齢者が増えている。

③認知症高齢者の意向確認が困難な場合が多く、支援者は苦悩している。

④地域と接点がなく孤立化し、家族全体で複合的な問題を抱えている世帯(8050)について、家族やCMが相談窓口が分からず、早期の相談が出来ないことで問題が深刻化している。

⑤高齢者が認知症などで、入院や施設入所した場合ペットの後見についての意思確認が困難である。また、正しい判断ができず、多頭飼育状態に陥り近隣住民から苦情が出ている。

【地域課題】

①要支援者の把握や具体的避難方法、支援者の役割などが明確化されていない。

②認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制が不十分である。

③認知症高齢者が、自らの意向を伝える機会を逃している場合が多い。

④複合的な問題を抱えている世帯(8050)についての対応窓口が設置されていない。

⑤高齢者がペットの後見に関する意思決定の支援システムが不十分であり、緊急時高齢者が意思表示できる環境も十分ではない。

【地域での対応方針】

①支援者が地域の状況を把握し、地域防災についての知識を得る。また、町会単位で開催している避難訓練等に参加し、支援者としての役割を知る。

②地域住民主体の見守り体制を構築する。

③高齢者が終活について考える機会を提供する。

④複合的な問題を抱えている世帯(8050)の対応窓口の設置を政策提言として行政に届ける。

⑤本人の思いに寄り添いながら、飼育状況について包括作成のチェックリスト等を活用しアセスメントし対応する。また、「これからノート」などを活用し意思決定を支援し、必要時SOSカード等を活用し緊急時に意思表示できるように工夫する。

【市、関係団体への提言】

①複合的な問題を抱えている世帯(8050等)の対応窓口の設置

《要望》

①高齢者へ敬老会などのイベント時に防災資料を配布し防災についての啓発を促進する。

②地域の状況把握のためにご近所マップを作成したり、災害ボランティアの育成を推進する。

③動物愛護団体の名簿を作成し公表し、避妊去勢への助成制度の充実していただきたい。

④医師会に、安心カードにペット関連の項目を追加していただけるよう要望していただきたい。

(様式第1号)

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	ランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	2 箇所
	主任ケアマネ	1 人			

令和 3 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 3 年度目標に対する取り組みの評価
<b>地域の実態</b> ・認知症による被害妄想出現やそれによる他者への迷惑行為が多くなっている。また、外出時の自己管理能力低下によるトラブルの危険性も多くなっている。 ・病識の欠如、身体機能低下傾向、転倒リスクの高さ、引きこもり状態になっている例が多くなっている。	①コロナ禍ではあったが、弘前学院大の学生を対象とした認知症サポーター養成講座を開催する事ができた。また、地域住民を対象とした健康教室を新たに実施することが出来、フレイル予防や健康増進の重要性について働きかけることができた。 ②民生委員や地域住民、その他公的機関から相談依頼があった際には、各関係機関と情報を共有し、地域の実態を早期に把握するため、感染対策を講じながら、速やかに対応できるよう取り組んだ。 ③在宅介護支援センター連絡会や、圏域介護支援専門員連絡会、民生委員定例会等に参加することで、ケースについての情報をその都度共有し、連絡をとりながら対応することが出来た。生活支援コーディネーターに同行して民生委員の定例会等に参加し連携を図ることができた。今後も継続して地域包括支援センターの役割について、周知を図っていくとともに、理解を得られるよう働きかけていく必要がある。
<b>地域課題</b> ・認知症高齢者を地域で支えるための地域づくりや体制構築が必要。 ・健康増進の重要性について地域住民・関係機関へ啓発していく必要がある。	
<b>目標</b> ①認知症に対する知識の普及や健康増進のための啓発を図る事を目的とし、地域住民や関係機関との研修会・事例検討会を実施する。 ②早期に専門的支援が受けられる機会を作り、社会的孤立感の解消・生活の活性化に努める。 ③関係機関との情報共有、連携を保ち、多様な相談に対応可能な窓口の周知を図る。	

21

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。併せて一般介護予防事業など多様なサービスの情報提供を行う。	介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チェックリストを実施し対象となった方には適切、円滑な介護予防サービス支援計画書を作成することでスムーズな利用を図る。	随時	①通所C利用者 ②事業対象者	① 11名 ② 83名	①②ともに十分な説明を行い、同意を得た上で意向確認をし、一連の流れに沿って実施した。又、セルフケアの重要性とフレイル予防対策の説明をした。又モニタリングから、状態の変化に応じ介護申請につなげ対応支援した。  ①②とも引き続き自立支援と重度化防止のため目標に沿って取り組んで行けるよう支援する。通所型サービスCの利用が終了した方へは身体、生活機能が維持できるようフォローアップしていく。今後も介護予防・日常生活支援総合事業の普及啓発に努め、又、健康講座(特にフレイル予防対策)を開催するなど地域住民の意識啓発に努める。

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワークづくりに努める。	①民生委員定例会への参加。 ②公民館や町会など地域行事への参加。 ③圏域内のグループホーム、地域密着型デイサービス、小規模多機能型居宅介護の運営推進会議に参加。 ④城西二丁目・城西五丁目シルバーハウス生活相談会に参加する。	①定例会各地区年1回(藤代・西・城西地区) ②随時 ③運営推進会議グループホーム30回 地域密着型デイ6回 小規模6回 ④城西2丁目・城西5丁目各2回	①民生委員定例会に3か所すべてに参加。  ②③④については実施されず。	①定例会藤代1回 城西1回 西 2回 計4回参加  ② 0回 ③ 0回 運営推進会議開催中止 ④ 0回	①民生委員定例会に参加し、民生委員と意見交換ができた。又、下半期には生活支援コーディネーターと共に定例会に参加する事で、情報を共有しながら連携を図る事ができた。  ②③④新型コロナウイルス感染症の影響で、圏域内の各事業所運営推進会議及び、シルバーハウス生活相談会は開催されなかった。地区公民館及びシルバーハウス生活援助員等とは定期的に情報交換を継続している。	①参加依頼があった際には、積極的に定例会に参加する。  ②③④町内の行事や、運営推進会議等が開催される際には、積極的に参加する。今年度同様活動が自粛された際には、対面以外での手段を用いて連携に努める。
イ	実態把握	地区住民・民生委員・在宅介護支援センター、その他関係機関からの情報提供により地域の実態把握に努める。	在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民やその他の関係機関からの情報提供により実施する。また必要時安心カードの配布やエンディングノートの活用等も併せて周知する。	①在宅介護支援センター連絡会年4回 ②実態把握年間250件	①定期的に在介との連絡会を開催	①連絡会 3回 ②在介鷹匠町 49件 サンタ在介 34件 第二包括 190件 年間 273件	①定期的に連絡会を開催することで、ケースについての情報共有を行うことができた。定期の連絡会以外でも、必要時連絡をとり、対応することが出来た。 ②前年度に比べて、実態把握件数は減少したが、理由として今年度はコロナ禍により、個人宅への訪問が、必要最小限度にとどめられたことが考えられる。	①次年度も定期的に連絡会を開催し、情報共有に努める。  ②在宅介護支援センターや民生委員等と連携して取り組んでいく。
ウ	総合相談	総合相談窓口としての役割を周知していく。 多様な相談内容に対して、適宜状況把握を行い、相談内容に即したサービスまたは、各種制度に関する情報提供、適切な機関への紹介等を行う。	地域の行事や集会などに積極的に参加し、包括支援センターの活動を周知していく。 多様な相談内容に対し、迅速に対応していけるよう職員間で情報を共有し調整していく。	随時	新規相談や、懸案事項に関して、各専門職の専門性を生かし、情報を共有しながら対応した。	新規 296件 継続 27件 延べ 323件	多様な相談内容に対して、職員間で情報共有をしながら対応できた。  地域包括支援センターの役割について周知を図り、理解協力を得られるよう働きかけていくことが必要。	引き続き、相談依頼に対して速やかに対応し、必要時には適切な関係機関へ情報提供を行う。  地域包括支援センターの役割について、周知を図っていく。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見 制度の活 用促進	民生委員定例会や町会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要な際の申立の援助を行う。	随時	①相談 ②市長申立 ③親族申立 ④行事等での周知	① 6件 ② 1件 ③ 2件 ④ 3件	①成年後見制度の内容から申立方法まで相談があり対応した。 ②③引き続き、必要時申立援助を行う。 ④運営推進会議、町会行事等はなかったが、民生委員定例会では周知することが出来た。	引き続き、必要時の相談対応、申立の支援を行っていく。
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	随時	措置対応	0回	措置に至るケースはなかった。	必要時には市に実施を求める。
ウ 高齢者虐 待への対 応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	養護者による高齢者虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時	虐待対応	3件	3件ともアルコールが原因となっている。 就労しておらず、なんらかの障害の可能性もあるが受診もしていない子供がいることによって問題が複雑化している。	支援を拒否し相談窓口にもつながらない子供に対応する機関が必要である。
エ 困難事例 への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化を図る。	随時	困難事例対応	0件	困難事例はなかった。	困難事例がある場合は地域ケア会議等を活用し解決、対応力の強化を図っていく。
オ 消費者被 害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時	①消費者被害の対応 ②消費者被害予防のための周知	① 0件 ② 3回	①消費者被害の相談はなかった。 ②消費者被害予防のための周知を民生委員定例会で行った。	引き続き消費者被害が疑われる際には迅速に対応していく。



# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	多職種・多機関合同の研修会や地域ケア会議を開催し、意見交換のできる場を設定する。	①合同研修会 年:1回  ②地域ケア会議:7回 (個別5回、推進2回)	①・生活困窮者自立支援に関する研修会(10月) ・介護医療院について(11月) ②地域ケア会議開催	① 2回 10月 11月 ②地域ケア個別会議4回  地域ケア推進会議2回	圏域内の関係機関を招集し、多職種・多機関の意見交換のできる場を設定。	多職種・多機関合同での研修会を計画。相互に意見交換のできる場を設定する。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員の連携強化を図る。	地域の介護支援専門員を招集して定期的に連絡会を開催する。	連絡会 年:6回	介護支援専門員が相互に情報交換ができる場を定期的に連絡会を開催。	①開催回数 4回 (5月・7月・11月・3月)	介護支援専門員相互の意見交換ができる場を設定することで連携や共有が図られている。	連携強化や情報共有を目的として今後も定期的に開催を計画する。
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会等を通して、相談しやすい環境を整える。資質向上を目的として研修会の実施や制度、施策等に関する情報提供を行う。	①連絡会 年:6回  ②地域ケア個別会議 年:5回	圏域介護支援専門員を対象とした連絡会を開催。	①開催回数 4回 (5月・7月・11月・3月) ②地域ケア個別会議4回	介護支援専門員の連絡会や地域ケア会議などを通し、相談しやすい環境を整えることで、日常的に連携が図られている。	介護支援専門員の業務が円滑に実施できるよう、連絡会や研修会を計画する。
エ 支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①相談内容に応じて各専門職の専門性を生かして対応する。 ②各専門職や関係機関と連携のもとに具体的な支援方針を検討し、必要に応じて地域ケア会議を開催する。	①随時  ②必要時	①介護支援専門員からの相談件数  ②地域ケア個別会議の開催  ③支援困難ケースに対し、居宅介護支援事業所介護支援専門員への後方支援	① 35件  ② 4回  ③ 5件	相談内容に応じて三職種で協議し、各専門職の専門性を生かして助言し、課題解決に努めている。又、介護支援専門員が支援に困難を呈している事例に対して、地域ケア個別会議、多機関連携の提案や同行訪問を行い介護支援専門員の不安軽減に努めている。	必要に応じて同行訪問を行い、状況によっては地域ケア個別会議を開催し、多機関と連携の下で具体的な支援方針を検討する。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関、認知症サポート医との連携を維持し、研修会や会議等も活用して、関係性を築いていく。 ②ケアパスや認知症初期集中支援チームを地域住民や関係機関に周知し、連携する。	①認知症関連の研修会開催。 ②認知症地域支援推進員連絡会や会議に参加する。	①年1回 ②随時	①認知症予防研修会開催 ②認知症地域支援推進員連絡会及び認知症初期集中支援チーム情報交換会に参加	① 1回 ② 3回	①老人クラブでの研修会の機会がなかったが、老人福祉センターで健康講座を開催し認知症に対する理解と意識向上を図った。 ②認知症関連の会議に参加し関係機関と連携を図っている。	引き続き認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関、認知症サポート医との連携を維持しつつ研修会、会議を活用し関係性を築く。又、初期集中支援チームの周知、及び利用促進と認知症ケアパスに準じた支援をする。
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症の疑いのある方に対しては、認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームと連携し、適切な医療や介護サービスにつなげていく。 ②家族や本人へは、介護に関する相談、支援を行い又、認知症の人と家族のつどいや病院の家族会、認知症カフェを紹介していく。	認知症の研修会への参加や認知症の人と家族のつどいに参加し、情報交換する。	①認知症の人と家族のつどい参加:年1回 ②相談は随時	①認知症の人と家族のつどい参加 ②相談は随時行っている。	① 1回 ② 49名	①認知症の人と家族のつどいに出席し情報交換を良好な関係が保てた。 ②認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関と連携して対応し認知症高齢者の支援にあたった。	①今後も病院、関係機関と連携し必要に応じ適切な医療ルートにのせ、状態に応じて介護サービスにつなげていく。 ②相談対応は継続して行っていく。 ③今後も初期集中支援チームの対応を要する症例があれば、連携協力していく。
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。	①住民や企業・職域団体、学校に対して認知症サポーター養成講座についての案内を行い、受講を働きかけていく。	①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区  目標サポーター数 80名 開催回数 3回	①広報活動を民生委員定例会や健康教室、実習生等に働きかけた。 ②認知症サポーター養成講座実施 ③認知症サポーターステップアップ講座 ④キャラバンメイト連絡会参加	① 5回 ② 2回 計52名 ③ 1回 計24名 ④ 1回	①地域住民、民生委員、大学生に講座の広報活動と案内をした。結果、大学生が認知症サポーター養成講座を受講した。 ②大学生が合計52名受講したことで親、祖父母世代への啓蒙も期待できた。 ③医療福祉大学生24名に講座を行った。 ④キャラバンメイトについて居宅介護支援事業所に受講機会があった場合は受講の推奨をした。	①認知症疾患患者が今後増加していくため、認知症サポーター養成講座開催に向けて案内を拡大していく。(町会、企業、学校等)  ②キャラバンメイトの増加が望めるよう事業所等へ連絡会を利用しはたらかせていく。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定例開催と、支援困難事例を対象として随時開催を行う。 ②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等を通して住民からニーズの把握を行う。	①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議の開催。	①地域ケア個別会議:5回 その他都度 ②地域ケア推進会議:2回	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議	①開催回数:4回 (5月・7月・11月・1月) ②開催回数:2回 (8月・2月)	①個別課題解決、地域課題発見のための会議を行った。 ②地域課題検討を目的とした会議を行った。 ③新型コロナウイルス感染対策を十分に配慮し行う。書面会議を効果的に実施できるよう手法や手順を検討する必要がある。	①計画した地域ケア個別会議に加え、必要時都度地域ケア個別会議を開催する。 ②地域ケア推進会議で把握された課題を整理して検討する。また、地域の行事等に積極的に参加して住民の高齢者対策のニーズの把握に努める。

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

<p>【地域の実態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護者が1人で課題を抱え介護負担が過重になっている事がある。</li> <li>・サービスを拒否する利用者に対する支援が困難である。</li> <li>・世帯で課題を抱えている対象に対して、世帯全体を支援する窓口がない。</li> <li>・本人、家族のニーズに適した施設を選ぶことが難しい。介護支援専門員の社会資源に関する情報が不足している。</li> <li>・身体機能、環境により活動範囲が狭くなっている。</li> </ul>
<p>【地域課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でのつながりが希薄になってしまっている。</li> <li>・自己放棄、自己放任になってしまっている。</li> <li>・世帯で課題を抱えている対象に対して、世帯全体を支援する窓口がない。</li> <li>・自身が必要とするサービスがわからない。サービスに対する周知、把握が必要。</li> <li>・各年代ごとに自身が課題を把握し対応していく必要がある。</li> </ul>
<p>【地域での対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題の早期発見、対応、支援者が単独で抱え込んでしまわないように横のつながりの強化を図る。</li> <li>・地域や関係機関へ包括支援センターの役割について周知を図りながら顔の見える関係づくりをしていく。</li> <li>・自分らしい暮らしを続けることが出来るように各年代ごとに取り組むことを周知する。</li> </ul>
<p>【市、関係団体への提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的な課題を抱える家族等（高齢・障害・児童）への総合的な支援が必要。</li> <li>・高齢者が家庭にいるという理由で高齢者の課題でないものまで、市役所からも地域包括支援センターへ対応要請がくることある。（地域包括支援センターにおける業務内容の周知が必要）</li> <li>・身元保証人がいなくても入院中の支援や施設入所ができる仕組みづくりが必要。</li> </ul>

(様式第1号)

# 令和3年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	5人	プランチ数
	社会福祉士	4人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	人	2
	主任ケアマネ	3人			

令和3年度の活動方針(地域課題・目標)	令和3年度目標に対する取り組みの評価
<b>地域の実態</b> ①公的サービスでは補うことが出来ないサービスを必要としている高齢者が増加 ②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加(家族意識の変化、家族のパワレス等が要因) ③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加(大学・一部学校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等) ④地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが役割や事業内容が見えにくいとの声がある <b>地域課題</b> ①在宅生活を支援するためのボランティア等の社会資源の情報が支援者にとって十分ではない。 ②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申請支援)の相談において増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチが適切な支援に結び付いていない。 ③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(特に若い世代・ボランティア)が不足しており、継続的働きかけが必要である ④センターの活動が地域住民に見えにくいため、広報が必要である <b>目標</b> ①弘前市ボランティア支援センターを活用し、ボランティア等の社会資源について、支援者が効果的に活用できるようにする ②8050問題等、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する ③認知症について普及啓発、地域状況の理解促進を兼ねて、若い世代のボランティアが活躍できる地域づくりを継続することで、地域を牽引するマンパワーの充足化を図る ④刷新したパンフレットを活用し、広報することで、住民の理解が向上する	①圏域内介護支援専門員に対し、社会資源について、弘前市にあるボランティアの情報提供や弘前市ボランティア支援センターの役割等の理解促進を図った。ボランティアの活用について具体的に学ぶことができ、介護支援専門員がマネジメントの中で活用できる内容となり、支援者の対応力向上につなげる機会となった。 ②虐待通報件数が急増。また虐待対応の中で、8050問題を抱える世帯の対応では、弘前市生活福祉課自立支援室との連携機会はなかったが、その分養護者を支援する相談支援事業所と連携を図ることが多かった。認知症や精神疾患等で家族間、近隣住民とのトラブルを抱えるケースも多く、保健所や医療機関、警察等の多職種との連携やネットワーク構築を図っていく機会が多かった。積極的に弘前市生活福祉課自立支援室等との連携機会を探り、センターの対応力向上を図っていききたい。 ③高校生に対して認知症サポーターステップアップ講座を開催することで、学生の段階から認知症への理解を促すことができ、認知症に対しての正しい知識普及啓発、偏見をなくすことが期待できた。新型コロナウイルス感染状況から認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)は2回しか実施できなかったが、実施準備段階から大学生と協働で行うことで、若い世代へ包括支援センターをより身近な機関として感じてもらい、また地域全体で高齢者を支えることの必要性についての理解促進、活躍できる機会を提供することができた。 ④出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)の広報を通じて、二大、三大、文京地区の他、初めて一大地区各町会長へ包括の事業の広報を実施、圏域内の全町会と顔の見えるネットワークを作ることができている。また、刷新したパンフレットは地域住民と協働で作成したことから、地域住民から分かりやすいと評価があり、事業への理解促進を図ることができた。39か所の金融機関、医療機関へパンフレットの設置等を依頼等、広報活動に力を入れることができた。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和3年度計画	R3年度計画内容		R3年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 ア チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	制度の説明、基本チェックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。	2週間以内	制度の説明、基本チェックリストを実施、該当者には、意向を確認しケアマネジメントを行った。	事業対象者数 実284名	総合事業利用希望者に対し、一般介護予防事業や地域の社会資源の紹介も併せて行っており、「パワリハ運動教室」等への参加につながった。また、「ゴミ出しサポート事業」などの活用希望の声もある。
						アセスメント、スクリーニングを丁寧に行い、自立支援も視野に入れながら、多様なサービスの情報提供を行い、対応する。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	①関係機関、住民組織と連携しやすい関係作りを行う。 ②地域情報の収集・整備を行う。 ③介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。	①民生委員児童委員協議会定例会など地域の集會に参加する。 ②ア・社会資源等、情報収集してリスト化し、相談時に活用できるようにする。 イ・関係機関、関係者のネットワークについて情報を整理する。 ③既存の住民主体の活動に協力する。	①年4回以上 ②ア・イ 年1回 ③随時	①一大、二大、三大、文京地区民児協定例會に参加。みちのく銀行上土手町支店の依頼にて包括の事業紹介を行っている。 ②ア、イ 社会資源等について情報収集。 ③住民主体の通いの場(事業名:ぴいちの會)への参加、活動状況確認	①4回 ②ア、イ 1回 ③0回	①各地区民児協定例會に参加。みちのく銀行からの依頼で包括事業紹介等を行う。一大地区各町会長へ広報活動を初めて実施。協力的な町会もあり、顔の見える関係性を構築することができた。 ②社会資源について、整理している。相談時に活用、また地域型ヘルパー等の新規参入等の事業については関係機関へ情報提供している。 ③代表者へ活動状況を確認、新型コロナウイルス感染予防のため活動を休止し、再開の目途なし。	①新型コロナウイルス感染拡大予防対策を取りながら、随時、関係機関、地域住民組織の活動に参加した際、連携や関係づくりを行う。 ②今後、活動再開の目途が立っておらず、再開時には介護予防への啓発を行う。
イ 実態把握	高齢者の孤立・孤独死防止、重度化防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。	①高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。	①年間150件	①相談対応等した方や昨年度訪問した方を中心に実施。	①193件うち独居86件	①コロナウイルス感染拡大状況から、包括での訪問を控えた期間があり、件数減少。実態把握では半数程度が独居世帯、元気な時から関わることの重要性が増している。	①コロナウイルス感染予防から自宅で過ごす独居、高齢者世帯が多いことが考えられ、重度化する前に対象者の生活状況、健康状態の実態把握を積極的に行う。
ウ 総合相談	①相談窓口の強化、アウトリーチを継続する。 ②地域住民、関係委員、地域の金融機関、郵便局、医療機関などに、刷新したセンターのパンフレットを活用し、相談窓口の広報活動を行うとともに、パンフレットの反響等、評価する。	①一大・二大地区、三大地区、文京地区で出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)を実施継続する。 ②ア・町会連合会へ参加し配布する。 イ・民児協定例會にて配布する。 ウ・医療機関等パンフレットの設置協力を依頼する。	①年4回 ②ア・随時イ・4回 ウ・年30カ所	①5月に文京地区(中野集會所・松原集會所)、6月に三大地区(取上公民館)、7月に一大・二大地区(駅前記念會館)で実施。合計5件相談あり。 ②ア、新型コロナウイルス感染拡大防止のため連合会開催がなく、各町会長宅へ個別に訪問し、広報活動を行った。イ、各地区民児協定例會に4回参加し、配布。ウ、圏域内の金融機関、郵便局、医療機関、薬局、美容室にパンフレット等を配布、設置依頼。	①年4回:文京地区で2回、一大・二大地区合同で1回、三大地区で1回実施。 ②ア、圏域内各町会長宅49カ所へ広報活動。イ、4回 ウ、39カ所	①上半期では各小学校区で1回実施、下半期は要望があれば実施とし、各地区関係機関へ広報したが、コロナウイルス感染拡大等の状況から実施要望はなかった。上半期での相談件数等を見ても、コロナ禍では地域住民が集會所等への来場を控える状況があり、今後の実施形態や方法の検討が必要となった。 ②ア、一大地区町会との顔繋ぎが初めてできている。パンフレットについても評判よく、センターの役割も分かりやすいと意見があり、理解促進に繋がった。 イ、ウ、金融機関等の関係機関へパンフレット設置することで、相談につながっている。パンフレットの不足について連絡がないため、特に追加パンフレット設置は行わず。	①実施要望がなかったことや相談件数が少ないことから、総合相談窓口の役割としての広報活動については、出張相談ではなくセンターの活動紹介等の広報紙等を回覧し、地域住民へよりセンターを身近に感じてもらう様に努めることとする。 ②各関係機関へ出向き、パンフレット設置し、顔の見える関係、相談しやすい関係を構築する。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申立てにつながるよう支援する。	①ア・地域高齢者集会、民児協定例会にて広報イ・出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)来所者へパンフレットを手渡す。 ②相談、申立ての支援を行う。	①ア・年10回 イ・年4回 ②随時	①ア、各地区民児協定例会でパンフレットを配布し広報した。 イ、各地区の出張相談でパンフレット配布し広報した。 ②市福祉総務課、市社協、弘前圏域権利擁護支援センターと連携、支援。	①ア、4回 イ、4回 ②相談12件、申立済10件、市長申立2件、支援中1件	①ア、イ、各地区民児協定例会参加時、出張相談開催時に広報。地域住民等の集会等は新型コロナウイルス感染予防のため中止となり、広報機会が少なくなっている。 ②相談・申立支援件数が増加、施設入居者で身元引受人がおらず相談に至るケースが多い。また在宅生活者の申立支援は、申立後も包括が関わり支援を要した。経済的虐待や子の相続紛争での申立介入依頼等、支援や対応が複雑なケースが増えてきている。	①地域住民組織や集まり等の参加機会があれば、積極的に参加し広報活動を行う。 ②申立支援が複雑化、対応が困難化しているケースは、各関係機関と連携を図りながら、対応していくこととする。特に認知症在宅高齢者への支援は地域での見守り体制等を整備する等、地域住民組織等との連携を密に行い、必要時はケース会議を行い、関係機関と在宅生活での対応方針の決定や役割分担を行っていく。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。	弘前市関係部署、受け入れ措置施設と連携を図り対応する。	随時	養護者が精神障がい者で身体的虐待、緊急的な分離措置の必要性はないと判断されたが、措置施設へ入居することができたケースあり。	0件	養護者が精神疾患、高齢者が認知症で被害妄想等から暴力的になり、虐待通報時点で、すでに自主的に避難、分離しているケースあり。速やかに緊急性の判断、分離措置ができるように各関係機関との連携が必要。	速やかに実態把握に努め、緊急性があり、分離措置を要するケースが発生した場合には、関係機関や弘前市の関係部署と連携し対応する。
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に係る通報等を受けた後は、速やかに対応する。	①弘前市の虐待マニュアルに基づき、関係部署と連携を図り対応する。 ②必要に応じて、個別ケース会議を開催、支援方法を検討する。	①②随時	①虐待疑いで通報実18件、うち虐待認定14件 ②情報共有、今後の方針と役割分担を図るため虐待対応ケース会議を開催。	①随時 ②2回	①速やかに実態把握し対応している。身体的虐待13件、うち2件が心理的虐待と重複。経済的虐待1件。 ②養護者が精神疾患または対象者が認知症等で対応が困難となり虐待に至るケースが多い。当事者に虐待の認識がなく、相談窓口がわからないケースもあった。	①虐待対応マニュアルに基づき関係機関と連携を図り対応する。 ②関係機関との連携に努める。支援方針に係る重要な判断は、関係機関との連携、組織的な判断をするため必要時は虐待対応ケース会議を開催する。虐待防止リーフレットの配布、相談窓口の広報に努める。
エ 困難事例への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者間で協議する。	地域ケア個別会議を開催、支援を阻害している要因、課題と整理、支援方法を検討する。	随時	困難事例はセンター内で検討、地域ケア個別会議を随時開催している。	随時1回	在宅認知症高齢者への地域での支援方法、見守り体制等について検討している。他職種で共有、検討することで支援の方向性を決めることができている。	地域ケア個別会議を随時開催し、対応していくことで、課題の整理、支援ネットワークの構築等を図る。
オ 消費者被害の防止	弘前市市民生活センターと連携を図り、電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握し、民生委員、介護支援専門員、在宅介護支援センター、ホームヘルパーなどへ情報提供を行う。	①地域高齢者集会、民児協定例会、などで情報提供、予防啓発する。 ②出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)開催時にパンフレット等手渡す。	①年10回 ②年4回	①各地区民児協定例会にて情報提供、資料配布。 ②パンフレットを来所者に配布、必要時に活用。	①年4回 ②年4回	①生活センターの注意喚起資料等を配布、予防啓発を図っている。 ②各地区での出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)で5名の来所者に資料配布している。	引き続き関係機関や地域住民組織の活動等に参加し、消費者被害に関する情報発信を情勢に適した形でを行い、予防啓発を図る。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が関係機関とスムーズな連携が出来るよう支援する。	圏域の介護支援専門員のニーズに基づき、『社会資源について』『高齢者虐待について』に関する研修会を企画・実施する。	年2回	社会資源について弘前市ボランティアセンターの方を講師に招き研修、包括の社会福祉士を講師に高齢者虐待について研修を行った。	年2回	社会資源について市内のボランティアの情報や弘前市ボランティア支援センターの役割を学ぶ。高齢者虐待について事例を用いてグループワークを行うことで、介護支援専門員としての役割、対応を学ぶ機会となった。	年2回実施予定。管理栄養士を講師に「多職種連携」、精神保健福祉士を講師に「精神疾患について」の研修会をZOOMにて開催を予定している
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域の介護支援専門員と連携を強化する。 ②日常業務について意見交換できる場を設定する。 ③圏域の主任介護支援専門員と連携し、スキルアップ出来る企画を協働で検討、実施する。	①介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。 ②地域課題や昨年度介護支援専門員からの要望に基づき『民生委員との意見交換会』を企画・実施する。 ③主任介護支援専門員連絡会を開催。ニーズに基づき、『ストレスとの向き合い方』『8050問題について』勉強会、その他情報交換等を実施する。	①上半期1回 ②年4回(一大・二大・三大・文京地区各地区1回) ③年2回	①圏域内介護支援専門員45名(うち主任介護支援専門員17名) ②一大、二大、三大地区の民生委員児童委員との意見交換会を実施。 ③主任介護支援専門員連絡会では弘前愛成会病院臨床心理士を講師に招き「ストレスとの向き合い方」を実施。8050問題については、コロナ感染拡大で中止。	①年1回 ②年3回 ③年1回	①介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握。地域課題の整理や会議の参加協力を得る。 ②意見交換会を行うことでお互いの役割を知り、スムーズな連携に繋がる機会となった。文京地区に関しては、民生委員側の事情で実施出来ず。 ③ストレスとの向き合い方を、簡単なストレッチを交え講義、日々のストレス蓄積を防ぐことの重要性を確認。8050問題については、コロナウイルス感染拡大のため開催中止。	①連携しながら地域の活動に活かしていく。 ②通所介護事業所との意見交換会を開催予定。 ③昨年度中止となった8050問題についての研修を再計画、WEBで開催予定。他、アンケートで特に要望が多い「社会資源」について、地域のボランティア団体の方から具体的な活動内容の紹介や顔つなぎの機会として研修予定。
ウ 日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。	介護支援専門員相互、多職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。	年7回	自立支援に向けた定期開催と随時開催を行うことが出来た。	年7回うち定期6回、随時1回	地域ケア個別会議を通し多職種、地域住民やボランティア団体の参加により多角的な視点からの助言を頂くことで、介護支援専門員の新たな気づきや支援に繋がっている。	ケアマネジメントに活かせる様な、より汎用性のあるケースや自立支援に向けたケースの検討を呼びかけていく。困難事例など随時、介護支援専門員からの依頼があれば開催する。
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を実施する。 ②困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	①②随時	①認知症と思われる方の支援について、同行訪問には至らないが、課題整理し、警察や保健所、認知症専門医への情報提供、共有を図った。 ②困難事例に対する地域ケア個別会議の実施はなかった。	①随時 ②随時	①ケースの状況に応じて、後方支援の方法を検討している。介護支援専門員と包括と役割分担をしながら支援することが出来ている。 ②随時対応していく。	①ケースの状況に応じ、同行訪問等の支援をしていく。 ②必要時、介護支援専門員が多角的な視点での支援が出来るように地域ケア個別会議を提案、実施する。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症疾患医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①ア・圏域内キャラバン・メイト連絡会を実施する。 イ・認知症施策、ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症高齢者たぐいまサポート事業等について広報する。 ②必要時、チームに支援を相談。訪問支援対象者について、課題を整理し、情報共有、支援協力をする。	①ア・年2回 イ・随時 ②随時	①ア・コロナウイルス感染拡大等の状況から未実施。 イ・各地区民児協定例会、介護支援専門員連絡会で広報実施。 ②在宅認知症高齢者の地域での見守り等について、地域ケア個別会議で検討、初期集中支援チームへの相談まで至らず。	①ア、0回 イ、4回 ②随時	①ア、コロナウイルス感染拡大等の状況から未実施。圏域内キャラバン・メイトの人数も減少しており、効果的な連携が難しくなっている。 イ、民児協定例会で認知症初期集中支援チーム等を広報したが、十分な理解に繋がっていない事があり、今後は事例を用いる等の必要性があった。 ②認知症への近隣地域の見守り体制等について、地域ケア個別会議で検討したが、認知症初期集中支援チームへ相談には至らず、今後も必要時検討、相談していく。	①ア・認知症サポーター養成講座や認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)の共同開催に向けて調整する。各関係機関へ広報活動を実施継続し、広報方法についても検討していく。 ②必要時積極的に相談しながら、連携を図っていく。
イ	認知症の人や家族への支援	①認知症の人やその家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。 ②認知症の人やその家族に対して、相談・支援を行う。	①ア・認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を定期開催する。 イ・認知症カフェの振り返り・評価を実施する。 ②事業横断的に認知症地域支援推進員が事業や地域の集会等に参加し、相談を受け、必要時支援を行う。	①ア・年10回 イ・下半期1回 ②随時	①ア、イ、新型コロナウイルス感染予防として縮小版で実施。会場はヒロスクエア多世代交流室。 イ、認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)実施後に振り返り、評価している。 ②三大地区の出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)、認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)に参加。	①ア、イ2回 ②2回	①ア、新型コロナウイルス感染拡大により、飲食を行わない縮小版として実施。 イ、認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)終了後に振り返り、評価の機会を設けている。講義形式での開催であったが、講師への質問を通して、認知症高齢者が日常で不安に思っている事等を学生が触れる多世代交流の良い機会になったとの意見があった。 ②認知症への相談対応ができている。	①今後も縮小版として実施、多世代交流の場の提供、認知症の相談対応機関としての周知ができるように実施していく。 ②今後は地域の集会等が開催されれば、認知症地域支援推進員として参加し、相談や支援に繋がるように活動をしていく。
ウ	知識の普及	①認知症サポーター養成講座等について、広報、開催の働きかけを実施。要請に応じて計画・実施する。 ②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画・実施する。	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)、認知症サポーターステップアップ講座(高齢者たぐいまサポート訓練)など企画運営を協働で実施。	①ア・年5回以上 イ・目標人数100人 ②随時	①ア、聖愛中学高等学校学生、みちのく銀行上土手町支店行員、特養弘前静光園、弘前実業高校学生にて実施。 ②認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)実施準備から弘前学院大学学生と協働で行っている。聖愛中学高等学校学生へ認知症サポーターステップアップ講座を実施している。	①ア、4回 イ、63名 ②2回	①みちのく銀行職員に向け実施し、認知症への理解や関係機関との連携について深めることができた。聖愛中学高等学校、弘前実業高校で開催し、若い世代へも関心をもってもらうきっかけとなった。 ②高齢者たぐいまサポート訓練については、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ実施せず。寸劇を交え学生が声がけ対応し、認知症サポーターステップアップ講座として実施。若い世代へより認知症への理解を深めてもらうことができた。	①地域住民等からの要請時、サポーター養成講座の開催を行う。 ②学生と認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を協働で行う。また令和4年度からは認知症疾患医療センターと協働で行うこととし、より認知症に対して地域住民への理解を促し、早期受診や医療機関へ繋がることへの重要性を周知することに努めていく。



# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。 ④積極的に自立支援に向けたケースの検討を促す。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③地域の関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。 ④圏域の介護支援専門員へ呼びかけを行う。	①年7回 ②年5回 ③④随時	①定期開催、随時開催実施 ②地域の代表者が参加し地域課題の整理 ③会議の召集の際に地域ケア会議の主旨や目的を示した運営方針を文書のほか口頭でも説明している。 ④事例提供の際にお願いしている。	①7回うち定期6回、随時1回 ②5回 ③随時 ④年6回	①民生委員や町会の方の参加の協力も得られ、地域課題の整理にも繋がっている。 ②地域課題について専門職、多職種と対応方針について検討、センターの事業運営に反映させている。 ③④今後も継続的に周知依頼をしていく。	①計画通りに実施、随時開催も積極的に開催していく。 ②課題を整理し、事業運営に反映できるようにしていく。 ③④来年度も同様に実施していく。

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

### 【地域の実態】

- ①在宅生活をする上で、介護保険では対応しきれない部分を支援してくれる有償ボランティア等の情報が不足している。
- ②認知症や精神疾患、貧困等の複合的な課題を抱えた8050問題では支援困難傾向となっている
- ③地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが、役割や事業内容が見えにくいとの声がある

### 【地域課題】

- ①在宅生活を支援するボランティア等社会資源の情報が必要であり、介護支援専門員や地域住民等の支援者にとって十分ではない
- ②認知症等の精神疾患への理解や高齢者虐待に対する認識不足がある。複合的な課題を持つ世帯に対して、適切な医療機関や支援機関等に結び付いていない
- ③センターの活動が地域住民に見えにいため、広報が必要である

### 【地域での対応方針】

- ①ボランティア等の社会資源について、介護支援専門員等の支援者が効果的に活用できるようにする
- ②認知症についての普及啓発、高齢者虐待防止の啓発。8050問題での若年層への対応は、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する
- ③広報紙を作成しセンターの活動を具体的に紹介することで、住民の理解が向上する

### 【市、関係団体への提言】

- ①成年後見制度等の対象とならず、かつ身元保証人がいない方への施設入所ができる仕組みづくり
- ②ひきこもりの方やその家族への相談支援窓口の明確化
- ③独居の認知症高齢者が在宅で生活を継続するための仕組みづくり
- ④病院受診や外出支援等の支援体制の構築
- ⑤高齢者のペットの多頭飼育、入院や施設入所に伴うペットの一時預かりや引き取りに対する仕組みの構築

(様式第1号)

# 令和3年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	1人	ランチ数
	社会福祉士	2人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	2人	2
	主任ケアマネ	2人			

令和3年度の活動方針(地域課題・目標)	令和3年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①住民や民生委員より、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を知らない人が多いとの意見がある。 ②住民や民生委員及び介護支援専門員より、認知症について理解していない人が多いとの意見がある。 ③介護支援専門員より、認知症高齢者の服薬や金銭の管理の対応に苦慮するとの意見がある。 ④病院や介護支援専門員等より、1人暮らし高齢者の緊急時対応を心配する意見が多く挙げられている。</p> <p>地域課題</p> <p>①②住民の認知症についての理解が不足しているので、認知症の啓発が必要である。 ③④住民や介護支援専門員等が医療職の助言提案を受けていない場合が多いことや、意見交換する機会が少ないことから、医療と福祉の連携強化が必要である。</p> <p>目標</p> <p>①地域包括支援センターを、高齢者に関する相談窓口として住民が理解、活用できるように広報活動を強化する。 ②関係機関とのネットワークを活用して座談会や研修会を開催し、医療と福祉の連携強化を図る。 ③住民が認知症サポーター養成講座や認知症カフェを活用できる様に広報活動を強化する。</p>	<p>①地域住民、圏域の居宅介護支援事業所、薬局、郵便局、金融機関、農協、公民館、スーパー、温泉施設、民間企業計71か所へ地域包括支援センターのパンフレットを配布し広報を行った。関係機関には関わり得る対象者像を確認し、地域包括支援センターへ連絡をいただいた場合の対応について説明、具体的な協働の形を共有した。 ②町会長、民生委員、医療・福祉・リハビリ専門職と協力し、地域の公民館、集会所等で座談会と認知症介護者教室を開催した。専門職に参加いただき関係性の強化を図ることができた。地域住民、地域の代表者にそれぞれの専門性を周知する機会ともなった。 ③認知症カフェを開催し地域住民、関係者が参加。新型コロナウイルス感染拡大防止の為会場施設が閉館となった為2回中止している。開催にあたり内容を一部オンライン配信も検討、周知したが参加希望者はなかった。会場参加型はコロナ禍で参加に躊躇する方も想定される為、オンライン参加の体制を継続する。 ④認知症サポーター養成講座を開催、合計187名のサポーターを養成することができた。サポーター養成講座について開催を検討している団体や関係機関から声はあるが、コロナ禍で開催を躊躇している。予防策を講じ開催継続する。</p>

33

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和3年度計画	R3年度計画内容		R3年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係る ケアマネ ジメント	介護予防日常生活支援総合事業について説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。	①必要な方が総合事業を利用できる様に、圏域内の様々な場所に総合事業の周知をする。 ②希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。	①20ヶ所以上に年1回 ②受付から1週間以内	①総合事業及び地域包括支援センターについて周知した。 ②希望者には速やかに実施した。	①71か所に配布。 ②事業対象者90名(令和4年3月末時点で利用実績ある者)。	①事業内容及び地域包括支援センターについて説明し、配布先での設置を依頼した。 ②実施時には本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう十分に説明を行った。
						①地域包括支援センターの広報を継続する。 ②継続し支援する。

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	関係機関、住民組織と顔の見える関係づくりをする。	①民生委員・児童委員定例会へ参加する。 ②関係機関と地域住民向けの座談会を実施する。 ③関係機関と共に既存の住民主体の活動に参加する。	①豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区に年1回 ②年4回 ③年3回	①定例会に参加。 ②座談会を実施。住民計16名参加。 ③高崎集会所の集會に参加。	①4地区の定例会に各1回参加。 ②2か所開催。 ③1回参加。	①地域包括支援センターについて説明、連携内容や役割を確認した。 ②医療・リハビリ専門職の参加を得て実施し連携強化が図られた。地域住民代表者より住民への周知方法について助言を得た。 ③弘前保健センターより依頼を受け参加。介護保険制度について講義し理解を促した。	①参加継続する。 ②専門職と協働し座談会を開催する。また地域ごとに有効な地域住民への周知方法を検討していく。 ③活動に参加する。
イ 実態把握	①支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークの構築を図る。 ②支援を要する高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握をして、早期に必要な支援をする。	①ア圏域内の関係機関に実態把握の説明をし、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでももらえる様に協力を依頼する。 ①イ在宅介護支援センターと共に住民対象に介護者教室を開催する。その際に気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センター若しくは在宅介護支援センターにつないでももらえる様に協力を依頼する。 ②相談を受け付けたら、速やかに訪問して実態把握する。	①ア20ヶ所以上に年1回 ①イ年2回 ②1週間以内、年150件	①ア広報活動を行い、実態把握に繋がるよう、協力を依頼。 ①イ在宅介護支援センター、医療・リハビリ専門職と協働し介護者教室を開催。 ②在宅介護支援センターと協働し、相談受付後速やかに実施。	①ア71か所に配布。 ①イ4か所で開催。 ②242件。	①地域包括支援センター業務について理解いただくことができた。また、気になる高齢者がいれば相談いただくよう協力を依頼した。 ②速やかに適当な支援に繋がるよう努めた。	広報を継続する。在宅介護支援センターと協働し実態把握をすすめていく。
ウ 総合相談	様々なネットワークを通じて相談受付ができるように、地域包括支援センターの宣伝を強化して、住民に対して地域包括支援センターの周知を図る。	圏域内の関係機関に地域包括支援センターの事業を説明し、パンフレットの設置を依頼する。また、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでももらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所以上に年1回	広報活動を行い、総合相談に繋がるよう協力を依頼。	71か所に配布。相談件数は新規456件、継続119件。	継続的な広報活動の中で地域包括支援センターの認知度の向上が感じられる。相談内容に応じて関係機関や専門職と連携し対応した。	地域包括支援センターの広報を継続する。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	パンフレットで周知しつつ、医療と福祉関係者を対象とした研修会を開催して理解を深める。	①関係機関に制度の説明をする。 ②医療と福祉関係者を対象に研修会を開催して制度の理解を深める。また活用促進を図る。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①20ヶ所以上年1回 ②2回 ③随時	①パンフレットによる関係機関への周知。 ②圏域内の居宅介護支援事業所、グループホーム、有料老人ホーム、市内地域包括支援センター職員を対象に実施。 ③必要な事例に対して申し立て支援を実施。	①71か所に配布。 ②2回にわけ開催。計48名参加。 ③後見開始申し立て1件、保佐開始申し立て1件。	弘前圏域権利擁護支援センターと協働し、申し立て及び開始決定後について研修会を開催した。	広報、周知活動を継続する。医療、福祉関係者を対象に研修会を開催し関係者の制度理解を深め、活用促進を図る。制度利用が必要な事例に対しては申し立て支援を行う。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合は、弘前市の関係部署と連携を図りながら対応する。	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②相談に対しては関係部署と連携を図りながら対応する。	①20ヶ所以上年1回 ②随時	①広報活動を行い、ケースの相談に繋がるよう協力を依頼。 ②措置を要するケースは把握しなかった。	①71か所に配布。 ②0件。	①地域包括支援センター業務について理解いただくことができた。また、気になる高齢者がいれば相談いただくよう協力を依頼した。 ②措置を要するケースはなかった。	措置を要するケースが発生した場合には関係部署と連携を図り対応する。
ウ	高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止の周知を図る。	①イの①に同じ ②虐待通報があった場合は、高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応をする。	①イの①に同じ ②随時	①広報活動を行い、ケースの相談に繋がるよう協力を依頼。 ②虐待通報には高齢者虐待対応マニュアルに沿い速やかに対応した。	①71か所に配布。 ②虐待対応6件、内虐待有り4件。	①養護者による高齢者虐待の相談窓口として認知されていた。 ②虐待を確認し、助言対応した事例が5件。担当課と連携して対応した。	広報、周知活動を継続する。虐待通報があった場合は、高齢者虐待マニュアルに沿い速やかに対応する。
エ	困難事例への対応	①速やかに事実を確認、関係者で協議し対応する。 ②圏域内の介護支援専門員が困難事例に対応するために地域ケア会議を活用できる体制を整備する。	①地域ケア会議を活用し個別課題の解決と対応力の強化を図る。 ②介護支援専門員に地域ケア会議の活用を呼びかける。	①随時 ②全居宅介護支援事業所に対して随時	①地域ケア個別会議を開催。 ②圏域の居宅介護支援事業所に周知。地域ケア会議の活用を呼びかけた。	①7回開催。8事例。 ②随時	地域ケア個別会議を活用し個別課題の解決を図り、介護支援専門員の対応力強化を図ることができた。また、医療・リハビリ専門職との連携上の課題把握につながった。	地域ケア会議を活用し困難事例の課題解決と対応力の強化を図っていく。
オ	消費者被害の防止	消費者被害に関する最新の情報を把握し、住民に伝達する体制をつくる。	①市民生活センターから最新の情報を得て、住民組織に提供する。 ②気になる高齢者を発見した際は、市民生活センターを紹介する様に関係機関に協力を依頼する。 ③消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して対応をする。	①豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区に年1回 ②関係機関20ヶ所以上 ③随時	①②広報活動を行い、気になる高齢者を把握した際は、市民生活センターにつないでもらえる様に協力を依頼した。また、チラシの設置を依頼した。 ③消費者被害に関する相談はなかった。	①②71ヶ所に配布。 ③0件。	①②消費者被害に関する最新情報の周知を図った。市民生活センターの周知につながった。	①②最新の情報を得た際は、住民への伝達を図る。 ③消費者被害を把握した際は、市民生活センターに連絡する。

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築する。	①圏域内の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握する。 ②介護支援専門員が中心となって、連絡会で取り上げる内容を決定、開催する。	①9月まで ②年5回	①圏域の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握した。 ②介護支援専門員が中心となって介護支援専門員連絡会で取り上げる内容を決定し、開催した。	①4月に1回。 ②6回。	①介護支援専門員同士のネットワークと関係機関との連携に役立っている。 ②介護支援専門員のニーズに基づいた研修会、多職種意見交換会を実施。新型コロナウイルス感染拡大状況に合わせ開催方法を検討し、オンラインと書面で開催した。	①継続し把握していく。 ②介護支援専門員連絡会を開催する。介護支援専門員のスキルアップを目的とした研修会、意見交換会を実施する。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①介護支援専門員のネットワークを活用して、地域ケア会議を開催する。 ②圏域内の介護支援専門員と連携して、圏域内の介護支援専門員がスキルアップできる企画を検討、実施する。	①介護支援専門員に地域ケア会議の内容について説明する。 ②介護支援専門員連絡会で、事例検討、勉強会、情報交換、意見交換を行う。必要に応じて、連絡会の内容に応じた専門機関等にも参加と協力を仰ぐ。	①年4回 ②年5回	①圏域の居宅介護支援事業所に周知した。 ②オンラインによりリモート参加できる環境を整えて、研修会、連絡会を開催した。	①4月に1回。 ②研修会4回。連絡会1回。意見交換会1回。	①介護支援専門員が関わっている事例で地域ケア会議を6回開催した。具体的な助言提案とモニタリングが自立支援につながった。 ②圏域の介護支援専門員が中心となって企画、開催した。介護支援専門員のスキルアップと連絡体制の構築につながった。	①地域ケア会議の活用を支援する。 ②介護支援専門員連絡会を開催する。介護支援専門員のスキルアップを目的とした研修会、意見交換会を実施する。
ウ	日常的個別指導・相談	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	①担当者を書面で通知する。 ②ケアプランの指導や助言、サービス担当者会議の開催を支援する。	①5月まで ②随時	①書面で通知した。 ②ケアプランの指導助言、サービス担当者会議の開催支援を随時。	①4月に1回。 ②ケアプラン随時。担当者会議開催支援0回。	①周知したことで相談対応がスムーズに行われている。 ②サービス担当者会議の開催を支援できることを周知する必要がある。	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。	各専門機関や関係機関と連携して課題を整理して具体的な支援方針を検討する。また、必要に応じて地域ケア会議を開催して、個別課題の解決と対応力の強化を図る。	随時	関係機関と連携し、課題を整理、支援方針を検討した。	8事例。	地域ケア会議においては専門職からの助言を得てスキルアップを図った。課題を整理し、支援について関係機関や事業者と分担した。介護支援専門員とその事例の支援につながった。	支援を継続。困難事例については地域ケア会議を活用し、事例の支援と介護支援専門員のスキルアップを図る。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	認知症地域支援推進員として、地域や関係機関との連携・ネットワークづくりを行う。	関係機関に認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、介護者教室の説明をする。更に気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターに連絡もしくは地域包括支援センターを紹介してもらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所以上年1回	地域、関係機関に対してパンフレットを配布し、気になる高齢者を把握した際は地域包括支援センターへつないでもらえる様に協力を依頼した。	71ヶ所に配布。	地域包括支援センターの役割について理解いただくことができた。また、気になる高齢者がいれば相談いただくよう協力を依頼した。	認知症地域支援推進員と協力し事業の周知および地域包括支援センターの役割について広報を継続する。
イ	認知症の人や家族への支援	認知症について情報交換や相談ができる他、学びの場として認知症カフェを開催する。	①認知症カフェを開催する。 ②介護者教室を開催する。	①年4回 ②年2回	①認知症カフェの開催。 ②介護者教室の開催。	①2回。計5名参加。 ②4回。計32名参加。	①②認知症について相談でき、学び、理解を深める場を開催することができた。認知症カフェは新型コロナウイルス感染拡大防止の為会場施設が閉館となった為2回中止している。	継続して開催する。開催内容や周知方法について、参加者や地域住民からの助言を得ながら検討していく。
ウ	知識の普及	認知症サポーター養成講座の開催団体の拡大を図る。	①認知症サポーター養成講座を周知する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①20ヶ所以上年1回 ②3回開催。90名養成	①地域、関係機関に対して認知症サポーター養成講座を周知した。 ②オンラインによるリモート参加できる環境を整えた。大学、生命保険会社で認知症サポーター養成講座を開催した。	①71ヶ所に実施。 ②認知症サポーター養成講座2回、81名養成。ステップアップ講座1回、106名養成。	認知症サポーター養成講座のパンフレットと周知の方法を見直した。周知をするなかで、チラシの掲示だけでなく配付も協力して下さる企業があった。認知症サポーター養成講座の開催を検討している団体や関係機関から声はあるが、コロナ禍で開催を躊躇している。	パンフレットの配布を継続。認知症サポーター養成講座の開催を呼びかけていく。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
個別支援と地域課題の把握	地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定して、地域課題の抽出と個別の支援をする。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議	①6回 ②3回	①地域ケア個別会議を開催。 ②地域ケア推進会議を開催。	①7回、8事例。 ②3回。書面開催1回、オンライン開催2回。	①事例に応じた専門職と具体的な対応策について検討した。課題の整理と適当な支援につながっている。また、モニタリングの内容を都度出席者に報告することで、専門職として会議に出席することの価値を共有できている。 ②弘前市東部地域包括支援センターで主催している「住民との座談会」をよりよいものにするため、意見・情報交換をして、具体的な助言や提案をいただいた。新型コロナウイルス感染症対策のため書面で開催。地域課題の抽出と検討を行った。新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインで開催。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・リハビリ・福祉それぞれの専門職が抱えている課題に対し、他職種からの助言や提案を得る機会が乏しい。相互理解の不足、ネットワークの強化が求められている。</li> <li>・自ら支援を求めることができない方や世帯の課題が顕在化した際、複雑化・複合化していることがみられ、課題解決が困難となりやすい。</li> <li>・高齢者を含む世帯の家族自身の課題(障害、貧困、債務など)に対し、関わる支援者の経験や力量によるところが大きく困難を感じやすい。</li> </ul>						
【地域課題】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・リハビリ・福祉それぞれの専門性の理解が不十分であり効果的な連携が難しい。</li> <li>・支援が必要な世帯ほど(認知症高齢者世帯や重層的・複合的課題世帯など)早期発見・早期介入が難しい。</li> <li>・重層的・複合的な課題(家族自身の課題)を抱えている世帯に対し、世帯全体のマネジメントを支援する窓口がない。</li> </ul>						
【地域での対応方針】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・リハビリ・福祉専門職の相互理解、ネットワークの強化を図る必要がある。</li> <li>・地域住民や地域の企業、関係機関に対し対象世帯発見の気づきを促し、支援機関へつなぐことで早期発見・早期介入を目指す。</li> <li>・重層的・複合的な課題を抱えている世帯に対し、事例や研修会を通じて理解を深め、ネットワークを強化することで対応力強化を図る。</li> </ul>						
【市、関係団体への提言】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・リハビリ・福祉連携の在り方について具体的なモデルケースを紹介し、支援者の対応力強化を図ることが必要。</li> <li>・医療・リハビリ・福祉専門職からの相談に応じ、他の専門職へつなぐ為の窓口、または一覧化し示すことが必要。</li> <li>・市民に対し対象世帯の気づき・発見から支援機関へ繋ぐ課程を具体的に示すことで早期発見の機会を増やす必要がある。市民の通報に伴う心理的負担感を軽減することも必要。</li> <li>・市民に対し高齢者虐待(セルフネグレクトを含む)について理解していただく必要がある。</li> <li>・重層的・複合的な課題を抱える世帯に対し、世帯全体のマネジメントを支援する窓口の設置が必要。</li> </ul>						

(様式第1号)

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	2 人	ランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	2 箇所
	主任ケアマネ	1 人			

令和 3 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 3 年度目標に対する取り組みの評価
<b>地域の実態</b> 1) 一切かわりたくないと思われ拒否される事例が発生している。 2) 急に食べなくなった、寝て起きられなくなった、幻聴幻覚の症状が出ている等、重度化してからの相談が増えている。また、行方不明の事例が発生した。 3) 圏域介護支援専門員から、事例が少ない病気や制度について理解不足の為、医療とどうかかわっていいかわからない。また、訪問看護を上手く活用できていないと意見が聞かれた。 4) 民生委員より、包括や圏域事業所と顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。 5) 感染症の影響で、集まってしまう事業や会議の多くが開催できない状態となった。 6) 介護に理解が無いことで、家族内で特定の人に介護が集中し、負担が大きくなっている。	1) 身寄りがないケース1件と家族が支援拒否しているケース2件を支援する。市長申立て1件と本人申立て1件は、いずれも後見人が決定し、安心して生活できるようになっている。もう1件の市長申立ては支援継続中である。今年度は、施設入所が困難なケースはなかったが、申立人がいないというケースが年々増加している。 2)、5) 圏域施設や企業、公共機関へ出向き、包括の周知や認知症サポーター養成講座、ただいまサポート事業、出前講座等の周知を行った。認知症サポーター養成講座は4回、出前講座は2回、どちらもオンラインを活用しながら実施できたが、コロナ禍のため、感染状況が落ち着いている時期でも地域では集会等を自粛しており、講座等の依頼は少なかった。パンフレットは、銀行や農協等にも設置する事ができた。関係機関、圏域企業等への周知を継続していく。
<b>地域課題</b> 1) 身寄り、保証人、引き受け人がいない、緊急連絡先が不明で施設入所がスムーズにいかない。 2) 認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。センター事業周知不足。 3) 圏域居宅介護支援事業所(包括支援センター含)と医療や訪問看護との連携が弱い。 4) 民生委員の交代があったが、コロナ禍で信頼関係が築けていない。 5) 会議や事業の開催可否が、コロナ禍に左右されてしまう。 6) 介護負担が大きくなることで、虐待等に繋がる危険性がある。	3) 専門職同士の交流の場を設定する企画はできなかった。来年度の課題として取り上げていく。 4) 民生委員と圏域事業所との交流や、東目屋民生委員からの要望である認知症ケアパス勉強会も、コロナの影響で今年度は実施できず。(民生委員定例会も、コロナの感染拡大で中止されている) 6) 地域の事業所に働きかけ、指導を行ってオンライン主体での会議、研修が形となってきている。有料老人ホームで「看取り・虐待」の研修、認知症サポーター養成講座、在介連絡会、打ち合わせ等をオンラインで実施することができた。 7) コロナ禍で地域に向けた勉強会や相談会は開催できず。
<b>目標</b> 1) 各関係機関と連携強化を図る。 2) 認知症サポーター養成講座・ただいまサポートを積極的に周知する。(学校、企業、町内会等) 3) 専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。 4) 民生委員と圏域事業所等との交流の場を設定する(勉強会実施)。 5) パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等) 6) オンラインでの研修や会議開催に向けて、関係機関と連携を図る。 7) 介護者やその家族へ勉強会や相談会を開催する。	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェック リスト該 当者に 係る ケア マネ ジ メント	事業所、民生委員、町会長等との連携を図り、対象者の状態把握に努める。 (コロナ禍で自宅に閉じこもるケースもあり、心身の機能低下や認知症状の悪化が懸念される為)	評価、モニタリング等を通し、心身の状態把握を行う。 (サービス利用中断されているケースを含む)	都度 (相談受付・対応時)	サービス利用中のケースは定期訪問を実施。サービス中断、更新しないケースは実態把握や電話での状態確認を実施した。	随時	コロナ禍でサービスを中断した方も、コロナが落ち着き利用再開される。状況を見て判断できている。自立されて更新しなかった方もあり。自分なりに気分転換の方法を考え、生活できていた。連絡をもらえると安心すると返答があった。	見守り継続して、ケースの心身の状態に応じて対応を行っていく。





# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	1)相談者に分かりやすい説明ができる知識を習得する。 2)制度の普及啓発活動を継続する。	1)成年後見制度、意思決定支援など権利擁護に関する研修へ参加する。 2)話題提供できる資料を持参し、各会議や集会等で広報する。	1)2回 2)3回	1)成年後見制度普及・啓発講座、研修会に参加。 2)・各民生委員定例会(岩木、東目屋、相馬)で資料配付。 ・圏域事業所へ研修案内メールを送った。	1)2回 10/21 10/29 2) ・各1回 ・1回	1)講座や研修を受け、制度内容を理解できただけでなく、あわせて弘前圏域権利擁護センターとの連携が重要だと理解した。相談者に対して、制度ありきではない説明、対応ができるようになった。 2)メールやチラシの広報を行っているものの、コロナ禍で研修会開催までには至らなかった。	・成年後見制度の相談は増加傾向にあるため、来年度も常に新しい情報等の収集を行い、適切な情報提供と支援を実施していくために研修等に参加し、啓発に努める。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	弘前市担当課、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。	・随時	・措置支援の実績はなかった。	・0回	・措置が必要なケースはなかったが、対応困難なケースが増加している。特に身寄りのないケースの相談が増加傾向にあり、市とスムーズに連携を図れるようにする。	・今後も、適宜関係機関と連携を図り対応していく。
ウ 高齢者虐待への対応	1)速やかに市やその他機関等と綿密な連携を図る。 2)虐待に関する知識普及のため、地域住民や圏域事業所へ広報を行う。 3)西部圏域の社会福祉士のスキルアップを図る。	1)虐待対応時は市と密に連携を図り対応する。 2)会議等でチラシを配布して虐待防止に関する研修依頼を募り、企画立案する。 3)社会福祉士名簿を活用し、顔合わせや勉強会を企画する。	1)随時 2)2回 3)1回	1)市からの通報で対応。 2)有料老人ホーム、特別養護老人ホームで研修を開催。 3)完成した名簿を圏域社会福祉士へ配付し、勉強会を開催できた。	1)5件(2件は夫婦) 2)2回 9/17、2/11 3)2回 7/5、3/18	1)警察から市役所へ通報されるケースが年々増加している。 2)虐待の知識普及につながった。また、参考資料も多く用意し「勉強会で利用したい」との意見も聞かれ、具体的な成果が見えた。 3)圏域社会福祉士のネットワークが構築できた。「とても良かった。継続して欲しい」と回答頂いた。	1)行政や警察、その他の機関と、スムーズに連携できるようにする。 2)各事業所へ権利擁護に関する研修を周知する。 3)社会福祉士への情報提供は、今後も継続し、年1回のペースで勉強会を実施する。
エ 困難事例への対応	1)関係機関との連携を強化し、役割分担を明確にする。 2)関連制度について知識習得する。(包括職員のスキルアップ)	1)包括内カンファレンスで問題や課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催して支援策を検討する。 2)参加形式問わず、各種研修会へ参加する。	1)随時 2)随時	1)毎日、朝のミーティングを実施した。支援困難な事例は、カンファレンス等を行い情報共有して対応できた。 2)わかる事例検討会WEB仙台参加	1)随時 2)3回 5/29 11/21 3/26	1)支援内容について朝のミーティングで共有し、課題の整理や解決策について検討した。支援困難ケースでは、市から助言を頂いて解決できるケースも増えている。 2)多職種の考えも聞く事ができ、困難事例の支援方法の多角的視点を学ぶことができた。	1)関係機関と適宜連携を図る。 2)各種研修会へ、積極的に参加していく。
オ 消費者被害の防止	情報の周知を図り、早期発見に努める。	・消費生活センターの研修参加や、インターネットも活用して情報収集し、得た情報は実態把握時や情報共有システム等、様々な機会を活用して提供する。	・随時	・駒越町会、真土・龍ノ口町会の老人クラブで消費者被害に関する講座を実施した。 ・注意喚起のため、送り付け商法に関する法律改正のチラシを、圏域の事業所へメール配信した。	・2回 4/9、8/17 ・適宜	・パンフレットや寸劇を用いて講座を実施した。高齢者からは「対応の仕方が見れてよかった」「劇を見たことで何かあったら思い出せる」との意見が聞かれ、視覚に訴えることのできるツールが必要だと感じた。 ・送り付け商法の法改正に即して、情報発信した。定期的に発信したことで意識付けにつながった。	・情報収集を適宜実施し、遅滞なく、関係機関と連携を図る。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築 各関係機関が切れ間なく支援できる連携体制を構築する。	1)地域ケア推進会議を開催する。 2)実態把握を実施し、地域の声を聴く。 3)各関係機関へ個別訪問を行い、意見交換を行う。	1)3回 2)随時 3)随時	1)予定通り開催し、民生委員、町会長、医師、関係機関等が参加した。 2)80歳以上の高齢者を中心に実態把握を実施した。 3)個別訪問を実施。主任介護支援専門員連絡会を実施。	1)3回 2)包括件数：304件 3)3回 連絡会1回	1)生活支援コーディネーターの役割について話し合い、3地区の特徴や地域課題候補を顕在化する事ができた。地域での新しい見守り体制として、ガソリンスタンドとの連携を始めることが出来た。 2)「来てもらってありがたい。地域に相談する所があると知らなかった」と声が聞かれ、実態把握の重要性を確認した。 3)主任介護支援専門員連絡会を開催の希望があり、連絡会開催し悩み(課題)について話し合うことが出来た。	1)地域課題の解決に向けて、関係機関と連携していく。 2)地域との連携を図り、独居、高齢夫婦世帯等実態把握を行っていく。 3)西部ケアマネ連絡会の中で、主任介護支援専門員同士で情報共有できる場を設定し、西部圏域介護支援専門員の連携強化、スキルアップを図る。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用 1)圏域拡大に伴い、新しい地区の介護支援専門員の状況を把握し、連携を強化していく。 2)ネットワークの構築と地域課題把握など行う。	1)圏域の主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等を把握し、名簿を作成する。 2)西部圏域のケアマネ連絡会や勉強会に参加して、情報交換・情報収集をする。 ・各事業所のオンライン環境を確認する。	1)年2回 2)年2回 ・随時	1)居宅支援事業所の増減に応じて、名簿を都度修正した。 2)・西部圏域ケアマネ連絡会に参加。 ・各事業所でオンラインの環境が整い、会議等への参加が可能となった。	1)3回 2)2回	1)主任介護支援専門員、介護支援専門員の名簿を作成することで、各事業所の状況を把握出来た。 2)・社会資源について「情報収集の仕方がわからない」という意見が聞かれた。 ・オンライン環境が整っていることを確認し、会議や勉強会を実施することが出来た。	1)圏域事業所の主任介護支援専門員、介護支援専門員の異動や人員の増減がある為、定期的に状況を把握し、連携を強化していく。 2)社会資源マップの見直しや周知強化を図る。
ウ	日常的個別指導・相談 介護支援専門員へのサポートができる体制を作り、個別指導や相談しやすい環境を作る。	・定期的に圏域の居宅介護支援事業所へアウトリーチし、介護支援専門員の声を聴く。 必要に応じて、事例検討会を開催する。 ・包括支援センターが後方支援できることを伝える。	随時 年1回	・各事業所へ訪問。介護支援専門員にアンケート調査を行い、結果をもとに西部圏域ケアマネ連絡会と合同で研修会を開催した。 ・事業所訪問時、包括が後方支援で出来る事を伝えた。	・訪問延べ34回 ・アンケート1回 ・研修会1回 ・随時	制度や医療機関との連携、身寄りのいないケースの支援に悩みを抱えている介護支援専門員が多い事がわかった。権利擁護センター、介護福祉課を講師として身寄りのいないケースについて研修会を行い、事例を通して具体的な対応策を学び、また、関係機関と繋がる機会を設けることが出来た。	・西部圏域ケアマネ連絡会を通して、介護支援専門員の状況を把握する。また、研修会等を開催してスキルアップを図る。
エ	支援困難事例等への指導・助言 介護支援専門員の支援の幅が広がる様、指導、助言していく。	地域ケア個別会議など様々な会議等で支援や個別での相談に応じていく。	個別ケア会議 6回 ケアマネ連絡会参加 2回 随時	計画通り実施できた。 計画通り参加した。	個別ケア会議 6回 ケアマネ連絡会 2回	地域ケア個別会議では、多くの専門職、専門医から助言、指導頂き、介護支援専門員のスキルアップ、不安解消に繋がった。ケアマネ連絡会参加では、顔の見える関係を築き、安心して相談できる環境作りに努めた。相談時は、一緒に支援することが出来た。	地域ケア個別会議は定期開催のほか、介護支援専門員が抱えている困難ケース等に対しても必要に応じて開催し、後方支援を行っていく。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

## 5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	<p>1)認知症地域支援推進員の活動を強化する。</p> <p>2)各関係機関とのネットワーク強化。</p> <p>3)認知症初期集中支援チームとの連携を強化する。</p>	<p>1)包括内推進員ミーティングを実施し、情報共有や勉強会等の企画を行う。</p> <p>2) ・認知症地域支援推進員連絡会や研修へ参加する。チームオレンジは行政と連携して対応する。 ・圏域企業等へ弘前市認知症ガイドブック概要版と包括パンフレットを配布し、周知を図る。</p> <p>3)初期集中支援チームと密に情報共有する。</p>	<p>1)年4回</p> <p>2) ・適宜</p> <p>・適宜</p> <p>3)随時</p>	<p>1)包括内で推進員のミーティングを定期的に関催。認知症に関する相談ケースの分析を行い、地域へ相談窓口周知のためチラシ回覧を実施した。</p> <p>2)・推進員連絡会やチームオレンジ研修会に参加した。 ・19企業へチラシやパンフレット等配布した。</p> <p>3)初期集中支援チームを活用したケースはなかった。認知症患者センター主催のつながるネットワーク研修会に参加した。</p>	<p>1)4回 ・回覧1回</p> <p>2)・連絡会2回 ・研修1回 ・配布2回</p> <p>3)0件</p>	<p>1)認知症に関するケースが早期の相談に繋がらない現状を把握できた。相談窓口の周知が課題となった。</p> <p>2)・各種研修に参加し、推進員の取組みについて具体的に知ることができた。圏域での取組みに活用していく必要がある。 ・チラシ配布後に、心配な高齢者について企業から情報提供いただき、顔の見える関係構築に繋がった。</p> <p>3)医療機関との連携や家族との調整により対応できた為、初期集中支援チームへの相談ケースはなかったが、研修に参加することで、認知症に対する対応の仕方等を再認識する機会となった。</p>	<p>1)認知症に関する知識の普及と併せて、相談窓口や推進員活動の周知を行っていく。</p> <p>2)・推進員連絡会や各種研修会に参加し、推進員活動に関する情報収集を継続する。</p> <p>・今後も継続して、圏域企業へのパンフレット等の配布を実施し、顔の見える関係作りを強化していく。</p> <p>3)初期集中支援チームの支援が必要と思われるケースについては、適宜連携していく。また、研修への参加も行っていく。</p>
イ 認知症の人や家族への支援	<p>1)認知症の人と家族の会と連携を強化する。</p> <p>2)認知症が重症化する前の、早期からの支援に繋げていく。</p>	<p>1)認知症の人と家族のつどいへ参加し、情報共有、情報収集を行う。</p> <p>2)認知症状で生活に困っている方の情報収集を行い、訪問して認知症に関する各種事業等の情報提供を行う。</p>	<p>1)2回</p> <p>2)適宜</p>	<p>1)家族のつどいへ参加して、情報共有や収集を行った。</p> <p>2)実態把握で自宅訪問し状態の把握をした。また、相談があった際は、各種事業の情報提供を実施した。</p>	<p>1)1回 (7/25)</p> <p>2)適宜</p>	<p>1)コロナ禍で1回のみ参加となった。今後も認知症の人と家族の会へ参加して情報共有に努め、連携できる体制維持が必要である。</p> <p>2)実態把握を行い、必要に応じて、ただいまサポート事業等の各種事業の活用も支援することが出来た。ただ、症状が進行してからの相談が多く、早期の支援には至っていない事が課題となった。</p>	<p>1)今後も家族のつどいへ参加し、情報共有や困り事に関する情報収集を行う。</p> <p>2)実態把握を強化し、地域包括支援センターを周知することで相談しやすい環境を整え、重症化する前に相談できるようにしていく。</p>
ウ 知識の普及	<p>1)認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを増やす。</p> <p>2)認知症サポーターのフォローアップを行う。</p>	<p>1) ・各町会や団体、学校や企業等へ訪問し、オンライン開催の選択も追加して周知する。 ・認知症サポーター養成講座を開催する。</p> <p>2)認知症ステップアップ講座を開催する。</p>	<p>1) ・随時</p> <p>・3回 (20名程度)</p> <p>2)1回 (10名程度)</p>	<p>1) ・企業回りの際、チラシを配布して周知した。 ・民生委員、有料老人ホーム、老人クラブ、社会福祉法人向けに講座を開催した。</p> <p>2)グループホーム等の施設職員、介護支援専門員を対象に講座を開催した。</p>	<p>1) ・随時 ・4回 6/18(36名) 7/16(28名) 8/17(17名) 3/23(9名)</p> <p>2)1回 2/24(8名)</p>	<p>1) ・圏域の企業等には周知できたが、小中学校には回れていない。 ・オンラインも活用して、認知症サポーター養成講座を実施できた。受講者は民生委員や施設職員であったため、地域住民に対しては実施できていない。</p> <p>2)認知症の方への対応に関して講座を行い、受講者からは「接し方を振り返る良い機会になった」と好評いただいた。</p>	<p>1) ・地域住民向けに認知症サポーター養成講座を実施するため、周知活動に努める。(特に小中学校) ・地域住民が認知症に関する知識を得る機会を増やすため、情報発信を行っていく。</p> <p>2)認知症サポーターステップアップ講座を開催する。</p>

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	1) 前年度挙げた課題を分析し、課題解決に向けた取り組みを行う。 2) 地域ケア個別会議を通して、課題の把握に努める。  3) 西部圏域ケアマネ連絡会が開催する研修への参加と連携。 4) ふれあい介護者教室・座談会の補助。  5) 多様な開催手法を検討し参加機会を確保する。	1) 地域ケア推進会議 ・地域づくりの検討 ・地域課題整理 2) 地域ケア個別会議  3) 地域の現状を把握する。 4) 運営、企画の支援を行い、地域住民の声を聴く。  5) 関係機関と連携し、オンラインでの開催ができる環境を作る。	1) ・2回 ・1回 2) 6回  3) 2回  4) 2回 (岩木地区、東目屋地区)  5) 2回以上	1) 町会長、民生委員、行政等が参加し、地域課題解決に向けた対策検討、課題整理を行った。 2) オンラインにて予定通り実施できた。 3) 西部圏域ケアマネ連絡会と包括で合同研修会を開催した。 4) 事前計画したが、コロナ禍で実施できなかった。 5) オンラインを活用し実施した。	1) ・2回 ・1回  2)、5) 6回 5/19・6/16 7/21・8/18 9/15・10/20  3) 2回 6/21・2/17  4) 0回	1) 生活支援コーディネーターの役割を参加者で共有し、顔の見える関係を構築、地域で何ができるか話し合うことが出来た。圏域スタンドと連携して地域の見守りを始動している。数件の相談あり。 2) 地域との繋がりがり方、地域での見守り、意思決定支援、多職種連携等の課題候補を把握できた。 3) 圏域介護支援専門員から身寄りのないケースの支援方法についての課題が出た為、権利擁護センター、介護福祉課を講師として研修会を実施。参加者から勉強になったと評価を頂いた。 4) 家族の介護に対する不安等が増強していないか懸念される。 5) 圏域内事業所全てで会議へ参加できるようになった。	1、2) 地域ケア個別会議は、定期開催または、必要時、随時開催をし、個別支援と地域課題の抽出を行う。そこから抽出された課題を生活支援コーディネーターや地域住民、関係機関と連携し、課題解決に向けた推進会議を開催する。 3) 西部圏域ケアマネ連絡会を通し、介護支援専門員の声を聴く(圏域主任介護支援専門員との連携を強化する)。 4) コロナ禍でも開催できるよう、在宅介護支援センターの後方支援を行う。

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

### 【地域の実態】

- 1) 西部圏域介護支援専門員から、介護保険外の社会資源情報が乏しく、本人、家族への提案に困っていると意見が出された。
- 2) 介護保険新規申請で要介護で結果が出る割合が全体の6割を超えている。また、同居の子供が認知症の進行に気付かず、重症化しているケースがある。
- 3) 介護に理解が無いことで、家族内で特定の人に介護が集中し、負担が大きくなっている。
- 4) 集いの場、サークルなどコロナ感染拡大で中止となっている。

### 【地域課題】

- 1) 社会資源マップが上手く活用されていない。
- 2) 認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。
- 3) 介護負担が大きくなることで、虐待等に繋がる危険性がある。
- 4) 自宅に閉じこもることで高齢者の状態が把握できない。

### 【地域での対応方針】

- 1) 社会資源マップの見直しで情報を追加し、実用可能なものにしていく。
- 2) 認知症サポーター養成講座・ただいまサポートの周知活動の推進。(学校、企業、町内会等)
- 3) パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等)また、民生委員、町会長との連携を強化し、虐待や認知症についての啓発活動を行う。
- 4) 実態把握強化

### 【市、関係団体への提言】

民生委員の負担が大きく、なり手がいない。新しい民生委員への負担が増す可能性がある。現民生委員から新民生委員への引き継ぎ方の仕組みづくりが必要との意見が聞かれた。

(様式第1号)

# 令和3年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	4人	ランチ数
	社会福祉士	3人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1人	1箇所
	主任ケアマネ	2人			

令和3年度の活動方針(地域課題・目標)	令和3年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①民生委員や薬剤師より、認知症の人が地域で増えているが、うまく受診や介護サービスに結び付いていないため困っているという意見がある。</p> <p>②キーパーソン不在の高齢者の金銭管理の担い手がいない。家族関係が希薄で急変時や入院時に家族の連絡先がわからないため関係機関からの相談が多い。</p> <p>地域課題</p> <p>①地域住民が認知症の人の対応に苦慮しているため、認知症を理解した地域の支援者を増やす必要がある。</p> <p>②キーパーソン不在の高齢者が、適切な制度に繋がるまでの間、金銭管理やライフラインを維持するための支援体制を整える必要がある。</p> <p>目標</p> <p>①地域住民が認知症を理解し正しい対応ができるように、認知症カフェを企画する。</p> <p>②キーパーソン不在の高齢者の見守りや支援することができるネットワークを作る。</p>	<p>①認知症カフェを企画、開催し認知症の知識や対応を理解してもらうことができた。2回開催予定だったが、コロナウイルスが蔓延したことで1回の開催に終わった。民生委員の定例会や出前講座で認知症の予防と対応について講話を行い認知症の理解に繋がった。認知症サポーター養成講座は民生委員定例会や各事業所、会議等でパンフレットを配布し周知にむけた取り組みを行っているが、コロナ禍でもあり実施に繋がっていないため、啓発活動を見直す必要があると感じている。</p> <p>②地区の民生委員定例会に出席したことで連携が図りやすくなった。地域ケア個別会議では民生委員や警察、生活支援コーディネーターなど関係機関に出席を依頼することで顔の見える関係作りができた。圏域介護支援専門員連絡会では「高齢者の見守り体制のしくみ」と「福祉避難所について」勉強会を開催し支援体制を確認できた。</p>

45

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和3年度計画	R3年度計画内容		R3年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業の対象者へ内容説明を行い、迅速に対応する。	相談者へ基本チェックリストを実施し、社会資源を含めた適切なサービス利用の支援を行う。	相談受付後2週間以内	相談者へは2週間以内に訪問し、制度について説明した。希望者にはチェックリストを実施し、社会資源を含めたサービスへの支援を行った。	事業対象者数:実227名	チェックリストに該当しなかった方へは、一般介護予防事業へ繋げる支援を行った。コロナの影響で筋力向上トレーニング教室の開催が減り、生きがい型デイサービスの利用を希望される方が増えた。
						自立支援を視野に入れながら、社会資源を含めてサービスの情報提供と利用への調整を行っていく。

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	各地区の民生委員、医療、介護の関係者とスムーズに連携できるよう関係作りを行う。	①民生委員定例会に出席する。 ②介護支援専門員と地域住民との交流が図れるよう地域ケア個別会議、推進会議を開催する。 ③地域の社会資源をまとめて介護支援専門員に情報提供する。	①年5回 ②地域ケア個別会議年7回 推進会議年2回 ③上半期中	①民生委員定例会に出席：桔梗野、文京、朝陽 ②地域ケア個別会議：定例、随時開催 地域ケア推進会議：文書での会議 ③地域の社会資源をリスト化して各居宅に配布。	①3回 ②定例7回 随時3回 推進会議2回 ③11月に各居宅に配布	①朝陽地区の出席時に認知症カフェの開催にかかるつながりを持つことが出来た。その他、包括の活動報告や個別ケースへの質疑応答など情報共有を深めることができた。 ②地域課題候補の把握に繋がっている。随時開催は金銭管理や成年後見制度を始めとした権利擁護ケースで占められた。推進会議はコロナ禍で開催できず、文書でのやり取りとなった。しかし普段連携の少ない行政書士の立場からの視点で意見をいただき、新たな繋がりを作ることができた。 ③周知されていない保険外の移送サービスなどを把握できるきっかけになった。	昨年度新たに連絡調整などを行った関係機関との連携を深める。また、地域の会議や集まりに参加し地域の特性を把握するよう努める。
イ 実態把握	支援を要する高齢者の発見、対応を行う。必要時にすぐ対応できるよう緊急連絡先の把握や安心カードの活用促進。	在宅介護支援センターやシルバーハウス援助員と協力し実施。	ランチ・シルバーハウス会議：年2回	ランチ・シルバーハウス会議を2回開催し、情報を共有。在宅介護支援センターや生活福祉課からの相談で支援を要する独居高齢者の同行訪問を行った。	ランチ・シルバーハウス会議：2回 実態把握年間：342件	連絡会を開催することで、ケースについて情報共有を行うことができ、地域を実態把握することができている。民生委員からの要望や高齢者世帯や独居高齢者へ安心カードの説明を行い配布した。	新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、実態把握や地域の相談対応を継続し、各所との連携を強化して支援が必要な高齢者の対応を行っていく。
ウ 総合相談	①相談窓口としての機能を多方面でPRする。 ②相談対応は、迅速に行い、困難ケースは職員間で情報共有、専門性を生かした対応を検討する。	①民生委員定例会、各会議、出前講座でPRする。 ②研修に参加し知識やネットワークを広げる。	①包括のパンフレット配布：300部以上 ②随時	①民生委員定例会、各会議、連絡会で配布。 ②研修はZOOMを中心に参加。その他、職能団体の研修には個別で参加。	①約200部 ②随時	①コロナ禍で積極的な訪問や外出が自粛傾向にあり、これまでPR不足だった業種や関係機関へのパンフレット配布ができなかった。 ②コロナ禍で研修の中止が相次いだ。ZOOM開催が主体で、ざっくりばらんな情報交換はできたが、継続的な繋がりをもちにくいツールだと痛感。また、研修した内容を他職員にフィードバックする機会を充実させる必要がある。	新型コロナウイルスの感染対策をしながら相談窓口の機能の強化やPRの活動範囲を広げていく。

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の相談時や必要と判断されるケースには、関係機関と連携しスムーズに活用できるよう支援を行う。 ②成年後見制度の理解を深め、各会議でPRを行う。	①関係機関を招集し、支援方法の検討、申し立て支援を実施。 ②民生委員定例会やGH運営推進会議などで成年後見制度のPRを行う。	①随時 ②民生委員定例会5か所、GH6か所他	①地域ケア個別会議の随時開催等により関係機関と事例検討を行った。 ②コロナ禍で中止の会議が多数あるも、出席時に制度を案内した。	①相談7件 後見等申立4件うち首長申立1件 ②民生委員3か所、GH3か所	①身寄りが無いまたは関係性が希薄で、本人の判断力が低下しているケースが増加。後見制度の対象とならない場合もある為、支援方法を都度検討している。 ②コロナ禍で会議の機会は減少したが、開催時には積極的に出席。	地域で需要の高まりがみられる成年後見制度について相談を随時受付し、申立が必要と判断されるケースについて関係機関と連携し支援する。また地域の中で成年後見制度への理解を深めていくため各会議で周知活動を行う。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した際は、市の関係部署と連携し対応する。	情報の確認を行い、市の指示に従い関係施設と連携し支援する。	随時	ケースなし。	0件	措置に至るケースは無かった。	措置を要するケースが発生した際には、市の関係部署と連携し対応していく。
ウ 高齢者虐待への対応	①高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って対応する。 ②地域住民へ包括が高齢者虐待相談窓口であることをPRする。	①情報収集と事実確認を迅速に行い、関係機関と連携し対応する。 ②民生委員定例会や出前講座などで包括のPRを行う。	①随時 ②民生委員定例会5回 出前講座依頼時	①相談を受けた際は速やかに情報収集もしくは実態把握に努める。 ②朝陽、文京地区民生委員定例会やシルバーハウス、ランチ会議にて虐待パンフレットを配布。	①10件 ②3回	①10件中4件が養護者に該当しなかった。虐待者に精神疾患等の既往で判断能力が不足していたり、被虐待者が虐待者を経済的に援助している事実があるためである。障害、児童分野が複雑に絡み合い核となる支援者があいまいで長期化するケースもある。会議等開催し連携を図るだけでなく、役割分担を明確にする必要がある。 ②例年に比べ会議や集う場が少なく、PR不足となった。	高齢者虐待マニュアルをベースに関係機関とまめに情報共有かつ役割分担を明確し対応する。
エ 困難事例への対応	①地域ケア個別会議を開催し課題の整理と支援策を検討する。 ②三職種で困難な事例について情報共有し専門性を生かして対応する。	①困難事例の地域ケア個別会議を開催。 ②相談内容を三職種で共有し、専門的な助言を出し合い主担副担で対応する。	①地域ケア個別会議定例7回と随時 ②都度	①感染症対策をして会議を実施。関係機関と困難事例や複合的な課題を持つ事例について話し合った。 ②虐待が疑われるケースをはじめ、困難事例は2人で対応し、かつ他の職員とも相談しながら支援している。	①地域ケア個別会議定例7回、随時3回 ②都度	①コロナ禍であったが、アクリル板設置、消毒、換気等の環境整備対面での会議を実施し、多職種連携の機会を確保することができた。 ②困難事例に対しては特にチームでの支援が必要になる為、常に職員間で協力できる体制をとっている。	①総合相談で受付したケースで特に多職種での検討が必要な場合、地域ケア個別会議を開催し課題の整理と支援策を検討する。 ②三職種で困難な事例について情報共有し、専門性を生かして対応する。
オ 消費者被害の防止	市民生活センターや弘前警察署と連携し、地域住民や居宅、介護サービス事業所へ消費者被害のパンフレットを配布し注意喚起する。	民生委員定例会や出前講座、各連絡会などで注意喚起する。	民生委員定例会5回 出前講座依頼時、介護支援専門員、GH連絡会開催時	コロナ禍で連絡会の中 止等があったが、機会ごとに消費者被害のパンフレットを用いて注意喚起を行っている。	民生委員定例会3回、出前講座1回	消費者被害に関して受付した相談はなかった。これからも地域の中で消費者被害防止への意識を高めていく必要はある。	市民生活センターや弘前警察署と連携し、地域住民や関係機関に向け消費者被害について注意喚起をする。



# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が地域住民や関係機関と連携できる体制を作る。	①地域ケア会議の出席者と顔の見える関係を作り連携する。 ②地域の社会資源をまとめて介護支援専門員に情報提供する。	①地域ケア個別会議年7回 推進会議年2回 ②上半期中	①地域ケア個別会議：定例、随時開催。 推進会議：文書会議開催。 ②地域の社会資源をまとめ、ファイルを作成し圏域介護支援専門員事業所へ配布する。	①個別会議定例7回、随時3回 推進会議2回 ②実施	①地域ケア個別会議を通して関係機関と相談しやすい関係作りが出来た。推進会議は文書でのやりとりとなったが、多職種の参加により関係構築に繋がった。 ②介護支援専門員が必要とする情報を提供する事が出来た。	圏域介護支援専門員が専門職など、多職種と連携が図れるよう会議を開催する。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域介護支援専門員が中心になり、勉強会や情報交換の場を企画できるように支援する。	「高齢者等の見守り体制のしくみ」と「福祉避難所について」の勉強会と、多職種交流会を開催する。	圏域介護支援専門員連絡会年4回	・勉強会を開催。 ・介護支援専門員と圏域介護事業所との交流会開催。 ・新年度の開催に向けたアンケート実施。	連絡会3回	リーダーサブリーダーが中心となり、内容を決定し開催することが出来た。圏域介護事業所との交流会では活発な意見交換ができ、ケアマネからは、また開催したいと声があった。	圏域介護支援専門員が中心になって勉強会や意見交換会が出来る場を設け、相互の連携に繋げる。
ウ	日常的個別指導・相談	自立支援型地域ケア個別会議を開催し介護予防ケアマネジメント力向上に努める。	介護支援専門員の軽度者のケアプランを検討する。	自立支援型地域ケア個別会議年7回	自立支援に向けた地域ケア個別会議の開催。	定例7回	複合的な問題を抱えるケースが多く、多職種からの専門性を活かした助言によりケアマネの支援に繋がっている。	介護支援専門員が円滑に業務を行う事が出来るよう会議や連絡会を開催する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	支援困難な事例について三職種で情報共有し適切な助言を行う。必要時は同行訪問やケース会議を開催し支援策を検討する。	相談内容を三職種で共有し、専門的な助言を出し合い助言を行う。困難事例のケース会議を開催。	随時	①困難ケースを三職種で確認し情報共有している。 ②困難ケースに関しては地域ケア個別会議を開催。	①毎週 ②地域ケア個別会議随時3回、ケース会議2回	困難ケースに対しては三職種で相談内容を共有し、専門性を活かした助言を行うことで介護支援専門員の支援に繋がっている。また介護支援専門員が困難に感じているケースに応じて地域ケア個別会議を開催している。	必要に応じて同行訪問を行い、困難を感じているケースに対しては個別会議を開催し支援方法を検討する。

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	地域住民やサービス事業所など関係機関と協力し、認知症カフェを企画。	認知症カフェの企画。	年2回	上半期に1回、下半期に1回認知症カフェを企画していたが、下半期の認知症カフェはまん延防止等重点措置発令中の為中止となった。	1回	7月は人数制限を行い開催できたが、1月は感染者数が急激に増え、まん延防止等重点措置発令された為中止せざるを得ない状況だった。地域住民やサービス事業所への開催周知等を行い、協力をしてもらえる状況ではあったが、中止となってしまった。	認知症地域支援推進員として地域の関係機関と連携強化やネットワークづくりを行い、認知症カフェの継続的な開催実現を目指す。
イ	認知症の人や家族への支援	認知症の人や家族が、情報交換できる場を設定する。	認知症カフェの企画。	年2回	7月10日に第1回認知症カフェ「みなみカフェ」開催。1月25日予定していたが、コロナ感染者数増加の為3月に延期したが、感染者数が減らないため中止となった。	1回	認知症カフェを開催し講話や情報提供を行うことで、認知症に対する認識や対応を理解してもらうことが出来たが、開催回数がコロナ感染者数増加に伴い、1回のみ開催になってしまった。	認知症の人やその家族、地域住民が認知症についての知識を情報交換できる場所を設定し、感染症拡大防止に十分気を付けながら開催していく。
ウ	知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを増やす。 ②認知症サポーターステップアップ講座の開催。 ③地域住民へ知識の普及を図る。	①認知症サポーター養成講座の開催。 ②認知症サポーターステップアップ講座の開催。 ③民生委員定例会や出前講座。	①年3回 受講者50名 ②年1回 受講者20名 ③年5回	①②コロナ感染者数拡大の為開催なし。 ③民生委員定例会。茂森新町ふれあいカフェに出席し「認知症について」と「認知症予防について」の講話をした。	①②0回 ③民生委員定例会3回、出前講座1回	①②民生委員定例会や各会議等でパンフレットを配布し案内したが、コロナ感染者数が増えたことで多人数が集まることが出来ず、開催が出来なかったため、周知活動を見直す必要がある。	①認知症サポーター養成講座について開催の働きかけを行い、要請に応じて計画、開催実施していく。 ②認知症サポーターステップアップ講座の開催。 ③地域住民へ認知症についての知識の普及を図る。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①圏域の介護支援専門員に声掛けし、定期的に地域ケア個別会議を開催し、自立支援や個別ケースの課題を整理し、地域課題候補を抽出する。 ②地域ケア推進会議を開催し、多職種と連携し地域の課題を明確化する。	①自立支援型または支援困難事例の地域ケア個別会議の開催。 ②地域ケア推進会議の開催。	①定例7回と随時 ②年2回	①地域ケア個別会議：定例、随時開催 ②文書での会議	①定例7回、随時3回 ②2回	①ADLや認知機能が低下しても在宅生活を継続したいという事例が多く、地域での見守り体制や社会資源の強化の必要性が浮き彫りとなった。 ②文書でのアンケート形式だったため時間を要したが、その分多様な意見を知ることができた。一方で、異口同音に同じような問題を挙げていたため地域課題の明確化が比較的容易だった。	新型コロナウイルスの感染対策をしながら地域ケア会議を開催する。その際できるだけ、これまでかかわりのなかった関係機関を招集し、新たな視点での地域課題の抽出を図る。

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ・身寄りのない独居高齢者が増え、認知症の高齢者を把握することが困難。
- ・認知症の人がいても、どこに相談すれば良いのか分からないという声がある。
- ・キーパーソン不在の高齢者が増えて、医療同意や保証人問題、金銭管理について、医療、福祉関係者が苦慮している。
- ・障害を持った家族や認知症の高齢夫婦等、問題を複数抱えているケースが増えている。

【地域課題】

- ①認知症の理解が不十分なため、重度化してからの相談が多く、相談窓口の周知を図る必要がある。
- ②地域との関りが薄く孤立している高齢者が多いため、地域で見守り体制を整える必要がある。
- ③キーパーソン不在で問題を多く抱える高齢者が多く、支援体制を整える必要がある。

【地域での対応方針】

- ①地域住民等に、民生委員や地域包括支援センター、病院や薬局など、認知症について相談できる窓口の周知を図る。
- ②認知症カフェ、ふれあいの居場所などの社会資源をPRする。
- ③関係機関で情報共有し、定期訪問など役割分担できる体制を整える。
- ④関係機関が集まり、キーパーソン不在の高齢者の保証人問題、金銭管理などについて意見交換する。

【市、関係団体への提言】

- ・民生委員やボランティアの活動を市が支援する。
- ・支援に繋がらない高齢者の保証人や金銭管理ができるシステムを作る。
- ・居場所作りを支援するため、無償または安価で借りられる場所をリスト化する。

(様式第1号)

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	2 人	ランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	4 箇所
	主任ケアマネ	1 人			

令和 3 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 3 年度目標に対する取り組みの評価
<b>地域の実態</b> ・県外などで働いていた方が高齢期になり地域に移住もしくはUターンしてきた場合、古くから住んでいる地元住民との関係が上手く形成できず、地域のなかで孤立してしまう。 ・相談先としての地域包括支援センターの地域住民への認知が十分ではない。 ・地域包括支援センターと各地区民生委員との連携が上手く機能していない。 ・親世代の高齢化に伴い、障がいや疑われる子の問題が表出するケースが増えている。 ・ハード、ソフトの両面において社会資源に乏しい。	1. 圏域4ヶ所のランチと連携しながら、令和2年度末までに実態把握等の訪問実績のない高齢者世帯の訪問によるアウトリーチを進め、年間117件の未把握の高齢者世帯宅を訪問した。訪問した世帯は現役で農業に従事している方などが多数であったが、なかには独居高齢者で定期訪問が必要と判断される方もおり、必要な受診や介護保険サービスの利用に繋げるなどの対応を行った。 2. 北部圏域4地区の民児協定会や町会長定例会への出席の他、必要時には地域ケア会議へも出席の声掛けを行っている。そのネットワークづくりのなかで、民生委員からの依頼で介護保険制度や高齢者支援に関する講座を行い、地域包括支援センター事業や制度等に関する理解促進も図ることができた。 3. 実態把握や相談を受けたケースについて、世帯状況や生活状況に関するアセスメントを行うことで、障がいや合わせ持つ高齢者や家族の疾病や障がいにより親世代の高齢者の負担となっているケースがあり、相談を通じて必要な助言や専門機関との連携を図った支援を行った。 4. 地域連携や地域の介護予防推進の一環として、今年度は高杉公民館と共催で『イキイキ体操教室』を定例で開催し、地域住民や地域関係者への介護予防啓発に向けた取り組みを行った。また、サロン形式での『エンディングノート講座』にて、参加した地域住民に自身の介護に関する意識や介護予防や介護について学びたいことについてのアンケートを実施した。アンケートにおいて地域住民が介護予防や認知症介護について知りたいという意見も多く聞かれており、令和4年度は広く地域住民へのアンケート調査を実施し、地域のニーズに合わせた講習会の実施も検討する。また、高齢世代だけではなく、高齢者と同居する子ども世代も対象とした介護や認知症に関する講習会や相談会などの企画も必要であると感じ、若い世代も参加できる講習会の開催に向けた活動も進めていきたいと考える。
<b>地域課題</b> 1. 特に独居高齢者世帯については、地域のなかで孤立、引きこもり状態になっても相談や支援に繋がりにくい状態であるため、未把握の高齢者世帯の実態把握推進が必要。 2. 介護や認知症などの相談先が良く分からないとの声が地域住民から出ており、地域に向けて地域包括支援センターの事業周知を進めていく必要がある。 3. 高齢者世帯については、子の障がいなどの複合的な課題を抱えているケースの表出も増えてきているため、相談や訪問の際には家族や家庭の状況を的確に把握したうえで対応する必要がある。	
<b>目標</b> 1. 地域の高齢者世帯の実態把握を推進するため、令和2年度末時点で訪問実績のない高齢者世帯の実態把握を年間192件実施する。 2. 民生委員との積極的な支援連携や民生委員児童委員協議会定例会への定期的な出席機会を設けるなどしながら、民生委員に対する地域包括支援センター事業の理解促進とネットワーク基盤の構築を図る。 3. 複合的課題を抱えている世帯を早期発見し、適切な専門機関への繋ぎや連携を図れるよう、世帯を家庭全体として捉える視点でのアセスメントも進めていく。	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 ア チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	心身機能の維持向上を図れるよう、適切なケアマネジメントを行うことで総合事業の利用支援を行う。	アセスメントによる対象者の状態把握、基本チェックリストの実施、サービスの利用支援、効果的なケアマネジメントの提供。	相談内容に応じて適宜対応	対象者への総合事業や利用までの流れに関する説明、チェックリストやマネジメントの実施。	事業対象者の支援件数: 延べ1,056件	介護予防の視点でマネジメントしながら、ニーズに基づき必要なサービスの利用へ繋げている。	効果的に介護予防に向けたマネジメントを提供できるよう、一般介護予防事業での活動なども活用したマネジメントを行う。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

## 2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	1. 民生委員との連携基盤の整備。 2. 地域に存在する個人商店等の社会資源との連携を図るためのネットワーク構築。	1-①民生委員児童委員協議会定例会への出席。 1-②必要に応じて困難ケース等への支援連携の働き掛けを行う。 1-③支援対象者に関する必要な情報の共有。 2-①センター事業の内容説明とパンフレット設置の依頼。 2-②パンフレット設置先の定期訪問による情報収集の実施。	1-①:各地区年2回以上 1-②:随時 1-③:随時 2-①:4月 2-②:10月、他随時	1-①:圏域4地区の定例会に出席。 1-②:地域ケア個別会議への地区民生委員と町会長の出席。 1-③:連携時の情報共有。 2-①:JAつがる(船沢支店、弘前北支店)、船沢郵便局、船沢出張所、船沢公民館、個人商店(4件)にパンフレット配布と事業説明を実施。 2-②:上半期はパンフレット設置時、下半期は民児協定例会の出席時に出張所や公民館より地域の情報収集を実施。	1-①:北辰:2回、船沢:3回、新和:4回、裾野:2回 1-②:民生委員:1回、町会長:2回 1-③:随時 2-①:9ヶ所 2-②:パンフレット設置時と民児協定例会出席時に実施	1. 民児協定例会へ出席した際、地域包括支援センターの事業内容と支援連携について説明を行うことで、民生委員が相談しやすい地域体制の整備を図った。 2. 上半期に個人商店等にも訪問し、地域への周知活動も実施しているが、民生委員や家族からの相談件数については、令和2年度より減少しており、周知方法の再考と民生委員との連携推進に向けた取り組みが必要と考える。	民生委員や町会長とのネットワーク強化を図るため、まずは各地区の民生委員や町会長と包括の三者で意見交換や情報共有する機会を設定する。また、地域の介護予防やフレイル予防を推進するため、多職種連携体制の構築も図っていく。
イ 実態把握	1. 地域の高齢者実態の把握。 2. 潜在的な地域ニーズの抽出。	1. 地域の高齢者実態を適切に把握するため、未把握高齢者世帯の実態把握を進める。 2. 在介連携会議で未登録高齢者の実態把握内容や個別ケースに関する情報共有を行い、潜在的な地域ニーズの抽出に繋げる。	1. 包括、各ランチとも年間50件。うち未把握高齢者世帯は包括が年間96件、各ランチが年間24件。 2. 毎月	1. 毎月の目標値を設定して計画的に実態把握を実施。 2. 毎月の会議にて情報共有を行っている。	1. 包括:144件、裾野:50件、船沢:78件、北辰:40件、新和:59件 2. 12回(うち書面会議5回)	1. 未把握の高齢者世帯への実態把握については、年間の実態把握総件数371件のうち117件であった。 2. ランチとの毎月の会議で実態把握の訪問状況や地域の現状について情報共有を行い、地域ケア推進会議での地域課題抽出に繋げた。	訪問履歴のない高齢者世帯への実態把握によるアウトリーチを継続する。また、実態把握で地域世帯を訪問した際、不信感から訪問拒否されるケースもあるため、実態把握についての活動周知も図っていく。
ウ 総合相談	1. 地域に向けた地域包括支援センターの事業理解と周知の推進。 2. 定期的な出張相談の実施による相談機能の強化を図る。	1. 地域の商店などの他、出張所、公民館、郵便局など地域住民が日常的に利用する施設を中心にパンフレット設置を進める。 2-①高杉公民館と共催で開催する『思い出のうたでイキイキ体操教室』での出張相談の併設。 2-②認知症カフェ(事業名:北部圏域カフェ)での出張相談の併設。	1. 4月、10月 2-①:5月、7月、9月、11月、1月、3月に実施。 2-②:1月(新和地区)、2月(高杉、船沢地区)、3月(裾野地区)	1. 圏域における関係機関や個人商店を回り、計9ヶ所にパンフレットを設置した。 2. 5月、7月、11月の体操教室にて出張相談を併設。出張相談については事前に案内用ポスターにて周知を図った。 3. 下半期にて実施予定であったが、まん延防止等重点措置の発令により中止とした。	1. 4月に圏域内9ヶ所の公共施設や個人商店に設置。11月の民児協定例会の際に各地区公民館へ設置。 2. 5/28、7/30、11/19に実施。	1. 昨年度のパンフレット設置依頼状況を踏まえ、パンフレット未設置の公共施設や商店を回り、パンフレットを設置したが、相談件数は前年度より減少した。 2. イキイキ体操教室については、5/28は7名、7/30は12名、11/19は6名の地域住民の参加があった。事前に案内ポスターの町内回覧や掲示をしたうえで出張相談も実施したが、出張相談の利用はなかった。 3. まん延防止等重点措置にて中止となった。	1. パンフレットの設置の他、ポスター掲示や町会へのチラシ回覧など、周知活動の幅を広げながら、地域への相談機関としての周知を図っていく。 2. 高杉公民館との共催事業を継続的に行い、居場所づくりも含めた活動を模索していく。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	1. 成年後見制度の利用が必要と判断されるケースの申立支援を推進する。 2. 成年後見制度の活用促進に繋げられるよう、地域の介護支援専門員を対象とした成年後見制度理解のための勉強会を実施する。	1. 相談ケースにおいて成年後見制度の必要性が高いと判断されるものについては、家族等へ制度の利用について相談しながら申立てに繋げる。 2. 北部圏域ケアマネ会議にて勉強会を実施。	1. 随時 2. 8月	1. ケアマネからの相談による申立が1件、包括の支援ケースでの申立が1件。 2. 8月の北部圏域ケアマネ会議で弘前圏域権利擁護支援センター藤田氏を講師として『成年後見制度について』の勉強会を実施。	1. 申立支援2件、申立2件 2. 8/19実施	1. 現状で家族が財産管理等の本人の権利擁護に関する対応ができていないケースが多いが、今後、成年後見制度の利用が必要になるのではないかとと思われるケースがあるため、経過を見守っていく必要がある。 2. ケアマネ対象の後見制度に関する勉強会を開催することで、制度の意義や内容について理解を図ることができた。	任意後見も含めた制度利用が必要と思われるケースについては、弘前圏域権利擁護支援センターと連携しながら申立てに繋げる。また、地域に向けた成年後見制度の周知と理解も継続して進めていく。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	行政関係部署と連携して対応する。	要措置と判断される事案が発生した場合には、行政関係部署へ報告、相談のうえ、必要な対応を速やかに行う。	事案発生時	知的障がいと認知症が疑われる方の自宅が火災により全焼したケースがあり、行政関係部署と連携して対応した。	1件	事案発生時に行政関係部署と速やかに連携を図り対応することができた。	措置が必要と判断される案件については、行政や関係機関と情報共有を図りながら、適切かつ速やかに対応する。
ウ	高齢者虐待への対応	『弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル』に基づき対応する。	高齢者虐待に関わる事案が発生した場合には、行政関係部署と連携しながら、マニュアルに基づいた対応を速やかに行う。	事案発生時	同居家族からの身体的虐待案件が2件あり、行政、ケアマネ、サービス提供先事業所と連携しながら対応した。いずれも終結。	事案発生：2件、事案終結：2件	事案発生時には行政、ケアマネ、サービス提供先事業所と連携した対応を取り、2件の発生案件については年度内に終結となった。	相談や訪問にて虐待が疑われるケースについては、行政と密に情報共有しながら虐待対応マニュアルに基づいた対応を行う。
エ	困難事例への対応	関係機関等とも連携しながら、必要な対応や支援を行う。	困難事例については、三職種会議にて状況や情報の整理を行い、必要に応じて行政や関係機関等とも連携した対応や支援を実施する。	随時	該当する案件については、三職種会議にて支援検討を行いながら対応している。	随時対応	必要に応じて行政や関係機関などと連携しながら支援対応を行った。また、ケースカンファレンスや地域ケア会議を開催してのケース検討も実施した。	必要なケースについては、三職種会議や地域ケア会議にて支援検討を行い、関係機関等と情報共有や連携を図りながら対応していく。
オ	消費者被害の防止	1. 市民生活センターより情報収集を行い、地域住民等へ消費者被害の情報を発信することで被害の未然防止を図る。 2. 消費者被害の相談があった場合には、市民生活センター等の関係機関と連携して対応する。	1. 市民生活センターから消費者被害に関する情報があった場合、町会や民生委員、介護支援専門員へ情報提供する。 2. 消費者被害の相談があった場合には、市民生活センターと連携した対応を行う。	1. 随時 2. 随時	在介連携会議や民児協定例会にて消費者被害に関する情報提供と地域住民への注意喚起を依頼した。	1. 在介連携会議：1回、民児協定例会(圏域4地区で上半期と下半期に各1回出席)	在介連携会議(5/6)、民児協定例会(船沢4/20と11/10、新和4/26と11/15、裾野4/26と11/15、北辰4/27と11/16)にて情報提供と注意喚起を実施した。	市民生活センター等からの情報収集を行い、地域への注意喚起が必要な事案については、地域に情報発信を行うことで消費者被害の未然防止を図る。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	介護支援専門員等の専門職、民生委員、町会など、地域全体としての連携体制の構築を推進する。	地域全体での連携体制構築の推進に向け、地域ケア会議への民生委員、町会長等の地域関係者の出席を積極的に働きかける。	地域ケア個別会議:5月、7月、10月、12月 地域ケア推進会議:9月、2月	個別会議は定例開催4回、臨時開催3回となっている。うち、5月開催の地域ケア会議(2回)には対象者の居住地区民生委員と町会長に出席いただく。	個別会議:5/14(2事例)、6/16、7/15、10/20、11/10、12/15	地域での見守りや情報共有が必要なケースについて、地区の民生委員と町会長に会議へ出席してもらうことで、対象者の地域での生活状況についての情報を得ることができ、双方の情報共有が図られた。	地域ケア個別会議を通じ、継続的に必要な多職種が連携を図ることができるようなネットワーク基盤を構築する。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	主として北部圏域で活動する介護支援専門員が相互に情報交換や勉強会、困りごとについて話し合いができる機会を設定し、地域における介護支援専門員の連携強化を図る。	北部圏域ケアマネ会議を定期的開催することで、地域介護支援専門員の情報交換や学びの場となるような機会を設定する。	4月、8月、11月、1月	4月は意見交換及び情報交換、8月は成年後見制度の勉強会、11月は多職種連携に関する勉強会を実施。	3回(4/20、8/19、11/29) ※1月は中止。	4月は制度改正に関する情報交換の他、北部圏域で活用できる社会資源情報一覧を配布。8月は弘前圏域権利擁護支援センターの藤田氏を講師として、成年後見制度についての勉強会を開催。11月は圏域で活動するケアマネを講師とした多職種連携の研修会を実施。	定例で会議を継続することにより、地域のケアマネ同士が相互に情報交換や相談ができるようなネットワーク強化を目指す。
ウ	日常的個別指導・相談	1. 主任介護支援専門員(包括三職種)と地域の介護支援専門員のラポール形成を推進する。 2. 地域ケア会議や北部圏域ケアマネ会議での事例検討や情報交換を通じ、地域の介護支援専門員に対する後方支援に取り組む。	1. 北部圏域で活動する介護支援専門員との地域ケア会議や北部圏域ケアマネ会議での関わりを通じ、主任介護支援専門員(包括三職種)と地域の介護支援専門員との連携体制の強化を図る。 2. 地域ケア会議や北部圏域ケアマネ会議での個別事例の検討等を通じ、必要な後方支援を行う。	地域ケア個別会議:5月、7月、10月、12月 地域ケア推進会議:9月、2月 北部圏域ケアマネ会議:4月、8月、11月、1月 2. 同上	北部圏域で活動する介護支援専門員を対象とした北部圏域ケアマネ会議の開催と地域ケア会議での圏域で活動する介護支援専門員が担当する支援事例の検討を実施。	地域ケア個別会議:5月、6月、7月、10月、11月、12月 地域ケア推進会議:11月、2月 北部圏域ケアマネ会議:4月、8月、11月 2. 同上	1. ケアマネ会議での意見交換や情報交換、勉強会の開催にあたり、ケアマネへのアンケート実施や聞き取りによる情報収集を行うなど、地域で活動する介護支援専門員へ積極的に働き掛けることで、相互に相談や意見交流がしやすい環境づくりに取り組んだ。 2. 地域ケア個別会議においては、リハビリ専門職や医療専門職など多職種の視点で事例検討ができる機会を設けることで後方支援を行った。	地域で活動するケアマネを対象とした勉強会や事例検討会を企画、実施することで、介護支援専門員としての業務遂行に必要な知識やスキルの向上に向けた支援体制を整備する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	地域の介護支援専門員から相談のあった困難事例等について、地域ケア個別会議を活用した個別事例の検討機会を提供する。	北部圏域ケアマネ会議等を活用し、地域の介護支援専門員が担当する困難事例等の相談受付を行うことで、必要に応じて地域ケア個別会議等の検討機会を提供する。	随時	地域の介護支援専門員からの相談により、定例外での地域ケア会議を3回開催した。	5/14、6/16、11/10(計3回)	ケアマネからの相談を受け、連携や情報共有が必要な関係機関、専門の見地からの助言や意見を要する専門職を招集した会議の機会を提供することで、困難事例に対する後方支援を実施した。	地域で活動する介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することで、課題解決に向けた後方支援を行う。

# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	1. 必要に応じて精神科病院や認知症疾患医療センター等と連携して認知症患者への支援を行う。 2. 他圏域の地域包括支援センター等の認知症地域支援推進員と連携しながら、地域の認知症支援の充実を図る。	1. 受診に繋がらないケース等について、精神科病院や認知症疾患医療センターへ相談しながら支援する。 2. 認知症地域支援推進員会議へ出席することで連携強化を図る。	1. 随時 2. 随時	1. 認知症初期集中支援チームとの連携支援1件あり、年度内に終結となる。 2. 認知症地域支援推進員連絡会への出席。	1. 1件 2. 2回 (8/17、2/8)	1. 対象ケースについて、認知症初期集中支援チームとの連携により、対象者への円滑なアプローチと支援を進めることができ、遠方の家族との生活に繋げることで終結を図った。 2. 会議への出席により情報共有を図った。	必要に応じて精神科病院や認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームと連携しながら認知症患者への支援を行う。
イ	認知症の人や家族への支援	1. 家族、地域住民を対象とした認知症関連の勉強会を開催する。 2. 相談窓口としての機能及び連携の強化。	1. 認知症カフェ(事業名:北部圏域カフェ)において認知症関連の勉強会を実施。 2-①『認知症の人と家族の会』への参加を通じて、認知症関連相談の受付を行う。 2-②認知症カフェ(事業名:北部圏域カフェ)や地域イベントでの出張相談の実施。	1. 1月(新和地区)、2月(高杉、船沢地区)、3月(裾野地区) 2-①:参加予定に準じて実施 2-②:1月(新和地区)、2月(高杉、船沢地区)、3月(裾野地区)	1. まん延防止等重点措置の発令により、開催中止とした。 2-①:開催中止により参加なし。 2-②:イキイキ体操教室と北部圏域サロンにて出張相談を実施。	1. 開催中止 2-①:開催中止 2-②:イキイキ体操教室(5/28、7/30、11/19)、北部圏域サロン(8/11、12/23)	1. 上半期に北部圏域サロンや支援高齢者等の自宅訪問の機会を活用してアンケートを実施することで勉強会の内容を決定、企画したが、開催予定期間にまん延防止等重点措置が発令となり中止となった。 2. 北部圏域サロンやイキイキ体操教室にて事前の周知も行いながら出張相談を併設したが、参加者からの当日の相談には至っていない。	当事者や家族も含めた地域住民への認知症に関する理解や知識の啓発と合わせ、地域に向けた認知症に関する相談窓口としての周知および認知を図る。
ウ	知識の普及	地域における認知症サポーターの養成。	北部圏域での認知症サポーター養成講座の開催。	年1回以上(目標値:10名)	9/2に北辰中学校で開催予定であった認知症サポーター養成講座が1/26に延期となったが、まん延防止等重点措置が発令となり中止となったため未実施。	中止により未実施	9/2に北辰中学校で開催予定であった認知症サポーター養成講座が、青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策の発令により1/26に延期となったが、1月にはまん延防止等重点措置が発令となり中止となった。	令和3年度に中止となった北辰中学校での認知症サポーター養成講座を令和4年度に再度企画、実施する。



# 令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	1. 地域ケア会議を通じた潜在的な地域課題の抽出。 2. 日常業務を通じた地域課題の抽出と把握。	1. 地域ケア会議への地域関係者の出席を推進することで、潜在的な部分も含めた地域課題の抽出を図る。 2. 三職種会議において、相談ケースの整理、分析を行うことで地域課題を抽出する。	1. 地域ケア個別会議:5月、7月、10月、12月 地域ケア推進会議:9月、2月 2. 随時	1. 必要に応じて地区の民生委員や町会長に地域ケア会議への出席を呼び掛け、会議への参加に繋げた。11月と2月には地域ケア推進会議を実施した。 2. 三職種会議にて8/11に上半期分、2/3に下半期分の地域課題候補について検証した。	1. 地域ケア個別会議:7回、地域ケア推進会議:2回(うち地域関係者の出席:4回) 2. 1回(8/11、2/3)	1. 地区の民生委員や町会長に地域ケア個別会議に出席してもらうことで、担当の介護支援専門員との連携体制の構築や情報共有を図ることができ、地域課題候補の抽出にも繋がっている。 2. 三職種会議にて地域課題候補の検証を行い、地域ケア推進会議にて地域課題の抽出、整理をした。	日常業務を通じた地域課題の抽出と把握を行い、地域ケア会議を通じて潜在的な地域課題の抽出を図る。

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

### 【地域の実態】

- ①社会資源に乏しく、公共交通機関による移動も困難な地域である。
- ②農村地域であり、収入が老齢基礎年金のみの低所得者層にある高齢者世帯が多い。
- ③高齢者同士の近隣交流はあるが、若い世代間の近隣交流は希薄になってきている。
- ④介護や認知症に関する地域住民の理解や知識が薄い。

### 【地域課題】

1. 独居を含む高齢者世帯においては、上記の地域実態①及び②により、受診や外出、社会参加が制限されることで引きこもりを招き、フレイルを引き起こす大きな要因となっている。
2. 地域コミュニティから孤立している高齢者の地域における見守りや互助が脆弱である。
3. 地域住民の介護予防に対する意識が低い。

### 【地域での対応方針】

1. 未把握の高齢者世帯へのアウトリーチを行い、必要に応じて医療職やリハビリテーション専門職等と連携したアセスメントや支援を提供できる体制基盤を整備する。
2. 各地区の民生委員や町会との情報共有を円滑にできる体制整備を目指し、民生委員、町会長、地域包括支援センターの三者で情報交換する機会を設けることでネットワーク強化を図る。
3. 地域住民へのアンケートを実施し、興味関心に沿った介護予防に向けた講習会を実施することで、地域住民の介護予防に向けた理解と啓発を進める。

### 【市、関係団体への提言】

バス路線なども次々と縮小、廃止となっているが、代替えとしての乗合タクシーで対応されていない地区(十腰内、十面沢)もある。また、低所得者層にある高齢者が多いことから、移動手段の不便さと相まって、受診控えの状況なども見られる。移動に関する社会資源が乏しい状況から、買い物や社会参加なども制約を受けている高齢者世帯も多く、特に十腰内や十面沢地区においては、経済的な面も含めた使い勝手の良い移動手段の整備が必要であると考え。また、フレイル状態もしくはフレイルに近い状態となっている高齢者も増加傾向にあり、リハビリテーション専門職や医療職と連携してアセスメントや支援ができる体制整備に向けた事業の推進も必要と考える。

# 令和4年度地域包括支援センター収支予算

## (1) 包括的支援事業

(単位:円)

		弘前市第一 地域包括支援 センター		弘前市第二 地域包括支援 センター		弘前市第三 地域包括支援 センター		弘前市東部 地域包括支援 センター		弘前市西部 地域包括支援 センター		弘前市南部 地域包括支援 センター		弘前市北部 地域包括支援 センター		合計	
収入	市委託料	29,717,000	79.3%	24,886,000	87.4%	38,999,000	81.1%	36,988,000	89.3%	26,446,000	92.2%	40,259,000	86.6%	30,006,000	89.0%	227,301,000	86.0%
	ケアマネジメント収入	7,752,000	20.7%	3,603,600	12.6%	9,082,000	18.9%	4,450,000	10.7%	2,250,000	7.8%	6,207,000	13.4%	3,683,000	10.9%	37,027,600	14.0%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	20,000	0.1%	20,000	0.0%
	収入合計	37,469,000		28,489,600		48,081,000		41,438,000		28,696,000		46,466,000		33,709,000		264,348,600	
支出	人件費	32,328,000	86.3%	23,622,187	82.9%	42,764,000	88.9%	31,181,000	75.2%	22,645,000	78.9%	34,300,000	73.8%	19,877,000	59.0%	206,717,187	78.2%
	事務費	2,521,000	6.7%	2,171,180	7.6%	3,252,000	6.8%	4,737,000	11.4%	690,000	2.4%	6,151,000	13.2%	2,970,350	8.8%	22,492,530	8.5%
	管理費	620,000	1.7%	256,233	0.9%	1,181,000	2.5%	1,460,000	3.5%	1,361,000	4.7%	1,615,000	3.5%	3,201,650	9.5%	9,694,883	3.7%
	委託料	2,000,000	5.3%	2,440,000	8.6%	884,000	1.8%	4,060,000	9.8%	4,000,000	13.9%	4,400,000	9.5%	7,560,000	22.4%	25,344,000	9.6%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100,000	0.3%	100,000	0.0%
	支出合計	37,469,000		28,489,600		48,081,000		41,438,000		28,696,000		46,466,000		33,709,000		264,348,600	

## (2) 介護予防支援事業

(単位:円)

		弘前市第一 地域包括支援 センター		弘前市第二 地域包括支援 センター		弘前市第三 地域包括支援 センター		弘前市東部 地域包括支援 センター		弘前市西部 地域包括支援 センター		弘前市南部 地域包括支援 センター		弘前市北部 地域包括支援 センター		合計	
収入	ケアマネジメント収入	15,360,000	100.0%	12,459,330	95.3%	21,501,000	100.0%	11,713,000	99.7%	8,700,000	99.8%	18,756,000	100.0%	10,108,000	100.0%	98,597,330	99.3%
	その他	0	0.0%	615,240	4.7%	7,000	0.0%	30,000	0.3%	20,000	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	672,240	0.7%
	収入合計	15,360,000		13,074,570		21,508,000		11,743,000		8,720,000		18,756,000		10,108,000		99,269,570	
支出	人件費	11,010,000	71.7%	9,344,814	71.5%	15,770,000	73.3%	4,052,000	34.5%	6,650,000	82.6%	13,735,000	86.2%	5,260,000	71.5%	65,821,814	70.8%
	事務費	750,000	4.9%	1,471,348	11.3%	1,453,000	6.8%	431,000	3.7%	267,000	3.3%	1,229,000	7.7%	167,650	2.3%	5,768,998	6.2%
	管理費	600,000	3.9%	208,018	1.6%	529,000	2.5%	60,000	0.5%	382,000	4.7%	489,000	3.1%	262,350	3.6%	2,530,368	2.7%
	委託料	3,000,000	19.5%	1,730,000	13.2%	3,756,000	17.5%	7,200,000	61.3%	750,000	9.3%	480,000	3.0%	1,671,000	22.7%	18,587,000	20.0%
	その他	0	0.0%	320,390	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	320,390	0.3%
	支出合計	15,360,000		13,074,570		21,508,000		11,743,000		8,049,000		15,933,000		7,361,000		93,028,570	

令和4年度 地域包括支援センター事業計画

(令和4年4月1日現在)		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
職員配置	保健師等	2	2	2	2	2	2	1
	社会福祉士	2	1	4	2	1	3	2
	主任ケアマネ	1	1	2	1	1	2	1
	予防給付プラン担当	3	3	5	1	2	4	2
	その他	1	0	0	2	1	1	0
ランチ数		2	2	2	2	2	1	4

令和4年度の活動方針(地域課題・目標)			
	地域の実態	地域課題	目 標
第一包括	①認知症高齢者の対応について理解が不足しているため、外出リスク(感染症や交通事故、帰宅できないなど)を恐れ、外出の機会が減少し「閉じこもり」の高齢者が増えている。 ②認知症高齢者の意思決定を支える支援者は、本人の意思確認が困難な場合が多く、意向に寄り添っているか常に葛藤している。	①認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制が不十分である。 ②認知症高齢者が、自らの意向を伝える機会を逃している場合が多い。	①認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制を構築する。 ②高齢者が終活について考える機会を提供する。
第二包括	・介護者が一人で課題を抱え、介護負担が過重になっている事がある。 ・本人、家族のニーズに適した施設を選定する事が難しい。 介護支援専門員の社会資源に関する情報が不足している。 ・身体機能、環境により活動範囲が狭くなっている。	・自身が必要とするサービスが分からない。サービスに対する周知、把握が必要。 ・各年代毎に自身が課題を把握し対応していく必要がある。	①地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であること、サービス利用についての方法などを周知する。 ②若い世代も含めて健康寿命延伸に向けた働きかけをする。
第三包括	①在宅生活をする上で、介護保険では対応しきれない部分を支援してくれる有償ボランティア等の情報が不足している。 ②認知症や精神疾患、貧困等の複合的な課題を抱えた8050問題では支援困難傾向となっている ③地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが、役割や事業内容が見えにくいとの声がある	①在宅生活を支援するボランティア等社会資源の情報が不足しており、介護支援専門員や地域住民等の支援者にとって十分ではない ②認知症等の精神疾患への理解や高齢者虐待に対する認識不足がある。複合的な課題を持つ世帯に対して、適切な医療機関や支援機関等に結び付いていない ③センターの活動が地域住民に見えにくいため、広報が必要である	①ボランティア等の社会資源について、介護支援専門員等の支援者が効果的に活用できるようにする ②認知症についての普及啓発、高齢者虐待防止の啓発。8050問題での若年層への対応は、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する ③広報紙を作成しセンターの活動を具体的に紹介することで、住民の理解が向上する
東部包括	・地域ケア会議において、リハビリ専門職の視点が福祉分野に不足しているとの意見が多く事例にみられた。医療・リハビリ・福祉専門職の互いの専門性の理解不足から積極的な連携や協働に繋がらず、対象者まで提案が届かない。 ・認知症患者のみの世帯や重層的・複合的な課題を持つ世帯に対して、世帯全体を包括的に支援する必要性のあるケースは対応が複雑化、困難化しやすい。	①医療・リハビリ・福祉それぞれの専門性の理解が不十分であり効果的な連携が難しい。 ②支援が必要な世帯ほど(認知症高齢者世帯や重層的・複合的な課題世帯など)早期発見・早期介入が難しい。 ③重層的・複合的な課題(家族自身の課題)を抱えている世帯に対し、世帯全体のマネジメントを支援する窓口がない。	①会議や研修会、意見交換の場において、医療・リハビリ・福祉専門職の参加を促し、互いの専門性の理解を深め連携強化を図る。 ①連携の繋ぎとして地域包括支援センターが活用されるよう、事業所へ向けた地域包括支援センターの周知を行う。 ②地域住民へ地域包括支援センターの理解と活用を広報する。認知症サポーター養成講座、認知症カフェ(土曜の音楽カフェ)、介護者教室を開催し、認知症の理解と啓発を図る。 ③重層的・複合的な課題を抱えている世帯への対応力向上の為、地域ケア会議や研修会等において事例検討を行い理解を深める。
西部包括	1)西部圏域介護支援専門員から、介護保険外の社会資源情報が乏しく、本人、家族への提案に困っていると意見が出された。 2)介護保険新規申請で要介護で結果が出る割合が全体の6割を超えている。また、同居の子供が認知症の進行に気付かず、重症化しているケースがある。 3)圏域介護支援専門員から、事例が少ない病気や制度について理解不足の為、医療とどうかかわっていいかわからない。また、訪問看護を上手く活用できていないと意見が聞かれた。 4)介護に理解が無いことで、家族内で特定の人に介護が集中し、負担が大きくなっている。 5)集いの場、サークルなどコロナ感染拡大で中止となっている。	1)社会資源マップが上手く活用されていない。 2)認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。 3)圏域居宅介護支援事業所(包括支援センター含)と医療や訪問看護との連携が弱い。 4)介護負担が大きくなることで、虐待等に繋がる危険性がある。 5)自宅に閉じこもることで高齢者の状態が把握できない。	1)社会資源マップの見直しで情報を追加し、実用性が高いものにしていく。 2)認知症サポーター養成講座・ただいまサポートの周知活動の推進。(学校、企業、町内会等) 3)専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。 4)パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等)また、民生委員、町会長との連携を強化し、虐待や認知症についての啓発活動を行う。 5)実態把握強化・生活支援コーディネーターと連携し、集いの場の活性化を図る。
南部包括	・身寄りのない独居高齢者が増え、認知症の高齢者を把握することが困難。 ・認知症の人がいても、どこに相談すれば良いのか分からないという声がある。 ・キーパーソン不在の高齢者が増えて、医療同意や保証人問題、金銭管理について、医療、福祉関係者が苦慮している。 ・障害を持った家族や認知症の高齢夫婦等、問題を複数抱えているケースが増えている。	①認知症の理解が不十分のため、重度化してからの相談が多く、相談窓口の周知を図る 必要がある。 ②地域との関りが薄く認知症の人や孤立している高齢者が多いため、地域で見守り体制を整える必要がある。 ③キーパーソン不在で問題を多く抱える高齢者が多く、支援体制を整える必要がある。	①認知症の知識普及のための活動を行い、総合相談窓口として地域包括支援センターの周知を図る。 ②民生委員や関係機関と協力し、孤立している高齢者の見守り体制を整え、居場所作りの支援や認知症カフェを開催する。 ③関係機関で情報共有し、連携を図りながら支援体制を整える。
北部包括	①社会資源に乏しく、公共交通機関による移動も困難な地域である。 ②農村地域であり、収入が老齢基礎年金のみの低所得者層にある高齢者世帯が多い。 ③高齢者同士の近隣交流はあるが、若い世代間の近隣交流は希薄になってきている。 ④介護や認知症に関する地域住民の理解や知識が薄い。	・独居を含む高齢者世帯においては、上記の地域実態①及び②により、受診や外出、社会参加が制限されることで引きこもりを招き、フレイルを引き起こす大きな要因となっている。 ・地域コミュニティから孤立している高齢者の地域における見守りや互助が脆弱である。 ・地域住民の介護予防に対する意識が低い。	・地域住民による地域包括支援センター機能(相談機能や出前講座など)の活用促進。 ・多職種連携による介護予防やフレイル予防に向けた地域活動の基盤づくり。 ・民生委員、町会長、地域包括支援センターの三者間の連携強化。 ・介護や認知症、介護予防や健康増進に関する地域住民への知識の啓発。

(様式第1号)

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R.4.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	3人	ランチ数
	社会福祉士	2人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1人	2箇所
	主任ケアマネ	1人			

令和4年度の活動方針(地域課題・目標)	令和4年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①認知症高齢者の対応について理解が不足しているため、外出リスク(感染症や交通事故、帰宅できないなど)を恐れ、外出の機会が減少し「閉じこもり」の高齢者が増えている。</p> <p>②認知症高齢者の意思決定を支える支援者は、本人の意思確認が困難な場合が多く、意向に寄り添えているか常に葛藤している。</p> <p>地域課題</p> <p>①認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制が不十分である。</p> <p>②認知症高齢者が、自らの意向を伝える機会を逃している場合が多い。</p> <p>目標</p> <p>①認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制を構築する。</p> <p>②高齢者が終活について考える機会を提供する。</p>	

59

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和4年度計画	R4年度計画内容		R4年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係る ケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	①制度説明や基本チェックリストを実施し、地域の社会資源の活用も含めたマネジメントを実施する。	①2週間以内に対応			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	地域におけるネットワーク構築	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワーク構築に努める。	①民生委員定例会への参加や、地区会長と情報交換を行う。 ②商業施設や金融機関との情報交換 ③津軽地域ケアネットワーク定例会等への参加と情報提供 ④圏域グループホーム等運営推進会議への参加。 ⑤生活支援コーディネーターとの情報交換	①年1回以上 ②年1回以上 ③年2回以上 ④開催時 ⑤年2回以上			
イ	実態把握	地域住民や民生委員、その他関係機関からの情報提供により実態把握に努める。	①在宅介護支援センターと定期的に連携しながら行う。	①連携会議月1回開催 ②在介:実態把握年間50件以上			
ウ	総合相談	①三職種が切れ目なく対応できるように情報共有を強化し、他機関への情報提供や関係機関への紹介をスムーズに行う。 ②窓口周知に取り組む。	①毎朝のミーティングとデータを活用し情報や支援の方向性を包括内で共有し対応する。 ②圏域内事業所・関係機関等の窓口へパンフレット設置の依頼をする。	①毎日 ②随時			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見 制度の活 用促進	①成年後見制度について普及啓発を図る。 ②成年後見制度が必要な場合は、スムーズに相談・申し立て支援を行う。	①民生委員定例会、グループホーム運営推進会等での広報や関係機関への資料提供をする。 ②相談、申し立て支援を行う。	①年4回以上 ②随時				
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	措置を要するケースが発生した場合は、市の関係部署と連携し対応する。	①市の関係部署、受け入れ措置施設と連携し対応する。	①随時				
ウ 高齢者虐 待への対 応	養護者による高齢者虐待に関わる通報を受けた場合は、速やかに対応する。	①虐待対応マニュアルに基づき関係部署と連携し対応する。 ②必要時、個別ケース会議を開催し支援方法を検討する。	①随時 ②随時				
エ 困難事例 への対応	事実確認後、課題を整理し支援の方向性を関係者で協議する。	①包括内三職種カンファレンスや地域ケア個別会議、担当者会議を開催することで課題を整理し、支援方法を検討する。	①随時				
オ 消費者被 害の防止	消費者被害に関する最新情報を把握し住民に伝達する体制を構築する。	①市民生活センターからの最新情報を民生委員を通じて住民に提供する。 ②消費者被害に関する相談は市民生活センターと連携して行う。	①年1回以上 ②随時				

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
	項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
			実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	①他職種・他機関と連携し、地域ケア個別会議や推進会議を開催する。	①個別：年4回以上 推進：年2回				
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	①リーダー会議を実施し、介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	①会議：年2回以上				
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	①個別相談 ②介護支援専門員対象の学習会や意見交換会を開催する。	①随時 ②年2回				
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを生かした具体的支援方針の検討や後方支援を行う。 ②困難事例については地域ケア個別会議の活用を提案し実施する。	①随時 ②随時				

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	市内認知症地域支援推進員と連携し地域住民による高齢者の見守り活動(第一包括わんわんパトロール隊)を実施する。	①市内認知症地域支援推進員との情報交換を行う。 ②事前学習として認知症サポーター養成講座を位置づけ実施する。 ③第一包括わんわんパトロール隊登録者の名簿管理をする。 ④フォローアップ研修を実施する。	①年1回以上 ②令和3年度1回 令和4年度1回以上 ③登録者10名以上 ④2月に1回				
イ 認知症の人や家族への支援	認知症に関する住民教育や早期相談の場所として感染対策を徹底した認知症カフェを開催する。	①認知症カフェを周知する。 ②認知症カフェを開催する。(協力機関との共同運営) ③運営主体の移行先について生活支援コーディネーターと情報交換し検討する。	①年30か所以上 ②年10回 ③年1回以上				
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。	①認知症サポーター養成講座を周知する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①年10か所以上 ②年2回以上				



# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催を基本とするが、要望があった際は随時開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。 ②自立支援型のケア会議を開催し本人の自立支援や重度化防止を図る。	① ⑦地域ケア個別会議開催  ①地域ケア推進会議開催  ②圏域の介護支援専門員に呼び掛ける自立支援型ケア会議を開催する。	① ⑦年4回  ①年2回  ②年1回以上				

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】

(様式第1号)

# 令和4年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R.4.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	3人	ランチ数
	社会福祉士	1人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0人	2 箇所
	主任ケアマネ	1人			

令和4年度の活動方針(地域課題・目標)	令和4年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・介護者が一人で課題を抱え、介護負担が過重になっている事がある。</li><li>・本人、家族のニーズに適した施設を選定する事が難しい。介護支援専門員の社会資源に関する情報が不足している。</li><li>・身体機能、環境により活動範囲が狭くなっている。</li></ul>	
<p>地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自身が必要とするサービスが分からない。サービスに対する周知、把握が必要。</li><li>・各年代毎に自身が課題を把握し対応していく必要がある。</li></ul>	
<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であること、サービス利用についての方法などを周知する。</li><li>②若い世代も含めて健康寿命延伸に向けた働きかけをする。</li></ul>	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和4年度計画	R4年度計画内容		R4年度実績		課題・評価	R5年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェック リスト該当 者に係る ケアマネ ジメント	・介護予防日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援しスムーズな利用をはかる。	介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切、円滑な介護予防サービス支援計画書を作成する。	都度				

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワークづくりに努める。	①民生委員定例会への参加。 ②公民館や町会など地域行事への参加。 ③圏域内のグループホーム、地域密着型デイサービス、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護の運営推進会議に参加。 ④城西二丁目・城西五丁目シルバーハウス生活相談会に参加する。	①定例会各地区年1回(藤代・西・城西地区) ②随時 ③地域密着型サービス運営推進会議計48回 ④城西二丁目・城西五丁目各2回				
イ	実態把握	地区住民・民生委員・在宅介護支援センター、その他関係機関からの情報提供により地域の実態把握に努める。	在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民やその他の関係機関からの情報提供により実施する。また必要時安心カードの配布やエンディングノートの活用等も併せて周知する。	①在宅介護支援センター連絡会年4回 ②実態把握年間250件				
ウ	総合相談	総合相談窓口としての役割を周知していく。 多様な相談内容に対して、適宜状況把握を行い、相談内容に即したサービスまたは、各種制度に関する情報提供、適切な機関への紹介等を行う。	地域の行事や集会などに積極的に参加し、包括支援センターの活動を周知していく。 多様な相談内容に対し、迅速に対応していくよう職員間で情報を共有し調整していく。	随時				

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	民生委員定例会や町会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要な際の申立の援助を行う。	随時			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	随時			
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	養護者による高齢者虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時			
エ	困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化を図る。	随時			
オ	消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	多職種・多機関合同の研修会や地域ケア会議を開催し、意見交換のできる場を設定する。	①合同研修会 年:1回 ②地域ケア会議:6回 (個別4回、推進2回)			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員の連携強化を図る。	地域の介護支援専門員を招集して定期的に連絡会を開催する。	連絡会 年:5回			
ウ	日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会等を通して、相談しやすい環境を整える。又、資質向上を目的として研修会の実施や制度、施策等に関する情報提供を行う。	①連絡会 年:5回 ②地域ケア個別会議 年:4回			
エ	支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①相談内容に応じて各専門職の専門性を生かして対応する。 ②各専門職や関係機関と連携のもとに具体的な支援方針を検討し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。	①随時 ②必要時			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	①認知症疾患医療センターや精神病院、認知症サポート医と連携し会議や研修会等も活用して、関係性を築いていく。 ②ケアパスや認知症初期集中支援チームを地域住民や関係機関に周知し、連携していく。	①認知症関連の研修会の開催。 ②認知症地域支援推進員連絡会や関連した会議に参加する。	①年1回 ②随時				
イ	認知症の人や家族への支援	①認知症の疑いのある方に対しては、認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームと連携し適切な医療や介護サービスにつなげていく。 ②家族や本人の支援については介護に関する相談や支援を行い、又認知症の人と家族のつどいや認知症カフェも紹介していく。	認知症の研修会や認知症の人と家族のつどいや認知症初期集中支援チーム等に参加し、情報交換する。	①認知症の人と家族のつどいや認知症初期集中支援チーム等に参加： 年1回 ②相談は随時				
ウ	知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。 ②キャラバンメイト増を目指す。	①住民や企業・職域団体、学校に対してサポーター養成講座についての案内を行い、受講を働きかけて行く。 ②キャラバンメイトについて地域住民や各事業所等の連絡会を利用し働きかけていく。	①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区 目標サポーター数80名 開催回数3回 ②随時				

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定例開催と支援困難事例への対応としての随時開催を行う。  ②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等を通して住民からニーズの把握を行う。	①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議の開催。	①地域ケア個別会議:4回 その他都度  ②地域ケア推進会議:2回				
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】							
【地域課題】							
【地域での対応方針】							
【市、関係団体への提言】							

(様式第1号)

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R.4.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	5 人	ランチ数
	社会福祉士	4 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	人	2 箇所
	主任ケアマネ	2 人			

令和 4 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 4 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①在宅生活をする上で、介護保険では対応しきれない部分を支援してくれる有償ボランティア等の情報が不足している。</p> <p>②認知症や精神疾患、貧困等の複合的な課題を抱えた8050問題では支援困難傾向となっている</p> <p>③地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが、役割や事業内容が見えにくいとの声がある</p> <p>地域課題</p> <p>①在宅生活を支援するボランティア等社会資源の情報が必要であり、介護支援専門員や地域住民等の支援者にとって十分ではない</p> <p>②認知症等の精神疾患への理解や高齢者虐待に対する認識不足がある。複合的な課題を持つ世帯に対して、適切な医療機関や支援機関等に結び付いていない</p> <p>③センターの活動が地域住民に見えにいため、広報が必要である</p> <p>目標</p> <p>①ボランティア等の社会資源について、介護支援専門員等の支援者が効果的に活用できるようにする</p> <p>②認知症についての普及啓発、高齢者虐待防止の啓発。8050問題での若年層への対応は、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する</p> <p>③広報紙を作成しセンターの活動を具体的に紹介することで、住民の理解が向上する</p>	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	基本チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	制度の説明、基本チェックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。	2週間以内			



# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	①関係機関、住民組織と連携しやすい関係作りを行う。 ②介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。	①民生委員児童委員協議会定例会など地域の集会に参加する。 ②既存の住民主体の活動への参加や回覧等を行い、介護予防への啓発を行う。	①年4回以上 ②随時				
イ 実態把握	高齢者の孤立・孤独死防止、重度化防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。	①高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。	①年間150件				
ウ 総合相談	①的確な状況把握を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介を行う。 ②地域の関係機関、スーパー、金融機関、郵便局、医療機関などに広報活動を行い、認知症高齢者、虐待、要支援者の早期発見と、相談しやすい窓口をめざす。	①関係機関と連携、必要な支援に繋ぐ。 ②ア・民児協定例会にてパンフレットを配布する。 イ・広報紙を作成し、町内会回覧板にて広報する。 ウ・金融機関や医療機関等へパンフレット、広報紙の設置協力を依頼する。	①随時 ②ア・年4回 イ・年2回 ウ・年30カ所				

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申立てにつながるよう支援する。	①地域高齢者集会、民児協定例会等にて広報 ②相談、申立ての支援を行う。	①ア・年4回 ②随時			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。	弘前市関係部署、受け入れ措置施設と連携を図り対応する。	随時			
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に係る通報等を受けた後は、速やかに対応する。また高齢者虐待防止の周知を図る。	①弘前市の虐待マニュアルに基づき、関係部署と連携を図り対応する。 ②必要に応じて、虐待対応ケース会議を開催、支援方法を検討する。 ③民児協定例会等にて高齢者虐待防止の啓発を行う。	①②随時 ③年4回			
エ	困難事例への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者間で協議する。	個別ケース会議を開催、支援を阻害している要因、課題と整理、支援方法を検討する。	随時			
オ	消費者被害の防止	弘前市市民生活センターと連携を図り、電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握し、民生委員、介護支援専門員、在宅介護支援センター、ホームヘルパーなどへ情報提供を行う。	①地域高齢者集会、民児協定例会、などで情報提供、予防啓発する。	①年4回			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が関係機関とスムーズな連携が出来るよう支援する。	圏域の介護支援専門員のニーズに基づき、『多職種連携』『精神疾患』に関する研修会を企画・実施する。	年2回			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域の介護支援専門員と連携を強化する。 ②日常業務について意見交換できる場を設定する。 ③圏域の主任介護支援専門員と連携し、スキルアップ出来る企画を協働で検討、実施する。	①介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。 ②地域課題や介護支援専門員からの要望に基づき『通所介護事業所との意見交換会』を企画・実施する。 ③主任介護支援専門員連絡会を開催。ニーズに基づき、『8050問題』『社会資源』について勉強会、その他情報交換等を実施する。	①上半期1回 ②年1回 ③年2回			
ウ	日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。	介護支援専門員相互、多職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。	年6回			
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を実施する。 ②困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	①②随時			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	関係機関との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症疾患医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①認知症施策、ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)、等について広報する。 ②必要時、チームに支援を相談。訪問支援対象者について、課題を整理し、情報共有、支援協力をする。	①年4回 ②随時			
イ	認知症の人や家族への支援	①認知症の人やその家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。 ②認知症の人やその家族に対して、相談・支援を行う。	①ア・認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を定期開催する。 イ・認知症カフェの振り返り・評価を実施する。 ②認知症地域支援推進員が事業や地域の集会等に参加し、相談を受け、必要時支援を行う。	①ア・年3回 イ・年3回 ②随時			
ウ	知識の普及	①認知症サポーター養成講座等について、広報、開催の働きかけを実施。要請に応じて計画・実施する。 ②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画・実施する。	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②若い世代へ認知症サポーター養成講座等を行い、認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)の企画運営等も協働で実施する。	①ア・年5回以上 イ・目標人数100人 ②随時			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。 ④積極的に自立支援に向けたケースの検討を促す。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③地域の関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。 ④圏域の介護支援専門員へ呼びかけを行う。	①年6回 ②年5回 ③随時 ④年6回				

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】

(様式第1号)

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

職員配置 (R.4.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	1 人	ランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	2 人	2 箇所
	主任ケアマネ	1 人			

令和 4 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 4 年度目標に対する取り組みの評価
<p><b>地域の実態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議において、リハビリ専門職の視点が福祉分野に不足しているとの意見が多くの事例にみられた。医療・リハビリ・福祉専門職の互いの専門性の理解不足から積極的な連携や協働に繋がらず、対象者まで提案が届かない。</li> <li>・認知症患者のみの世帯や重層的・複合的な課題を持つ世帯に対して、世帯全体を包括的に支援する必要性のあるケースは対応が複雑化、困難化しやすい。</li> </ul> <p><b>地域課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①医療・リハビリ・福祉それぞれの専門性の理解が不十分であり効果的な連携が難しい。</li> <li>②支援が必要な世帯ほど(認知症高齢者世帯や重層的・複合的課題世帯など)早期発見・早期介入が難しい。</li> <li>③重層的・複合的な課題(家族自身の課題)を抱えている世帯に対し、世帯全体のマネジメントを支援する窓口がない。</li> </ul> <p><b>目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①会議や研修会、意見交換の場において、医療・リハビリ・福祉専門職の参加を促し、互いの専門性の理解を深め連携強化を図る。</li> <li>①連携の繋ぎとして地域包括支援センターが活用されるよう、事業所へ向けた地域包括支援センターの周知を行う。</li> <li>②地域住民へ地域包括支援センターの理解と活用を広報する。認知症サポーター養成講座、認知症カフェ(土曜の音楽カフェ)、介護者教室を開催し、認知症の理解と啓発を図る。</li> <li>③重層的・複合的な課題を抱えている世帯への対応力向上の為、地域ケア会議や研修会等において事例検討を行い理解を深める。</li> </ul>	

## 1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 基本チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	介護予防日常生活支援総合事業について説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する	①必要な方が総合事業を利用できる様に、圏域内の様々な場所に総合事業の周知をする。 ②希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。	①20ヶ所以上に年1回 ②受付から1週間以内				

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	地域におけるネットワーク構築	関係機関、住民組織と顔の見える関係づくり。	①民生委員・児童委員定例会への参加。 ②関係機関と地域住民向けの座談会を実施する。 ③関係機関と共に既存の住民主体の活動に参加する。	①豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区に年1回 ②年4回 ③年3回			
イ	実態把握	①支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークの構築を図る。 ②支援を要する高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握をして、早期に必要な支援をする。	①ア圏域内の関係機関に実態把握の説明を行い、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ①イ在宅介護支援センターと共に住民対象に介護者教室を開催する。気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センター若しくは在宅介護支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ②相談を受け付けたら、速やかに訪問して実態把握する。	①ア20ヶ所以上に年1回 ①イ年2回 ②1週間以内、年150件			
ウ	総合相談	様々なネットワークを通じて相談受付ができるように、地域包括支援センターの宣伝を強化して、住民に対して地域包括支援センターの周知を図る。	関係機関向けに地域包括支援センターのパンフレットを作成し連携強化を図る。圏域内の関係機関に地域包括支援センターの事業を説明し、パンフレットの設置を依頼する。気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所以上に年1回			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	パンフレットで周知しつつ、医療と福祉関係者を対象とした研修会を開催して理解を深める。	①関係機関に制度の説明をする。 ②医療と福祉関係者を対象に研修会を開催して制度の理解を深める。また活用促進を図る。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①20ヶ所以上に年1回 ②2回 ③随時				
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合は、市の関係部署と協議、連携し対応する。	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②相談に対しては関係部署と連携を図りながら対応する。	①20ヶ所以上に年1回 ②随時				
ウ	高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止の周知を図る。	①イの①に同じ ②虐待通報があった場合は、高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応をする。	①イの①に同じ ②随時				
エ	困難事例への対応	①速やかに事実を確認、関係者で協議し対応する。 ②圏域内の介護支援専門員が困難事例に対応するため地域ケア会議を活用できる体制を整備する。	①地域ケア会議を活用し個別課題の解決と対応力の強化を図る。 ②介護支援専門員に地域ケア会議の活用を呼びかける。	①随時 ②全居宅介護支援事業者に対して随時				
オ	消費者被害の防止	消費者被害に関する最新の情報を把握し、住民に伝達する体制をつくる。	①市民生活センターから最新の情報を得て、住民組織に提供する。 ②気になる高齢者を発見した際は、市民生活センターを紹介する様に関係機関に協力を依頼する。 ③消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して対応をする。	①豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区に年1回 ②関係機関20ヶ所以上 ③随時				



# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築する。	①圏域内の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握する。 ②介護支援専門員が中心となって、連絡会で取り上げる内容を決定、開催する。	①9月まで ②年5回			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①介護支援専門員のネットワークを活用して、地域ケア会議を開催する。 ②圏域内の介護支援専門員と連携して、圏域内の介護支援専門員がスキルアップできる企画を検討、実施する。	①介護支援専門員に地域ケア会議の内容について説明する。 ②介護支援専門員連絡会で、事例検討、勉強会、情報交換、意見交換を行う。オンライン参加も可とし医療機関、各事業所のリハビリ専門職への積極的な参加と協力を呼びかける。	①年4回 ②年5回			
ウ	日常的個別指導・相談	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	①担当者を書面で通知する。 ②介護支援専門員連絡会の研修会等で資質向上を図り、関係を強化する。	①5月まで ②年5回			
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。	各専門機関や関係機関と連携して課題を整理し、具体的な支援方針を検討する。また、必要に応じて地域ケア会議を開催して、個別課題の解決と対応力の強化を図る。	随時			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	関係機関との連携	認知症地域支援推進員として、地域や関係機関との連携・ネットワークづくりを行う。	関係機関に認知症ケアバス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、介護者教室の説明をする。更に気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターに連絡もしくは地域包括支援センターを紹介してもらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所以上に年1回			
イ	認知症の人や家族への支援	認知症について情報交換や相談ができる他、学びの場となる企画を開催する。	①認知症カフェを開催する。 ②介護者教室を開催する。	①年4回 ②年2回			
ウ	知識の普及	認知症サポーター養成講座の開催団体の拡大を図る。	①認知症サポーター養成講座を周知する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①20ヶ所以上に年1回 ②3回開催。90名養成。			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援 と地域課題の把握	地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別課題の解決と地域課題の抽出をする。	①地域ケア個別会議。会議は2事例開催、オンライン参加も可能とし、参集者の負担軽減と合理化を図る。 ②地域ケア推進会議。	①3回 ②3回				

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】

(様式第1号)

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	2 人	ランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	2 箇所
	主任ケアマネ	1 人			

令和 4 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 4 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>1) 西部圏域介護支援専門員から、介護保険外の社会資源情報が乏しく、本人、家族への提案に困っていると意見が出された。</p> <p>2) 介護保険新規申請で要介護で結果が出る割合が全体の6割を超えている。また、同居の子供が認知症の進行に気付かず、重症化しているケースがある。</p> <p>3) 圏域介護支援専門員から、事例が少ない病気や制度について理解不足の為、医療とどうかかわっていいかわからない。また、訪問看護を上手く活用できていないと意見が聞かれた。</p> <p>4) 介護に理解が無いことで、家族内で特定の人に介護が集中し、負担が大きくなっている。</p> <p>5) 集いの場、サークルなどコロナ感染拡大で中止となっている。</p>	
<p>地域課題</p> <p>1) 社会資源マップが上手く活用されていない。</p> <p>2) 認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。</p> <p>3) 圏域居宅介護支援事業所(包括支援センター含)と医療や訪問看護との連携が弱い。</p> <p>4) 介護負担が大きくなることで、虐待等に繋がる危険性がある。</p> <p>5) 自宅に閉じこもることで高齢者の状態が把握できない。</p>	
<p>目標</p> <p>1) 社会資源マップの見直しで情報を追加し、実用性が高いものにしていく。</p> <p>2) 認知症サポーター養成講座・たぐいまサポートの周知活動の推進。(学校、企業、町内会等)</p> <p>3) 専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。</p> <p>4) パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等)また、民生委員、町会長との連携を強化し、虐待や認知症についての啓発活動を行う。</p> <p>5) 実態把握強化・生活支援コーディネーターと連携し、集いの場の活性化を図る。</p>	

## 1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	事業所、民生委員、町会長等との連携を図り、対象者の状態把握に努める。 (コロナ禍で自宅に閉じこもるケースもあり、心身の機能低下や認知症状の悪化が懸念される為)	1) 相談者へは、迅速に対応する。 2) 評価、モニタリング等を通し、心身の状態把握を行う。(サービス利用中 断されているケースを含む)	1) 都度 (相談受付・ 対応時) 2) 年間通し て担当ケー スの見守り をする。				

令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	1) 町会長、民生委員、圏域事業所等へ必要時しっかりと報告を行い、高齢者の支援がスムーズに行えるようにしていく。 ・コロナの状況をみてパンフレット設置場所を拡大し、包括の広報に努める。 2) 資源マップの活用状況・問題点の修正。	1) 全機関へ包括支援センターの会議等案内を行う。 ・コロナ感染状況を見ながら、開催される行事やクラブ、サークル等の情報を収集して、参加の依頼をしていく。 ・町会長、民生委員会議への参加。 ・昨年配布できなかった場所へのパンフレット設置と前年度配布場所へ再度訪問。 2) 資源マップの見直しと作成、配布。	1) 随時          2) 随時				
イ	実態把握	在宅介護支援センター(ランチ)との連携を強化し、実態把握に努める。(市で行っている事業の周知)	1) 実態把握にて必要な高齢者へ安心カードの配布やゴミ出しサポート事業、ただいまサポート事業、これからノートなど広報する。 2) 関係機関へ情報提供、協力を依頼していく。 3) パンフレットを配布する。 4) 独居高齢者、高齢夫婦世帯の把握。	毎月 (随時)				
ウ	総合相談	1) 包括内の情報共有強化。(困難ケース等は随時カンファレンスも行って対応策を検討し、他機関との連携を図る。) 2) 窓口の周知。	1) 毎朝のミーティングとシステムの活用で包括全体の情報を統一し、内容に応じ、他機関との連携を図る。 2) 圏域施設、関係機関等、包括を周知できる窓口へパンフレットを配布していく。	1) 毎日          2) 随時				

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	1)成年後見制度、意思決定支援など権利擁護についての知識向上を目指す。 2)制度の普及啓発活動を継続する。	1)各種研修会へ参加し、相談者に制度のメリット・デメリットを説明できる力を習得する。 2)・話題提供できる資料を持参し、各会議や集会等で広報する。 ・各事業所へ、研修案内をメールする。	1)随時 2)随時				
イ 老人福祉施設等への措置の支援	弘前市担当課、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。	・随時				
ウ 高齢者虐待への対応	1)速やかに市やその他機関等と綿密な連携を図る。 2)虐待に関する知識普及のため、地域住民や圏域事業所へ広報を行う。	1)虐待対応時は市と密に連携を図り対応する。 2)会議等でチラシを配布して研修開催依頼を募る。	1)随時 2)随時				
エ 困難事例への対応	1)関係機関との連携を強化し、役割分担を明確にして対応する。 2)関連制度について知識習得する。(包括職員のスキルアップ)	1)包括内カンファレンスで問題や課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し支援策を検討する。 2)参加形式問わず、各種研修会へ参加する。	1)随時 2)随時				
オ 消費者被害の防止	1)地域住民へ情報提供を実施する。 2)各サービス事業所へ情報の周知を図り、早期発見に努める。	1)実態把握や集会等でチラシを配布する。 2)消費生活センターの研修参加やインターネット等から情報収集し、各サービス事業所へメール配信を行う。	1)随時 2)随時				

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	1)地域ケア会議を開催する。(ケースに応じて、参集対象者を広げる) 2)専門職と意見交換できる研修を設ける。	1)8回  2)1回			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	主任介護支援専門員連絡会とケアマネ連絡会を通し、圏域の介護支援専門員との連携を強化していく。(新規居宅介護支援事業所が参加しやすい環境を作る)	1)居宅介護支援事業所へ訪問する。(新規居宅介護支援事業所へは随時訪問) 2)西部圏域のケアマネ連絡会や勉強会に参加して、情報交換・情報収集をする。 3)主任介護支援専門員連絡会の実施。	1)年1回(随時)  2)年2回  3)年2回			
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員が相談しやすい環境作りに努める。	1)各連絡会・会議を通し介護支援専門員へ状況確認する。  2)必要に応じて、事例検討会を開催する。	随時			
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱えている支援困難事例等について、効果的に支援していく。	1)各専門職や関係機関と連携しながら支援方法を検討し、後方支援を行う。 2)必要に応じて地域ケア個別会議や事例検討などを実施する。	随時			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	1)認知症地域支援推進員の活動を周知する。 2)各関係機関と顔の見える関係作りを行い、ネットワークを強化する。 3)認知症初期集中支援チームと連携体制を構築する。	1),2) ・各所へ認知症ガイドブック概要版等を配布する。 ・町会にチラシ回覧を行う。 ・高齢者の見守りで連携しているガソリンスタンドへの訪問。 ・各種研修や連絡会に参加する。 3)初期集中支援チームと情報共有する。	1),2) ・40件 ・1回 ・適宜 ・適宜 3)随時				
イ	認知症の人や家族への支援	認知症の人やその家族が相談しやすい環境作りに努める。	・認知症の人と家族のつどいへ参加する。(ネットワーク作り) ・実態把握等を通し、状態確認や各種事業、相談窓口の情報提供を行う。	1)2回 2)適宜				
ウ	知識の普及	1)認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを増やす。 2)認知症サポーターのフォローアップ研修を行う。 3)地域住民の認知症に対する理解を深めるため、情報を発信する。	1) ・小中学校や町会、企業、団体等へチラシを配布して周知する。 ・認知症サポーター養成講座を開催する。 2)認知症ステップアップ講座を開催する。 3)認知症関連の情報をまとめた掲示物を作成し、関係機関へ掲示を依頼する。	1) ・随時 ・3回 2)1回 3)5ヶ所				



# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援 と地域課 題の把握	1) 地域ケア個別会議は定期開催と 随時開催を計画し個別支援と地域 課題の抽出を行う。 2) 地域ケア個別会議から抽出され た課題に応じて関係者を招集し会議 を開催する。 3) 主任介護支援専門員連絡会と西 部圏域ケアマネ連絡会を通し地域 課題の把握に努める。 4) 在宅介護支援センター主催のふ れあい介護者教室・座談会の補助。	1) 地域ケア個別会議 2) 地域ケア推進会議 3) 地域の現状を把握す る。 4) 在宅介護支援セン ター主催の介護者教室 運営、企画の支援を行 い、地域住民の声を聴 く。	1) 6回 2) 2回 3) 4回 4) 3回 (岩木地区、 東目屋地 区、相馬地 区)				

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】

(様式第1号)

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

職員配置 (R.4.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	4 人	ランチ数
	社会福祉士	3 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	1 箇所
	主任ケアマネ	2 人			

令和 4 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 4 年度目標に対する取り組みの評価
<p><b>地域の実態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りのない独居高齢者が増え、認知症の高齢者を把握することが困難。</li> <li>・認知症の人がいても、どこに相談すれば良いのか分からないという声がある。</li> <li>・キーパーソン不在の高齢者が増えて、医療同意や保証人問題、金銭管理について、医療、福祉関係者が苦慮している。</li> <li>・障害を持った家族や認知症の高齢夫婦等、問題を複数抱えているケースが増えている。</li> </ul> <p><b>地域課題</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①認知症の理解が不十分なため、重度化してからの相談が多く、相談窓口の周知を図る必要がある。</li> <li>②地域との関りが薄く認知症の人や孤立している高齢者が多いため、地域で見守り体制を整える必要がある。</li> <li>③キーパーソン不在で問題を多く抱える高齢者が多く、支援体制を整える必要がある。</li> </ol> <p><b>目標</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①認知症の知識普及のための活動を行い、総合相談窓口として地域包括支援センターの周知を図る。</li> <li>②民生委員や関係機関と協力し、孤立している高齢者の見守り体制を整え、居場所作りの支援や認知症カフェを開催する。</li> <li>③関係機関で情報共有し、連携を図りながら支援体制を整える。</li> </ol>	

## 1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	適切なケアマネジメントと一般介護予防を含めたサービスの情報提供を行い、自立に向けた支援をする。	対象者の状況確認、アセスメントを行い希望者にはチェックリストの実施や社会資源を含めたサービス情報の提供。	随時				

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	地域におけるネットワーク構築	①新たな関係機関との連携を図る。 ②圏域内の各地域の特性を理解する。	①昨年度新たに連絡調整の多かった関係機関を中心に地域ケア会議への参加を依頼する。 ②地域の社会資源などが更新されたら情報の整備を行う。 ③民生委員の定例会に積極的に出席する。	①個別会議5回、推進会議2回 ②随時 ③民生委員定例会:年5回			
イ	実態把握	地域住民や民生委員、その他関連機関からの情報提供により、65歳以上の高齢者の実態把握に努める。	①在宅介護支援センターやシルバーハウス援助員と協力し、情報共有を行う。 ②地域住民、民生委員などからの情報提供により迅速に訪問する。	①ランチ・シルバーハウス会議:年2回 ②実態把握:50件以上			
ウ	総合相談	①相談窓口としての包括センターのPRの活動範囲を広げる。 ②電話、来所以外の相談窓口の機能を充実させる。	①民生委員に伺いを立てながら包括のパンフレットの毎戸配布を実験的に行う。 ②認知症カフェや出前講座などで相談対応の時間をもうける。	①随時 ②随時			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度についての相談受付時や、申立が必要と判断されるケースについて、関係機関と連携し支援する。 ②地域の中で成年後見制度への理解を深めていくため各会議で周知活動を行う。	①地域ケア個別会議やカンファレンスを開催し、関係機関と支援方法について話し合い、申立を支援する。 ②民生委員定例会やGH運営推進会議などで制度の説明を行う。	①随時 ②民生委員定例会5回、GH6か所、他			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合は、市役所や関係機関と連携を図り、対応する。	関係部署との情報共有し、連携を図りながら対応していく。	随時			
ウ	高齢者虐待への対応	高齢者虐待マニュアルをベースに関係機関と連携し、臨機応変に対応する。	複雑かつ長期化するケースは必要時カンファレンスやケース会議を開催し、関係機関の役割分担を明確化する。	随時			
エ	困難事例への対応	①総合相談で受付したケースで特に多職種での検討が必要な場合、地域ケア個別会議を開催し課題の整理と支援策を検討する。 ②三職種で困難な事例について情報共有し、専門性を生かして対応する。	①困難事例の地域ケア個別会議またはカンファレンスを開催する。 ②定期的に相談内容を三職種で共有し協力して対応する。また困難事例については主担当者に加え副担当者を付けて対応する。	①地域ケア個別会議定例7回と随時。 ②朝のミーティング時(週5回)の他、適宜。			
オ	消費者被害の防止	市民生活センターや弘前警察署と連携し、地域住民や関係機関に向け消費者被害について注意喚起をする。	民生委員定例会や出前講座、各連絡会、また相談者宅への訪問時等に消費者被害のパンフレットを適宜配布する。	民生委員定例会5回、出前講座開催時(随時)、介護支援専門員連絡会4回、訪問時他。			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が地域住民や関係機関と連携できる体制を作る。	多職種・他機関と連携を図るため、地域ケア個別会議や地域推進会議を開催する。	地域ケア個別会議年7回と随時推進会議年2回			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域介護支援専門員が中心になり、ネットワーク作りやスキルアップできる企画を検討し、相互の情報交換ができる場を設定する。	リーダー・サブリーダーに内容など提案してもらう。介護支援専門員のニーズにあった勉強会や意見交換会を企画する。	連絡会年4回			
ウ	日常的個別指導・相談	圏域介護支援専門員の相談窓口の継続と個別事例に対する相談支援。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会の開催で相談しやすい環境を整える。	連絡会年4回 地域ケア個別会議年7回と随時			
エ	支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①必要に応じて地域ケア会議を開催する。 ②関係機関と連携し支援方法を検討する。 ③同行訪問などケースに応じて対応する。	①②③随時			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	関係機関との連携	認知症地域支援推進員が中心となり、地域の関係機関と連携を図り、ネットワークづくりを行う。	①認知症高齢者たぐいまサポート事業、安心カードについて広報する。 ②認知症関連の研修会などに参加する。	①随時 ②年1回以上			
イ	認知症の人や家族への支援	認知症の人やその家族、地域住民が集い、認知症についての知識を情報交換できる場所を設定する。	認知症カフェの実施。	年4回 5月、7月、9月11月			
ウ	知識の普及	①認知症サポーター養成講座について、開催の働きかけを行い、要請に応じて計画、実施していく。 ②認知症サポーターステップアップ講座の開催。 ③地域住民へ認知症についての知識の普及を図る。	①認知症サポーター養成講座の開催。 ②認知症サポーターステップアップ講座の開催。 ③民生委員定例会への出席、地域住民への出前講座開催。	①年3回 ②年1回 ③年5回			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議にて課題解決の糸口を見出し、課題候補を抽出する。 ②地域ケア推進会議にて個別会議で挙げた課題候補を吸い上げ地域課題を明確化する。 ③地域ケア会議はこれまで関わりの薄かった業種や関係機関にも声かけを図る。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③出席者に地域ケア会議の趣旨を解り易く可視化し説明する。	①7回と随時 ②2回 ③随時				

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】

(様式第1号)

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R.4.4.1現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	2 人	ランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	4 箇所
	主任ケアマネ	1 人			

令和 4 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 4 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①社会資源に乏しく、公共交通機関による移動も困難な地域である。                  ②農村地域であり、収入が老齢基礎年金のみの低所得者層にある高齢者世帯が多い。                  ③高齢者同士の近隣交流はあるが、若い世代間の近隣交流は希薄になってきている。                  ④介護や認知症に関する地域住民の理解や知識が薄い。</p> <p>地域課題</p> <p>・独居を含む高齢者世帯においては、上記の地域実態①及び②により、受診や外出、社会参加が制限されることで引きこもりを招き、フレイルを引き起こす大きな要因となっている。                  ・地域コミュニティから孤立している高齢者の地域における見守りや互助が脆弱である。                  ・地域住民の介護予防に対する意識が低い。</p> <p>目標</p> <p>・地域住民による地域包括支援センター機能(相談機能や出前講座など)の活用促進。                  ・多職種連携による介護予防やフレイル予防に向けた地域活動の基盤づくり。                  ・民生委員、町会長、地域包括支援センターの三者間の連携強化。                  ・介護や認知症、介護予防や健康増進に関する地域住民への知識の啓発。</p>	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェック リスト該 当者に 係る ケアマ ネジメ ント	介護予防サービスだけでなく、一般介護予防事業やインフォーマル資源を活用しながら、介護予防に向けたケアマネジメントを実践する。	アセスメントによる対象者の状態把握、基本チェックリストの実施、サービス利用支援、介護予防ケアマネジメントの実施。	随時				



# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	地域におけるネットワーク構築	①民生委員、町会長、北部包括の三者による連携体制の構築。 ②地域のフレイル予防に向けた多職種連携ネットワークの構築。	①圏域各地区ごとに民生委員、町会長、北部包括の三者での意見交換会の実施。 ②地域のフレイル予防の推進に向けた会議の実施。	①各地区1回以上 ②年間4回			
イ	実態把握	訪問履歴のない高齢者世帯への実態把握を通じたアウトリーチの実施。	①訪問履歴のない高齢者世帯の実態把握を実施することで、生活困難等の早期の発見と対応に繋げる。 ②実態把握のための地域世帯の訪問について、各町会へのチラシ回覧により、地域住民への周知と理解を図る。	①訪問履歴がない世帯の実態把握：年間50世帯 ②上半期に各町会の回覧板にてチラシを回覧する			
ウ	総合相談	地域の相談機関としての地域住民への周知を図る。	①高杉公民館での地域住民を対象とした講座などのイベント時に出張相談を開設する。 ②センターの住民周知用のポスターを作成し、地域の公共施設や商店等へ設置してもらう。	①毎月1回程度(公民館行事の予定による) ①出張所、公民館、集会所、農協、個人商店へ設置を依頼する			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の利用が必要と判断されるケースについては、申立支援を進める。 ②成年後見制度や任意後見制度に関する知識の啓発。	①弘前圏域権利擁護支援センターと連携しながら申し立て支援を行う。 ②相談者やその家族に対し、必要に応じて制度の説明を行う。	①随時 ②随時			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	対象案件の発生時には介護福祉課と連携して対応する。	要措置と判断される事案が発生した場合には、介護福祉課へ報告、相談のうえ、必要な対応を速やかに行う。	随時			
ウ	高齢者虐待への対応	『弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル』に基づき対応する。	高齢者虐待に関わる事案が発生した場合には、介護福祉課と連携しながら、マニュアルに基づいた対応を速やかに行う。	随時			
エ	困難事例への対応	①対応や支援に必要な職種、機関と連携しながら対応、支援を行う。 ②必要に応じて地域ケア個別会議にて対応を協議する。	①三職種にてケース検討を行い、必要な職種、機関と連携しながら対応をする。 ②地域連携や多職種での連携が必要なケースにおいては、地域ケア個別会議にて事例検討を行う。	①随時 ②随時			
オ	消費者被害の防止	①消費者被害に関する情報収集を行い、その情報を地域へ発信することで被害の未然防止を図る。 ②地域住民等からの消費者被害相談への対応。	①消費者被害に関する情報があれば、町会、民生委員、介護支援専門員等へ情報提供する。 ②消費者被害相談への市民生活センターとの連携した対応。	①随時 ②随時			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	必要な職種が連携しながら個別支援を展開していけるよう、地域での多職種連携ネットワークの構築を進める。	①地域ケア会議への専門多職種の招集。 ②地域ケア会議での介護支援専門員と専門職の交流を通じ、相互の継続的なネットワーク構築を図る。	①地域ケア個別会議(年間予定のもの):5回 ②随時対応(必要時)			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	北部圏域で活動する介護支援専門員が相互に情報交換や相談ができる機会を提供することで、介護支援専門員間のネットワーク強化を図る。	北部圏域ケアマネ会議の開催。	①年間5回(4/21、6/23、8/1、10/20、1/19)			
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員としての業務遂行に必要な知識やスキルの向上に向けた支援体制を整備する。	地域で活動する介護支援専門員を対象とした勉強会や事例検討会の実施。	年間4回(勉強会または事例検討会)			
エ	支援困難事例等への指導・助言	地域で活動する介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することで、課題解決に向けた後方支援を行う。	個別事例に関する相談を受けた場合には、必要に応じて地域ケア個別会議を設定し、多職種、多機関での事例検討の場を設けることで、課題解決と相互のスキルアップを目指す。	地域ケア会議(年間予定以外のもの):随時			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	関係機関との連携	必要に応じて精神科病院や認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームと連携しながら認知症患者への支援を行う。	受診に繋がらないケース等について、各専門機関へ相談、連携しながら支援する。	随時			
イ	認知症の人や家族への支援	①当事者や家族も含めた地域住民への認知症に関する理解や知識の啓発を進める。 ②認知症に関する相談窓口としての地域への周知、認知を図る。	①地域住民に対して、介護や認知症の勉強会に関するアンケート調査を実施し、地域住民の興味関心に沿った勉強会を開催する。 ②高杉公民館のイベント時に出張相談を実施することで、相談窓口としての地域住民への周知、認知を図る。	①アンケート:実施(4月~8月)、集計9月。 勉強会:1月(裾野地区)、2月(船沢地区)、3月(新和地区) ②毎月1回程度(公民館行事の予定による)			
ウ	知識の普及	地域における認知症サポーターの養成。	北部圏域での認知症サポーター養成講座の実施。	年間1回以上(目標値10名以上)			

# 令和 4 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 4 年度計画	R 4 年度計画内容		R 4 年度実績		課題・評価	R 5 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア会議を通じた潜在的な地域課題の抽出。 ②日常業務を通じた地域課題の抽出と把握。	①地域ケア会議への地域関係者(民生委員、町会長など)の出席を推進することで、地域の潜在的な課題抽出にも取り組む。 ②総合相談などで支援対応したケースの整理および分析を行い、地域課題の抽出に繋げる。	①地域ケア個別会議:年間5回、地域ケア推進会議:年間1回(いずれも年間予定のもの) ※他、必要時に開催。 ②随時				

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】

令和3年度の運営状況調査結果

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
1-1. 組織・運営体制								
(1)事業を適切に運営するための体制を構築していますか。(令和3年度実績)								
Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定していますか。							
	1. はい							
	2. 示された方針に沿って事業計画を策定していない	1	1	1	1	1	1	1
	3. 示された方針の内容を理解できなかった							
	4. 市町村から方針が示されていない							
Q11-1	【Q11で「はい」の場合のみ】 令和2年度の事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られていますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回出席していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. 設置されているが、出席しないことがある							
	3. 定期的な連絡会合が設置されていない							
(2)担当圏域の現状・ニーズに応じた取組を行っていますか。								
Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報について、Q14-1の1～7のうち、3つ以上提供を受けていますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点目標を設定していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
(3)職員の確保・育成を図っていますか。								
Q16	3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)について、必要数を配置していますか。(令和4年4月末時点)							
	1. 3職種とも、「準ずる者」を除いた状態で必要数を配置できている	1	1	1	1	2	1	1
	2. いいえ							
Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されていますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
(4)利用者が相談しやすい相談体制を構築できていますか。(令和3年度実績)								
Q19	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。							
	1. 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、周知している	1	1	1	1	1	1	1
	2. 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置しているが、周知していない							
Q20	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。							
	1. 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、周知している	1	1	1	1	1	1	1
	2. 平日以外の窓口(連絡先)を設置しているが、周知していない							
Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っていますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
1-2. 個人情報の保護(令和3年度実績)								
(1)個人情報保護を徹底していますか。								
Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備していますか。							
	1. 方針に従って、整備している	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q23	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q24	個人情報の保護に関する責任者(常勤)を配置していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っていますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
1-3. 利用者満足の向上(令和3年度実績)								
(1)利用者の満足度向上のために、相談・苦情対応体制を整備していますか。								
Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられていますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
(2)安心して相談できるよう、プライバシーの確保を図っていますか。								
Q28	相談者のプライバシーの確保に関する市町村の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
<b>2-1. 総合相談支援(令和3年度実績)</b>								
(1)地域における関係機関・関係者のネットワークを構築していますか。								
Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
(2)相談事例の解決のために、必要な対応を行っていますか。								
Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q32	前年度1年間の相談件数を市町村に報告していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q33	前年度1年間に、相談事例解決のために市町村へ支援を要請し、その要請に対し市町村から支援がありましたか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
(3)総合相談支援の中で、家族介護者や複合的な課題を持つ世帯等への支援を推進していますか。								
Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q35	介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っていますか。あてはまるものに「1」を入力(いくつでも選択) 1. 市町村や他分野の相談機関と協議しつつ、対応している 2. 相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容を把握するようにしている 3. その他 4. 特に対応していない	1	1	1	1	1	1	1
				1	1			1
<b>2-2. 権利擁護(令和3年度実績)</b>								
(1)成年後見制度の活用を図るための取組を行っていますか。								
Q36	成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準が、市町村から共有されていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q37	前年度1年間に、成年後見制度の市町村長申立て及び本人・親族申立ての支援を行った事例は何件ですか。(実数)	14	3	12	2	8	4	2
(2)高齢者虐待に対して迅速に対応していますか。								
Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1



評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(3)消費者被害の防止の取組を行っていますか。								
Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応していますか。	1	2	1	2	2	2	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
2-3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援(令和3年度実績)								
(1)介護支援専門員を支援するための体制が構築できていますか。								
Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会の開催計画(令和4年度分)を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催していますか。	1	1	2	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(2)介護支援専門員に対して効果的な相談対応を行っていますか。								
Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握していますか。(経年的とは概ね3年程度)	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
<b>2-4. 地域ケア会議(令和3年度実績)</b>								
(1)個別課題や地域課題の解決のために、関係者との連携の下で地域ケア会議を開催していますか。								
Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されていますか。(令和4年4月末時点)	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q50	センターの主催の地域ケア会議において、個別事例について検討していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q51	センターの主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q52	センターの主催により、地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ、地域課題を検討する地域ケア会議を開催していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(2)個別事例や地域課題の解決のために、地域ケア会議を活用していますか。								
Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重症化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
<b>2-5. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援(令和3年度実績)</b>								
(1)自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント等を行っていますか。								
Q58	自立支援・重症化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがありますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(2)介護予防ケアマネジメント等の委託を適正に行っていますか。								
Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
<b>3-1. 在宅医療・介護連携(令和3年度実績)</b>								
(1)在宅医療・介護連携の推進に向けた取組を行っていますか。								
Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会に参加していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
<b>3-2. 認知症高齢者支援(令和3年度実績)</b>								
(1)認知症高齢者を支援するための取組を行っていますか。								
Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っていますか。	2	1	2	2	2	2	1
	1. はい							
	2. いいえ							
<b>3-3. 生活支援体制整備(令和3年度実績)</b>								
(1)生活支援コーディネーターや協議体と連携した取組を行っていますか。								
Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							

# 令和3年度に把握した地域課題・取組方針(令和3年度実績報告書より)

	地域の実態	地域課題	地域での対応方針	市、関係団体への提言	市レベルの地域課題と市での取組み方針
第一包括	<p>①近年災害が多く発生しているが、地域状況や具体的な避難行動の仕方など防災についての知識が不足しており、支援者として利用者を守るか不安が大きいとの声がある。</p> <p>②認知症高齢者の対応について理解が不足しているため、外出リスク(感染症や交通事故、帰宅できないなど)を恐れ、外出の機会が減少し「閉じこもり」の高齢者が増えている。</p> <p>③認知症高齢者の意向確認が困難な場合が多く、支援者は苦悩している。</p> <p>④地域と接点がなく孤立化し、家族全体で複合的な問題を抱えている世帯(8050)について、家族やCMが相談窓口が分からず、早期の相談が出来ないことで問題が深刻化している。</p> <p>⑤高齢者が認知症などで、入院や施設入所した場合ペットの後見についての意思確認が困難である。また、正しい判断ができず、多頭飼育状態に陥り近隣住民から苦情が出ている。</p>	<p>①要支援者の把握や具体的な避難方法、支援者の役割などが明確化されていない。</p> <p>②認知症高齢者に対する地域住民主体の見守り体制が不十分である。</p> <p>③認知症高齢者が、自らの意向を伝える機会を逃している場合が多い。</p> <p>④複合的な問題を抱えている世帯(8050)についての対応窓口が設置されていない。</p> <p>⑤高齢者がペットの後見に関する意思決定の支援システムが不十分であり、緊急時高齢者が意思表示できる環境も十分ではない。</p>	<p>①支援者が地域の状況を把握し、地域防災についての知識を得る。また、町会単位で開催している避難訓練等に参加し、支援者としての役割を知る。</p> <p>②地域住民主体の見守り体制を構築する。</p> <p>③高齢者が終活について考える機会を提供する。</p> <p>④複合的な問題を抱えている世帯(8050)の対応窓口の設置を政策提言として行政に届ける。</p> <p>⑤本人の思いに寄り添いながら、飼育状況について包括作成のチェックリスト等を活用しアセスメントし対応する。また、「これからノート」などを活用し意思決定を支援し、必要時SOSカード等を活用し緊急時に意思表示できるように工夫する。</p>	<p>①複合的な問題を抱えている世帯(8050等)の対応窓口の設置 →課題① 《要望》</p> <p>①高齢者へ敬老会などのイベント時に防災資料を配布し防災についての啓発を促進する。 →要望①</p> <p>②地域の状況把握のためにご近所マップを作成したり、災害ボランティアの育成を推進する。 →要望①</p> <p>③動物愛護団体の名簿を作成し公表し、避妊去勢への助成制度を充実していただきたい。 →要望②</p> <p>④医師会に、安心カードにペット関連の項目を追加していただけるよう要望していただきたい。 →要望③</p>	<p><b>【市レベルの課題】</b></p> <p>①複合的・重層的な課題に対する相談支援体制の強化(H31年度からの継続課題)</p> <p>②医療介護連携(令和3年度からの継続課題)</p> <p>③多様な社会資源の開発(H31年度からの継続課題)</p> <p>④一人暮らしや身元保証人等がない高齢者への支援体制が不十分(H30年度からの継続課題)</p> <p><b>【市への要望】</b></p> <p>①防災についての啓発促進、地域の状況把握のため、マップ作成や災害ボランティアの育成</p> <p>②入院や施設入所に伴うペットの一時預かりや引き取り等制度の周知や構築及び動物保護団体の名簿作成や公表</p> <p>③安心カードにペット関連項目を追加</p> <p>④市民や関係機関へ高齢者虐待に関する情報や地域包括支援センターの周知</p> <p>⑤民生委員への支援の強化</p> <p>⑥居場所作りを支援するため、無償または安価で借りられる場所をリスト化</p>
第二包括	<p>・介護者が1人で課題を抱え介護負担が過重になっている事がある。</p> <p>・サービスを拒否する利用者に対する支援が困難である。</p> <p>・世帯で課題を抱えている対象に対して、世帯全体を支援する窓口がない。</p> <p>・本人、家族のニーズに適した施設を選ぶことが難しい。介護支援専門員の社会資源に関する情報が不足している。</p> <p>・身体機能、環境により活動範囲が狭くなっている。</p>	<p>・地域でのつながりが希薄になってしまっている。</p> <p>・自己放棄、自己放任になってしまっている。</p> <p>・世帯で課題を抱えている対象に対して、世帯全体を支援する窓口がない。</p> <p>・自身が必要とするサービスがわからない。サービスに対する周知、把握が必要。</p> <p>・各年代ごとに自身が課題を把握し対応していく必要がある。</p>	<p>・問題の早期発見、対応、支援者が単独で抱え込んでしまわないように横のつながりの強化を図る。</p> <p>・地域や関係機関へ包括支援センターの役割について周知を図りながら顔の見える関係づくりをしていく。</p> <p>・自分らしい暮らしを続けることが出来るように各年代ごとに取り組むことを周知する。</p>	<p>・重層的な課題を抱える家族等(高齢・障害・児童)への総合的な支援が必要。 →課題①</p> <p>・身元保証人がいなくても入院中の支援や施設入所ができる仕組みづくりが必要。 →課題④</p>	<p>①成年後見制度等の対象とならず、かつ身元保証人がいない方への施設入所ができる仕組みづくり →課題④</p> <p>②ひきこもりの方やその家族への相談支援窓口の明確化 →課題①</p> <p>③独居の認知症高齢者が在宅で生活を継続するための仕組みづくり →課題③</p> <p>④病院受診や外出支援等の支援体制の構築 →課題③</p> <p>⑤高齢者のペットの多頭飼育、入院や施設入所に伴うペットの一時預かりや引き取りに対する仕組みの構築 →要望②</p>
第三包括	<p>①在宅生活をする上で、介護保険では対応しきれない部分を支援してくれる有償ボランティア等の情報が不足している。</p> <p>②認知症や精神疾患、貧困等の複合的な課題を抱えた8050問題では支援困難傾向となっている</p> <p>③地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが、役割や事業内容が見えにくいとの声がある</p>	<p>①在宅生活を支援するボランティア等社会資源の情報が必要であり、介護支援専門員や地域住民等の支援者にとって十分ではない</p> <p>②認知症等の精神疾患への理解や高齢者虐待に対する認識不足がある。複合的な課題を持つ世帯に対して、適切な医療機関や支援機関等に結び付いていない</p> <p>③センターの活動が地域住民に見えにくいため、広報が必要である</p>	<p>①ボランティア等の社会資源について、介護支援専門員等の支援者が効果的に活用できるようにする</p> <p>②認知症についての普及啓発、高齢者虐待防止の啓発。8050問題での若年層への対応は、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する</p> <p>③広報紙を作成しセンターの活動を具体的に紹介することで、住民の理解が向上する</p>	<p>①成年後見制度等の対象とならず、かつ身元保証人がいない方への施設入所ができる仕組みづくり →課題④</p> <p>②ひきこもりの方やその家族への相談支援窓口の明確化 →課題①</p> <p>③独居の認知症高齢者が在宅で生活を継続するための仕組みづくり →課題③</p> <p>④病院受診や外出支援等の支援体制の構築 →課題③</p> <p>⑤高齢者のペットの多頭飼育、入院や施設入所に伴うペットの一時預かりや引き取りに対する仕組みの構築 →要望②</p>	<p>①成年後見制度等の対象とならず、かつ身元保証人がいない方への施設入所ができる仕組みづくり →課題④</p> <p>②ひきこもりの方やその家族への相談支援窓口の明確化 →課題①</p> <p>③独居の認知症高齢者が在宅で生活を継続するための仕組みづくり →課題③</p> <p>④病院受診や外出支援等の支援体制の構築 →課題③</p> <p>⑤高齢者のペットの多頭飼育、入院や施設入所に伴うペットの一時預かりや引き取りに対する仕組みの構築 →要望②</p>

	地域の実態	地域課題	地域での対応方針	市、関係団体への提言	市レベルの地域課題と市での取り組み方針
東部包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・リハビリ・福祉それぞれの専門職が抱えている課題に対し、他職種からの助言や提案を得る機会が乏しい。相互理解の不足、ネットワークの強化が求められている。</li> <li>自ら支援を求めることができない方や世帯の課題が顕在化した際、複雑化・複合化していることがみられ、課題解決が困難となりやすい。</li> <li>高齢者を含む世帯の家族自身の課題(障害、貧困、債務など)に対し、関わる支援者の経験や力量によるところが大きく困難を感じやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・リハビリ・福祉それぞれの専門性の理解が不十分であり効果的な連携が難しい。</li> <li>支援が必要な世帯ほど(認知症高齢者世帯や重層的・複合的課題世帯など)早期発見・早期介入が難しい。</li> <li>重層的・複合的な課題(家族自身の課題)を抱えている世帯に対し、世帯全体のマネジメントを支援する窓口がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・リハビリ・福祉専門職の相互理解、ネットワークの強化を図る必要がある。</li> <li>地域住民や地域の企業、関係機関に対し対象世帯発見の気づきを促し、支援機関へつなぐことで早期発見・早期介入を目指す。</li> <li>重層的・複合的な課題を抱えている世帯に対し、事例や研修会を通じて理解を深め、ネットワークを強化することで対応力強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・リハビリ・福祉連携の在り方について具体的なモデルケースを紹介し、支援者の対応力強化を図ることが必要。 →課題②</li> <li>医療・リハビリ・福祉専門職からの相談に応じ、他の専門職へつなぐ為の窓口、または一覧化し示すことが必要。 →課題②</li> <li>市民に対し対象世帯の気づき・発見から支援機関へ繋ぐ課程を具体的に示すことで早期発見の機会を増やす必要がある。市民の通報に伴う心理的負担感を軽減することも必要。 →要望④</li> <li>市民に対し高齢者虐待(セルフネグレクトを含む)について理解していただく必要がある。 →要望④</li> <li>重層的・複合的な課題を抱える世帯に対し、世帯全体のマネジメントを支援する窓口の設置が必要。 →課題①</li> </ul>	
西部包括	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 西部圏域介護支援専門員から、介護保険外の社会資源情報が乏しく、本人、家族への提案に困っている意見が出された。</li> <li>2) 介護保険新規申請で要介護で結果が出る割合が全体の6割を超えている。また、同居の子供が認知症の進行に気付かず、重症化しているケースがある。</li> <li>3) 介護に理解が無いことで、家族内で特定の人に介護が集中し、負担が大きくなっている。</li> <li>4) 集いの場、サークルなどコロナ感染拡大で中止となっている。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 社会資源マップが上手く活用されていない。</li> <li>2) 認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。</li> <li>3) 介護負担が大きくなることで、虐待等に繋がる危険性がある。</li> <li>4) 自宅に閉じこもることで高齢者の状態が把握できない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 社会資源マップの見直しで情報を追加し、実用可能なものにしていく。</li> <li>2) 認知症サポーター養成講座・たぐいまサポートの周知活動の推進。(学校、企業、町内会等)</li> <li>3) パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等)また、民生委員、町会長との連携を強化し、虐待や認知症についての啓発活動を行う。</li> <li>4) 実態把握強化</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員の負担が大きく、なり手がいない。新しい民生委員への負担が増す可能性がある。現民生委員から新民生委員への引き継ぎ方の仕組みづくりが必要との意見が聞かれた。 →要望⑤</li> </ul>	
南部包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>身寄りのない独居高齢者が増え、認知症の高齢者を把握することが困難。</li> <li>認知症の人がいても、どこに相談すれば良いのか分からないと言う声がある。</li> <li>キーパーソン不在の高齢者が増えて、医療同意や保証人問題、金銭管理について、医療、福祉関係者が苦慮している。</li> <li>障害を持った家族や認知症の高齢夫婦等、問題を複数抱えているケースが増えている。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 認知症の理解が不十分のため、重度化してからの相談が多く、相談窓口の周知を図る必要がある。</li> <li>② 地域との関りが薄く孤立している高齢者が多いため、地域で見守り体制を整える必要がある。</li> <li>③ キーパーソン不在で問題を多く抱える高齢者が多く、支援体制を整える必要がある。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域住民等に、民生委員や地域包括支援センター、病院や薬局など、認知症について相談できる窓口の周知を図る。</li> <li>② 認知症カフェ、ふれあいの居場所などの社会資源をPRする。</li> <li>③ 関係機関で情報共有し、定期訪問など役割分担できる体制を整える。</li> <li>④ 関係機関が集まり、キーパーソン不在の高齢者の保証人問題、金銭管理などについて意見交換する。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員の活動を市が支援する →要望⑤</li> <li>ボランティアの活動を市が支援する。 →課題③</li> <li>支援に繋がらない高齢者の保証人や金銭管理ができるシステムを作る。 →課題④</li> <li>居場所作りを支援するため、無償または安価で借りられる場所をリスト化する。 →要望⑥</li> </ul>	
北部包括	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会資源に乏しく、公共交通機関による移動も困難な地域である。</li> <li>② 農村地域であり、収入が老齢基礎年金のみの低所得者層にある高齢者世帯が多い。</li> <li>③ 高齢者同士の近隣交流はあるが、若い世代間の近隣交流は希薄になってきている。</li> <li>④ 介護や認知症に関する地域住民の理解や知識が薄い。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 独居を含む高齢者世帯においては、上記の地域実態①及び②により、受診や外出、社会参加が制限されることで引きこもりを招き、フレイルを引き起こす大きな要因となっている。</li> <li>2. 地域コミュニティから孤立している高齢者の地域における見守りや互助が脆弱である。</li> <li>3. 地域住民の介護予防に対する意識が低い。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 未把握の高齢者世帯へのアウトリーチを行い、必要に応じて医療職やリハビリテーション専門職等と連携したアセスメントや支援を提供できる体制基盤を整備する。</li> <li>2. 各地区の民生委員や町会との情報共有を円滑にできる体制整備を目指し、民生委員、町会長、地域包括支援センターの三者で情報交換する機会を設けることでネットワーク強化を図る。</li> <li>3. 地域住民へのアンケートを実施し、興味関心に沿った介護予防に向けた講習会を実施することで、地域住民の介護予防に向けた理解と啓発を進める。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス路線なども次々と縮小、廃止となっているが、代替えとしての乗合タクシーで対応されていない地区(十腰内、十面沢)もある。また、低所得者層にある高齢者が多いことから、移動手段の不便さと相まって、受診控えの状況なども見られる。移動に関する社会資源が乏しい状況から、買い物や社会参加なども制約を受けている高齢者世帯も多く、特に十腰内や十面沢地区においては、経済的な面も含めた使い勝手の良い移動手段の整備が必要であると考え。また、フレイル状態もしくはフレイルに近い状態となっている高齢者も増加傾向にあり、リハビリテーション専門職や医療職と連携してアセスメントや支援ができる体制整備に向けた事業の推進も必要と考える。 →課題②、③</li> </ul>	

令和3年度に把握した地域課題に対する市の取組状況

地域課題・要望	担当課	取組状況		対応できない場合の理由
		現在取り組んでいるもの	今後取り組み予定のもの	
<b>【地域課題①】</b> 複合的・重層的な課題に対する相談支援体制の強化(平成31年度からの継続課題) ・複合的・重層的な問題を抱えている家族(8050問題、障がい、児童、引きこもり等)の対応窓口の設置や支援の充実。	福祉総務課 総務係	社会福祉法の改正により、市町村においては多機関の協働による包括的支援体制の構築など、複合化・複雑化した課題に対応するため、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートしながら、包括的・総合的な相談体制をチームとして行う重層的支援体制の構築が求められています。市では、引き続き国の動向や先行自治体の状況を情報収集するとともに関係機関との連携により、早期事業化を進めてまいります。	左記の取り組みを踏まえ、相談機能を有する関係課及び庁外の関係機関と連携を図りながら、事業実施に向けより具体的な検討を進めることとしています。	
	生活福祉課 就労自立支援室	○訪問相談推進事業 アウトリーチ支援員が多様な相談にきめ細かく応じ、ひきこもりの状態にある本人の自立に向けた支援を実施しています。	必要に応じて各種機関等への同行支援を行っています。また、自立相談支援事業、就労準備支援事業等を活用し、自立につなげていきます。	制度上、生活保護世帯に係る支援は対応不可となっております。
	生活福祉課	生活保護世帯には、担当CWによる訪問や関係機関と連携しながら様々な支援を行っています。		
	障がい福祉課 障がい者医療・給付係	・個別訪問の実施(相談支援事業所に同行依頼) ・健康増進課、保健所での相談受付 ・高齢者虐待ケースの場合は、虐待している養護者に精神疾患が疑われる場合、情報提供しています。	高齢者虐待のケースについては、必要に応じて訪問時同行しています。	アウトリーチにおける受診支援は、家族からの依頼がなければ、健康増進課及び保健所共にできない。
	子ども家庭課 子育て相談係	子どもをとりまく福祉の向上を図ることを目的に、令和4年4月1日付で子ども家庭課に子ども家庭総合支援拠点(以下「拠点」と言う)を設置した。拠点の業務内容は子ども家庭支援全般に係ること等であり、一つの相談ごとに対し複数の職員がチームで対応し、関係機関との連携調整を行うものであることから、支援対象家庭における複合的・重層的な課題に対する相談支援体制の強化が図られている。	なし	
介護福祉課 高齢福祉係、自立・包括支援係	・単身高齢者や家庭環境に問題を抱えて生活が困難な高齢者等の相談については、生活状況の改善や新たな住居の確保のために、養護老人ホームへの入所措置や在宅高齢者短期入所事業、生活支援ハウスなどの紹介を行っています。(高齢福祉係) ・困難事案や高齢者虐待事案については、地域包括支援センターと情報を共有し対応を検討したり、関係機関(担当部署)を紹介するなど、地域包括支援センターの後方支援をおこなっている。(自立・包括支援係)			
<b>【地域課題②】</b> 医療介護連携(令和3年度からの継続) ・医療、介護の専門職の在り方について、具体的なモデルケースを紹介し、支援者側の対応力を強化させる ・医療、介護の専門職がほかの専門職へ相談をつなぐための窓口の設置、相談先を一覧化する	介護福祉課 自立・包括支援係	医療介護連携については、医療と介護職の相互理解や効果的な連携に向けた多職種研修会を開催しておりますが、現状では新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により十分な開催に至っておりません。	医療と介護連携がスムーズにできる仕組みづくりに向け、相互の窓口の明確化、相互に相談しやすい関係づくり、求められる役割の共有等についての意見交換や研修の機会をもてるようにしていきます。	
<b>【地域課題③】</b> 多様な社会資源の開発(平成31年度からの継続課題) ・病院受診や外出支援(買い物、社会参加等)の体制の構築 ・独居の認知症高齢者が在宅で生活を継続するための仕組みづくり	福祉総務課 総務係	社会福祉法の改正により、市町村においては多機関の協働による包括的支援体制の構築など、複合化・複雑化した課題に対応するため、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートしながら、包括的・総合的な相談体制をチームとして行う重層的支援体制の構築が求められています。市では、引き続き国の動向や先行自治体の状況を情報収集するとともに関係機関との連携により、早期事業化を進めてまいります。	左記の取り組みを踏まえ、相談機能を有する関係課及び庁外の関係機関と連携を図りながら、事業実施に向けより具体的な検討を進めることとしています。	
	地域交通課 交通政策係	当課では70才以上の高齢者500名を対象とした「お出かけシニアバス」の事業を行っており、市内を走る路線バスや乗合タクシー、弘南鉄道大鰐線全区間の運賃を軽減する取り組みを行っています。乗合タクシーが走る地区は、バス路線が廃止された地区も含まれており、高齢者にとって重要な移動手段となっております。当課では「お出かけシニアバス」の効果により、高齢者の方が乗合タクシーを利用しやすいものになっていると考えております。	市と交通事業者が連携し、利便性がさらに向上するようバス路線の見直しや駅や病院などの主要施設へのアクセス向上等に取り組んでいきたいと考えています。また、高齢者の運転免許証自主返納による移動を支援するため、「お出かけシニアバス」の定員の利用拡充について交通事業者と検討していきたいと考えております。	
	商工労政課 商業振興係	・当課としては、現在、買い物弱者対策の取組みは実施しておりません。 ・セブンイレブンが市内で移動販売車を2台稼働中とのこと。 ・イトーヨーカドー弘前店が令和4年度から移動型スーパー「とくし丸」の市内での運用を開始しました。	取組みは予定していません。	民間事業者による取組みが実施されているため。
	市民協働課 ひろさきボランティアセンター	・本年4月からボランティア活動希望者の登録制度を開始しており、ボランティアをしてほしい施設等からの依頼があった場合には、登録者とのコーディネートや、ボランティアできる人の掘り起しを行っています。 ・ボランティアをテーマに出前講座を実施しています。(インフォーマルサービスとしてのボランティアの活用など、要望に応じた内容に対応します)	ボランティア登録者及び一般の人を対象にした講座において、身近に取り組めるボランティア活動を紹介し、地域課題解決のためのボランティア活動への参加を促していきます。	
	介護福祉課 高齢福祉係、介護事業係	【高齢福祉係】 ○見守りについて 高齢者等の見守りを目的とした「安心安全見守りネットワーク事業」の実施により、地域による「見守り」が意識付けられることで、地域住民同士の共助・互助における「助け合い」の機能が高まり、独居高齢者の孤立死を未然に防ぐことにも繋がります。	【高齢福祉係】 ○見守りについて 今後、「安心安全見守りネットワーク事業」の協定事業者(現在51)を増やしていくことにより、地域における「助け合い」の機能をさらに強化し、孤立死の件数減少を目指します。	【介護事業係】 ○介護保険では対応できない社会資源の開発について 介護事業係が所管している「福祉有償運送」は、NPO法人等が主体となり、単独で公共交通機関を利用できない身体障がい者等を対象に、ドアtoドアの個別輸送を行うものです。利用者が限られており、また、本事業の対価は近隣のタクシー運賃の1/3を目安とされていることから、新規事業参入を図る事業者はなかなかいない状況であります。

令和3年度に把握した地域課題に対する市の取組状況

地域課題・要望	担当課	取組状況		対応できない場合の理由
		現在取り組んでいるもの	今後取り組み予定のもの	
<p>【地域課題④】 一人暮らしや身元保証人等がない高齢者への支援体制が不十分(平成30年度からの継続課題) ・成年後見制度等の対象とならず、身元保証人がいない方への入院中の支援や施設入所ができる仕組みづくり ・支援に繋がらない高齢者の保証人や金銭管理ができるシステムを作る</p>	福祉総務課 総務係	<p>令和2年4月から、弘前圏域8市町村による「弘前圏域権利擁護支援センター」を設置運営し、成年後見制度を含めた権利擁護に関する体制を強化しております。 その一環として市民後見人を隔年で養成し、令和2年度には30人が養成講座を修了しております。 制度利用にあたって、身寄りがない等の理由により申立てする方がいない場合は、首長が申し立てを行う「市長申立」により対応しておりますが、市長申立にあたっては、本人の状況を的確に把握する必要があり、親族調査等を行うため、成年後見人等が決まるまでには標準的に数か月を要します。 日常生活支援事業は、社会福祉協議会で実施しているもので、判断能力が残存している方を対象としており、調査等により一定の期間を要します。</p>	<p>令和4年度には市民後見人を15人程度養成を行う予定で、引き続き制度とそれを支える人材の育成に努めていきます。</p>	
<p>【市への要望①】 防災についての啓発促進、地域の状況把握のため、マップ作成や災害ボランティアの育成</p>	防災課 防災係	<p>既存防災マップの活用法についての出前講座や防災教育を実施し、防災への啓発促進に取り組むほか、地域防災力の強化を目的に、地域防災の推進役を担う防災マイスターや自主防災組織の育成・支援にかかる事業を実施しています。</p>	<p>これまでの取組みを推進し、住民の安心・安全確保のため、関係機関との連携強化に努めます。 また、要支援者に係る個別避難計画の策定が進めば、より地域防災力の強化に繋がるものと考えており、今後関係課と連携しながら計画の策定率向上を目指します。</p>	
	福祉総務課 総務係	<p>市では令和3年9月に、市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置に係る協定を締結し、災害発生後の様々なボランティアニーズに対応することとしております。</p>	<p>現在、災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成しておりますが、今後も他自治体の事例などを参考に、対応も含め随時見直しすることとしております。 また、災害ボランティアの育成についても、今後、市社会福祉協議会との連携において育成し、活動に係る人員の確保に努めてまいります。</p>	
	市民協働課 ひろさきボランティアセンター	<p>弘前市社会福祉協議会が行っている災害ボランティアの事前登録を、ひろさきボランティアセンターでも受付できるようにし、災害ボランティアの登録手続きの利便性の向上を図っています。</p>	<p>市民の災害ボランティアへの理解を深めてもらうため、今年度、災害ボランティアに関する講座を2回開催します。(第1回目は7月30日開催)</p>	
<p>【市への要望②】 入院や施設入所に伴うペットの一時預かりや引き取り等制度の周知や構築及び動物保護団体の名簿作成や公表</p>	環境課 環境保全係			<p>ペットの預かり日数が確定しているのであれば、業として一時預かりを実施しているペットホテル等を活用することが飼養者としての責任であると思われる。 無期限での預かり及び引き取り制度はなく、今後も、予算、スペース及びペットに問題(病気やケガの発生、他人をケガさせてしまった場合等)が発生した際の責任の所在等の課題から、新たに制度を構築することはかなり難しい。 また、動物愛護団体は一時預かり及び引き取りを目的としている団体ではなく、あくまでも慈善活動をしている団体であるため、情報を公開することにより、動物愛護団体への負担の増加が容易に想像できることから、名簿の作成及び公表について行う予定はない。 飼い主の緊急時の判断についても、健康でいるうちに、万が一の際にどうするかを決めておくことで、意思決定についての問題は解消できるものと考えている。</p>
<p>【市への要望③】 安心カードにペット関連項目を追加</p>	介護福祉課 自立・包括支援係 高齢福祉係			<p>安心カードは、緊急時の医療提供に関し、必要な情報を得るためのものであり、ペット関連の項目を盛り込むことはなじまないと思われる。市作成のエンディングノートには、ペット関連の項目があるので、エンディングノートを活用していただきたい。</p>
<p>【市への要望④】 市民や関係機関へ高齢者虐待、認知症に関する情報や地域包括支援センターにおける業務内容の周知</p>	介護福祉課 自立・包括支援係	<p>地域包括支援センターの業務内容を含むチラシを関係機関へ送付し、市民へ情報提供を依頼しております。必要に応じて、市民に対して窓口配布も行っています。 認知症に関する情報については、認知症ガイドブックを用いて、説明やガイドブックの配布によって周知を図っています。</p>		
<p>【市への要望⑤】 民生委員への支援の強化</p>	福祉総務課 総務係	<p>市では、県を通じて国に対し、活動費をはじめ、制度の在り方など様々な支援を強化するよう要望するとともに、活動に係る経済的負担を軽減させることを目的に、市独自で活動費を加算しております。</p>	<p>民生委員制度の支援の在り方については、引き続き、様々な方法で国などに要望していくこととしております。 また、重層的支援体制においても、福祉分野のみならずまちづくりなど、多様な主体による地域活動の展開が求められていることから、民生委員の活動に対する支援について、地域福祉計画等において一体的に検討してまいります。</p>	
<p>【市への要望⑥】 居場所作りを支援するため、無償または安価で借りられる場所をリスト化する。</p>	介護福祉課 自立・包括支援係	<p>市ホームページには、実際に活動している場所や内容を掲載しています。また、ふれあい居場所作りに関するチラシも配布し周知を図っています。</p>	<p>無償または安価で借りられる場所のリスト化について実施の予定はない。</p>	

## 地域包括支援センターの見直しについて

### 1 これまでの経緯

平成18年度からの第3期介護保険事業計画において、市の行政区域を7つに分け、日常生活圏域を設定し圏域ごとに地域包括支援センターを設置している。

地域包括支援センターの運営は、平成19年4月から委託により実施することとして、プロポーザルにより委託先を選定している。

委託先として選定する期間については、第3期介護保険事業計画の平成19年度から平成20年度までの2ヶ年とし、以降の第4期から第8期は3ヶ年としている。

委託方針については、弘前市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」）に委託の方針を諮りその意見に基づいて、委託方針（委託先）を決定しており、これまでは第3期にプロポーザルで選定した7つの社会福祉法人等に継続委託している。

### 2 第9期介護保険事業計画に向けた対応について

第9期介護保険事業計画は令和6年度から始まるが、予算編成スケジュールと同調する必要があることから令和5年度の中旬には委託方針を決める必要がある。

前回の委託方針等は、令和元年度に方針を決めている。

#### 【検討項目】

第8期介護保険事業計画策定の際は、圏域を7圏域のままとし、職員体制の強化を図ることについて検討。

検討の結果、7圏域のままとするが、高齢者人口の格差を是正するため、日常生活圏域を見直し、南部圏域の石川中学校区を東部圏域へ、相馬中学校区を西部圏域に変更、高齢者人口が増加した東部包括の職員を2名、圏域変更はないが高齢者人口が多い第一包括と第三包括の職員を各1名、合計4名の職員を増員し対応することとした。

#### 【課題】

8050問題や、高齢者虐待などの権利擁護に関すること、さらには経済状況に関することなど様々な問題を抱えた世帯が増えていることから、1件当たりの対応時間が増加し、業務量が増加している状況にある。

第9期に向けては、第8期の検討結果を尊重しつつも、包括支援センターの業務量が増大していることもあり、迅速に適切な体制の構築に向けて検討が必要と認識している。

### 3 今後のスケジュール等（案）について

第9期介護保険事業計画策定に当たっては、第8期介護保険事業計画策定の際と同様に運営協議会を1回増やして協議することとしたい。

#### ○運営協議会の開催予定

令和4年11月	第2回運営協議会	事務局から見直し案を提示
令和5年1月	第3回運営協議会	見直し案について協議し、決定



◆圏域の状況

2022年3月末現在の状況

圏域	高齢者人口 (2022.3)	特養・老健	訪問看護	在宅介護支援センター	2019年3月との比較	
					訪看	特養・老健・在介
第一包括	8,173人	2ヶ所	9ヶ所	2ヶ所	+1ヶ所	—
第二包括	6,555人	3ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	—	-1ヶ所
第三包括	10,285人	5ヶ所	4ヶ所	2ヶ所	+1ヶ所	—
東部包括	8,757人	3ヶ所	9ヶ所	2ヶ所	+2ヶ所	+2ヶ所
西部包括	5,273人	3ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	+1ヶ所	+2ヶ所
南部包括	10,248人	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	-1ヶ所	-4ヶ所
北部包括	5,086人	3ヶ所	0ヶ所	4ヶ所	—	—

2019年3月末現在の状況

圏域	高齢者人口 (2019.3)	特養・老健	訪問看護	在宅介護支援センター
第一包括	7,940人	2ヶ所	8ヶ所	2ヶ所
第二包括	6,495人	4ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
第三包括	10,289人	5ヶ所	3ヶ所	2ヶ所
東部包括	6,921人	2ヶ所	7ヶ所	1ヶ所
西部包括	4,189人	2ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
南部包括	13,002人	3ヶ所	2ヶ所	3ヶ所
北部包括	5,146人	3ヶ所	0ヶ所	4ヶ所

◆人口推計

弘前市総合計画における人口の推計(2019年3月)

(単位:人)

区分	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
総人口	177,411	169,672	160,705	151,287	141,559
高齢者人口	51,830	54,655	55,049	54,954	53,898
前期高齢者	25,229	26,275	23,377	21,910	20,819
後期高齢者	26,601	28,380	31,672	33,044	33,079
高齢化率	29.2	32.2	34.3	36.3	38.1

## 弘前市地域包括支援センターの業務

業務内容	開始年度
包括的支援事業	
①第1号介護予防支援事業	
②総合相談支援業務	
地域におけるネットワーク構築 実態把握 総合相談	
③権利擁護業務	
成年後見制度の活用促進 老人福祉施設等への措置の支援 高齢者虐待への対応 困難事例への対応 消費者被害の防止	平成19年度
④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
包括的・継続的なケア体制の構築 地域における介護支援専門員のネットワークの活用 日常的個別指導・相談 支援困難事例等への指導・助言	
包括的支援事業(社会保障充実分)	
①認知症総合支援に関する業務	
関係機関との連携 認知症高齢者や家族への支援 知識の普及	平成29年度
②地域ケア会議推進に関する業務	
多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実 地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築	
多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	平成29年度
市が実施する高齢者の保健・福祉・医療等各種事業の趣旨の普及啓発及び代理申請事務	平成19年度
地域包括支援センター協力機関(ブランチ)の老人介護支援センターとの連携業務	平成19年度
指定介護予防支援業務	平成19年度

## 令和3年度 地域密着型サービス審査部会実施報告

「令和3年度第1回弘前市地域包括支援センター運営協議会」（令和3年10月28日開催）において、第8期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画にて整備することとしている地域密着型サービスの整備事業者選定を目的に、本協議会運営規則第5条に基づく部会の設置について承認をいただきました。

令和3年度における部会の活動について、以下のとおり、報告いたします。

### 【経過等】

○令和3年12月7日

地域密着型サービス審査部会運営要領（令和3年11月25日施行）に基づき、地域密着型サービス審査部会の委員6名について、協議会会長より指名していただく。

○令和3年12月27日

令和3年度第1回地域密着型サービス審査部会を開催し、事務局による一次審査の結果を確認していただいた。（全事業者が一次審査を通過）

○令和4年1月28日

令和3年度第2回地域密着型サービス審査部会を開催し、一次審査を通過した事業者によるプレゼンテーションを実施した。また、その内容について、部会委員による二次審査を実施し、その結果、応募があった3事業者の中から2事業者を選定した。

### ※地域密着型サービス整備に係る公募の状況

区分	公募したサービス	整備予定 施設等の数	応募事業者
令和3年度地域 密着型サービス の公募状況	地域密着型介護老人福祉施設	2	3
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1	0

※看護小規模多機能型居宅介護事業所について、1事業所を整備することとしているが、令和3年度において応募事業者がなかった。

### 【今後について】

応募がなかった看護小規模多機能型居宅介護事業所（1事業所）について、令和4年度に再度公募を行っており、応募事業者があった場合、今年度も部会を開催（※）する予定としている。

※部会を開催する場合は、令和4年11月を予定。

以上

## 令和3年度 保健部会実施報告

### 1 弘前市の健康課題と実態について情報共有、意見交換

○青森県の死亡実態から弘前市の実態を見る。 …資料1

- ・早世死亡(65歳未満) 男性12.0%県内 26位 女性 6.6%県内 15位
- ・標準化死亡比(SMR) 脳出血 男性 132.9 女性 98.1 脳梗塞 男性 128.9 女性 121.8  
急性心筋梗塞 男性 144.8 女性 139.0

○いきなり要介護3以上になった人についての背景を考える。 …資料2

- ・R1年度介護認定なし 17,869人のうちR2年度介護度3以上 253人。
- ・新規発症した生活習慣病が脳血管疾患 48人(19.0%)、腎不全 33人(13.0%)。
- ・基礎疾患である高血圧治療が、201人(79.4%)。

#### ●保健部会長からの助言

- ・心筋梗塞、腎不全では亡くなるが、脳卒中では亡くならない。
- ・血圧が高く、服薬していても期間が長くなると「やめてもいいか」と相談がある。
- ・自己中断する人が多い、自己中断して脳卒中になっている。
- ・若い人の脳出血がすごく多く、手術して助かっても脳のダメージが大きく、様々な障害が残っている。高血圧治療は、脳卒中予防であり、あたってからでは遅い。
- ・高血圧治療していてもコントロールが上手くいってない時は、薬の調整不足と、塩の取りすぎで薬が効いていない(治療抵抗性)などがある。
- ・家庭血圧の測定が大事で、「家庭血圧計を一家に一台」の普及が大事である。

### 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の実績報告、計画について

年度	ハイリスクアプローチ	ポピュレーションアプローチ
R3 実績	【生活習慣病重症化予防】 後期健診結果から糖尿病(75~79歳)、高血圧(75歳)で未治療者への受診勧奨、保健指導を実施。	【フレイル予防等などの健康教育、健康相談】 ・居場所の希望する所等 19か所
R4 計画	【生活習慣病重症化予防】 高血圧の事業対象年齢を79歳までに拡大する。	【フレイル予防等などの健康教育、健康相談】 居場所の希望する所のほか、公衆浴場等(1~2か所)拡大する。

①早世死亡（65歳未満） 令和元年

	死亡総数	男性		女性	
		死亡数	割合	死亡数	割合
全国	1,381,093	東通村 17	23.0	藤崎町 13	10.9
青森県	18,424	西目屋村 2	20.0	東北町 14	10.4
青森市	3,685	大間町 10	20.0	野辺地町 9	8.9
八戸市	2,899	三戸町 18	18.8	五所川原市 31	7.9
弘前市	2,443	新郷村 6	18.8	八戸市 106	7.8
十和田市	874	おいらせ町 27	18.5	黒石市 18	7.5
むつ市	869	田舎館村 12	18.2	平川市 18	7.5
五所川原市	810	階上町 18	17.8	青森市 145	7.5
つがる市	572	六戸町 15	17.6	六戸町 5	7.2
黒石市	468	三沢市 41	17.3	平内町 7	7.1
平川市	455	六ヶ所村 11	15.7	階上町 6	7.1
三沢市	434	今別町 6	15.4	むつ市 29	7.1
南部町	322	野辺地町 14	15.2	六ヶ所村 4	6.9
七戸町	308	平内町 14	14.4	南部町 11	6.9
五戸町	289	横浜町 6	14.3	弘前市 81	6.6
東北町	280	外ヶ浜町 9	14.1	青森県 590	6.5
おいらせ町	278	十和田市 61	13.4	全国 42,889	6.4
藤崎町	232	青森市 234	13.4	田舎館村 4	5.6
鶴田町	227	むつ市 61	13.3	三沢市 11	5.6
板柳町	213	黒石市 30	13.2	風間浦村 1	5.6
鱒ヶ沢町	196	東北町 19	13.0	大間町 2	5.4
平内町	195	青森県 1,189	12.8	大鱒町 5	5.0
野辺地町	193	八戸市 196	12.8	十和田市 20	4.8
大鱒町	190	蓬田村 4	12.5	今別町 2	4.8
中泊町	185	板柳町 13	12.3	深浦町 4	4.7
階上町	185	深浦町 10	12.0	鶴田町 5	4.6
三戸町	181	弘前市 145	12.0	新郷村 1	4.5
深浦町	168	全国 83,881	11.9	中泊町 4	4.5
六戸町	154	五所川原市 49	11.7	横浜町 2	4.3
田舎館村	137	平川市 24	11.2	東通村 2	4.1
外ヶ浜町	131	南部町 17	10.5	五戸町 5	3.5
六ヶ所村	128	中泊町 10	10.4	七戸町 6	3.5
東通村	123	五戸町 15	10.2	鱒ヶ沢町 3	3.0
田子町	112	つがる市 29	10.1	板柳町 3	2.8
横浜町	89	風間浦村 3	9.7	つがる市 7	2.5
大間町	87	七戸町 13	9.6	おいらせ町 3	2.3
今別町	81	鶴田町 11	9.3	田子町 1	1.7
蓬田村	57	佐井村 2	7.1	外ヶ浜町 1	1.5
新郷村	54	鱒ヶ沢町 6	6.3	三戸町 1	1.2
佐井村	52	藤崎町 7	6.2	蓬田村 0	0.0
風間浦村	49	大鱒町 3	3.3	西目屋村 0	0.0
西目屋村	19	田子町 1	1.9	佐井村 0	0.0

②標準化死亡比（SMR） 平成25年から29年

		脳出血		脳梗塞		急性心筋梗塞	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
中泊町	164.7	田子町 146.6	平内町 184.1	平内町 193.5	横浜町 217.9	今別町 177.3	
平内町	151.5	野辺地町 140.3	大鱒町 179.9	おいらせ町 186.6	佐井村 201.7	六ヶ所村 171.8	
横浜町	150.9	六戸町 135.8	横浜町 170.2	大鱒町 184.0	蓬田村 200.2	大間町 168.2	
野辺地町	150.5	五所川原市 131.8	黒石市 166.9	板柳町 182.2	風間浦村 198.8	野辺地町 167.3	
六戸町	150.1	三沢市 126.9	東北町 162.3	六戸町 164.4	野辺地町 195.0	蓬田村 163.6	
田舎館村	148.3	横浜町 125.0	八戸市 158.9	八戸市 159.2	六ヶ所村 184.6	横浜町 162.0	
おいらせ町	147.4	三戸町 123.0	六ヶ所村 155.3	田子町 158.1	大鱒町 183.7	外ヶ浜町 158.4	
八戸市	145.8	黒石市 122.8	青森市 152.7	横浜町 156.7	田舎館村 178.0	板柳町 153.0	
平川市	145.1	階上町 121.1	六戸町 150.6	三沢市 156.1	黒石市 175.3	田子町 151.9	
七戸町	144.6	六ヶ所村 117.8	おいらせ町 146.9	三戸町 154.2	板柳町 170.0	風間浦村 149.6	
五所川原市	144.4	十和田市 117.3	佐井村 146.7	東通村 152.3	西目屋村 163.4	三戸町 147.8	
大鱒町	143.4	東通村 115.6	三戸町 144.3	青森市 148.6	青森市 160.9	弘前市 139.0	
むつ市	140.0	五戸町 115.6	西目屋村 144.1	風間浦村 142.6	外ヶ浜町 157.4	青森市 136.4	
南部町	139.6	東北町 114.6	新郷村 141.2	西目屋村 141.5	三戸町 151.9	藤崎町 132.5	
風間浦村	137.1	おいらせ町 113.5	板柳町 139.6	中泊町 140.9	田子町 150.8	黒石市 127.3	
六ヶ所村	136.7	むつ市 111.7	青森県 139.6	青森県 135.3	弘前市 144.8	六戸町 119.0	
東北町	136.7	田舎館村 111.1	南部町 137.8	蓬田村 135.0	今別町 143.3	七戸町 117.7	
田子町	136.4	八戸市 109.3	蓬田村 137.7	新郷村 132.3	おいらせ町 136.1	大鱒町 116.8	
大間町	136.3	平内町 109.2	東通村 137.5	黒石市 129.7	東通村 132.2	佐井村 113.1	
西目屋村	136.0	風間浦村 109.1	つがる市 137.5	五戸町 128.4	南部町 131.7	平内町 111.7	
新郷村	134.9	大間町 108.8	階上町 137.1	田舎館村 128.1	藤崎町 129.9	青森県 110.7	
弘前市	132.9	青森県 107.2	田子町 137.0	南部町 126.0	青森県 126.5	田舎館村 110.5	
蓬田村	131.3	新郷村 106.5	藤崎町 136.0	今別町 125.6	平川市 126.2	南部町 108.5	
十和田市	130.2	西目屋村 104.0	大間町 132.3	東北町 124.2	深浦町 122.7	東通村 101.2	
五戸町	130.0	蓬田村 102.8	田舎館村 132.3	鱒ヶ沢町 123.4	五戸町 120.4	西目屋村 100.5	
東通村	130.0	鶴田町 100.2	鶴田町 130.9	弘前市 121.8	三沢市 114.6	全国 100	
青森県	129.6	全国 100	風間浦村 129.7	六ヶ所村 121.2	中泊町 114.5	おいらせ町 95.9	
佐井村	129.3	佐井村 99.2	弘前市 128.9	野辺地町 120.5	六戸町 114.0	新郷村 93.2	
黒石市	128.5	平川市 98.9	五戸町 128.5	五所川原市 117.7	大間町 111.3	平川市 92.2	
今別町	126.8	弘前市 98.1	三沢市 128.1	平川市 117.2	十和田市 111.1	東北町 92.0	
三戸町	123.9	青森市 97.6	平川市 127.7	つがる市 116.9	七戸町 110.0	むつ市 87.3	
藤崎町	118.7	中泊町 96.5	五所川原市 127.1	鶴田町 114.8	新郷村 107.6	鶴田町 85.3	
鶴田町	117.1	大鱒町 96.5	野辺地町 126.6	むつ市 112.7	鶴田町 102.0	十和田市 85.2	
階上町	116.2	鱒ヶ沢町 94.9	深浦町 122.8	階上町 111.1	東北町 100.6	八戸市 82.5	
深浦町	115.9	外ヶ浜町 94.9	鱒ヶ沢町 117.1	藤崎町 110.6	全国 100	中泊町 80.5	
三沢市	114.7	南部町 93.4	中泊町 116.0	大間町 109.2	平内町 99.6	階上町 79.5	
板柳町	110.8	今別町 92.7	外ヶ浜町 115.4	十和田市 109.0	むつ市 98.8	つがる市 79.0	
鱒ヶ沢町	109.1	つがる市 92.7	今別町 113.9	佐井村 107.5	鱒ヶ沢町 95.2	三沢市 75.9	
外ヶ浜町	106.7	板柳町 91.2	十和田市 113.8	外ヶ浜町 107.3	五所川原市 78.7	鱒ヶ沢町 72.1	
青森市	102.1	藤崎町 89.5	むつ市 113.5	七戸町 106.1	八戸市 77.0	五戸町 63.5	
全国	100	七戸町 86.4	七戸町 104.9	全国 100	つがる市 75.5	五所川原市 61.7	
つがる市	88.7	深浦町 83.1	全国 100	深浦町 82.4	階上町 50.8	深浦町 53.5	

案件3 令和3年度運営状況調査結果について  
資料101～106ページ

○運営状況調査

- ・本調査は、国が示した全国統一の評価指標を使って地域包括支援センターの運営状況を評価するためのものです。

○調査結果

- ・表中の結果欄にある「1」は評価指標達成、「2」は評価指標未達成を示しています。
- ・項目1-1の組織・運営体制に関する指標では、7包括中6包括が達成度100%となっています。指標項目Q16で「2」の回答になったところは、看護師を保健師に準ずる者として配置しているためです。
- ・1-2の個人情報の保護に関する指標、1-3の利用者満足の向上に関する指標、2-1の総合相談支援の指標では、全包括が達成度100%となっています。
- ・2-2の権利擁護の指標では、7包括中3か所が100%の達成度となっています。評価指標Q40で「2」と回答したところは、消費者被害に該当する相談事例がなかったものです。
- ・2-3の包括的・継続的ケアマネジメント支援の指標では、7包括中6か所が100%の達成度となっており、1か所が指標Q46「出前講座等の開催」が未実施でした。
- ・2-4の地域ケア会議の指標、2-5の介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の指標、3-1の在宅医療・介護連携の指標では、全包括が達成度100%となっています。
- ・3-2の認知症高齢者支援の指標で、評価指標Q66を「2」と回答したところは、認知症初期集中支援チーム（※1）に訪問依頼を要する対象者がいなかったものです。
- ・3-3の生活支援体制整備の指標では、令和3年度中に全圏域に第二層生活支援コーディネーター（※2）を配置し終え、各包括において連携した取り組みができています。

※1）認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を支援する医療・介護・福祉の専門職によるチームで、家庭を訪問して、心配ごとや困りごとなどのお話を伺い、適切な医療やサービスが受けられるように最長6か月を目安に支援を行う。当市では、第三地域包括支援センターに当チームを設置しており、市全域を対象に活動している。

※2）生活支援コーディネーターとは、地域において高齢者の生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者である。

## 案件4 地域課題について（資料107～110ページ）

## 107～108ページの表の見方

令和3年度に各地域包括支援センターが活動を通じて把握した地域課題、それに対する市、関係団体への提言について、集約・整理したものが、右の欄の「市レベルの地域課題」と「市への要望」に記載した部分です。「市レベルの地域課題」は多職種で課題を共有し、解決策を検討する必要があると考えられるものであり、「市への要望」は市が主体となって取り組むべき項目と考えられるものです。

## 地域課題として

- ①複合的・重層的な課題に対する相談支援体制の強化
  - ②医療介護連携
  - ③多様な社会資源の開発
  - ④一人暮らしや身元保証人等がない高齢者への支援体制が不十分
- の4つに整理しました。

このうち、①と④は平成30年度、31年度からの継続課題となっており、市の取組の進捗状況を補足説明します。

## 【① 複合的・重層的な課題に対する相談支援体制の強化】について

地域課題で捉えられているとおり、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制だけではそれらへの対応が困難となってきております。

重層的支援体制では、個別の属性を問わない、包括的な支援体制の構築と、地域づくりに向けた支援を推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図ることとされております。

そのためには、当該事業において「相談支援」・「参加支援」・「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を通じて、継続的な伴走支援をするとともに、多機関協働による支援を実施し、その結果生じる相互作用により、支援の効果を高めることが必要となってまいります。

現在、市では、国が求める重層的支援体制整備に向け、庁内関係部署に対し、事業に係る様々な内容を共有し、事業構築に向けた準備をしております。

また、地域福祉計画においてもその理念等を反映させ、庁外の様々な機関や団体とも連携できるよう検討しております。

なお、当該事業は、新たな機関等を設けるものではなく、既存の相談支援の取組や事業を活かしつつ、属性を超えた支援を円滑に行えるよう、課題の共有や解決に向けた仕組みづくりを基本とするものであります。

【④一人暮らしや身元保証人等がない高齢者への支援体制が不十分】について

市では、令和 2 年 4 月から、弘前圏域 8 市町村による「弘前圏域権利擁護支援センター」を設置運営し、認知症をはじめ、判断能力が低下した方を支援する成年後見制度を含めた権利擁護に関する体制を強化しております。

その一環として市民後見人を隔年で養成し、令和 2 年度には 30 人が養成講座を修了しております。

制度利用にあたって、身寄りがない等の理由により申立てする方がいない場合は、首長が申し立てを行う「市長申立」により対応をしておりますが、市長申立にあつては、本人の状況を的確に把握する必要があり、親族調査等を行うため、成年後見人等が決まるまでには標準的に数か月を要します。

なお、令和4年度には市民後見人を15人程度養成を行う予定で、引き続き制度とそれを支える人材の育成に努めていきます。

成年後見制度の対象とならない方への支援については、体制が不十分であると認識しており、今後関係機関と検討していきます。

#### 109～110ページ

この資料は、107～108ページに記載した地域課題に対する市の取組状況について、事前に庁内各課に照会した結果です。

地域包括支援センター運営協議会は、市レベルの地域課題を共有し、対応を検討する場ともなっております。今回は、書面での意見聴取となりますが、現在の取組や今後の取組についてご意見等がございましたら、意見書への記載をお願いいたします。